



Title	河西帰義軍節度使の朱印とその編年
Author(s)	森安, 孝夫
Citation	内陸アジア言語の研究. 2000, 15, p. 1-121
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/20397
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

河西帰義軍節度使の朱印とその編年

森 安 孝 夫

巻頭図版 (カラー 10 葉, モノクロ 5 葉)⁽¹⁾

- 1 はじめに
 - 2 研究史
 - 3 節度使印と觀察使印の併存
 - 4 朱印使用状況一覧
 - 5 張議潮・張淮深時代 (第Ⅰ期)
 - 6 張氏節度使後期から金山国時代 (第Ⅱ期～第Ⅲ期)
 - 7 曹議金 (914～935) 時代 (第Ⅳ期)
 - 8 曹元德 (935～939) 時代 (第Ⅴ期)
 - 9 曹元深～曹元忠前期 (第Ⅵ期)
 - 10 曹元忠中・後期～曹延恭～曹延祿時代 (第Ⅶ期～第Ⅷ期)
 - 11 周辺独立王国の朱印
 - 12 おわりに
- 帰義軍節度使印関連年表
略号・文献略号
文献目録
フランス語要約
別表「朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」
折り込み「帰義軍朱印編年図表」

1 はじめに

漢字の印文を持つ方形の印章は、いうまでもなく中国において官爵制度と密接に結びついて発達してきたものである。そしてそのような公式の印章は、遅くとも漢代までには周辺諸民族にも与えられ、中華帝国を中心とする華夷秩序をヴィジュアルに表徴するものとなっていた。中国皇帝を頂点として、国内の臣下も国外の藩臣も細かく序列化されたわけであるが、その序列をヴィジュア

(1) 巻頭のカラー図版 10 葉には、本稿で扱う帰義軍節度使印、觀察使印、留後印の計 9 件と、甘州ウイグル王国印 1 件について比較的良好な状態のものの原寸大写真を、1 葉毎に 1 件ずつ掲載する。原則的に各件につき別の印影を 2 点ずつ選んであるが、それができなかった 3 件については、同じ印影の拡大写真を下段に入れた。モノクロ

ル化するのが印章の大きさ・材質・鈕（印章のつまみ）の形態、印文とその書体、及び鈕に付ける綬（組ひも）の色である。中国文化圏全体の印章制度を復元するためには、印章の原物が必要であるが、実際に出土する例はきわめて稀である。そこで次善の策として考えられるのが、漢籍史料からの情報収集と、原物よりはるかに遺存例の多い朱印の収集である。朱印から分かるのは上記の六つの要素のうち、印文とその書体、並びに大きさの三つのみであるが、それでも歴史学の史料としては真に重要である。

今からちょうど百年前に敦煌莫高窟の一洞窟（現第 17 窟）に封蔵されているのが見つかったいわゆる敦煌文書には、漢字の印文を持つ公式の朱方印の押されたものが相当数含まれていた。朱印が押された文書の本体はほとんどが漢文で書かれているが、時にチベット文・コータン文のものが見られる。もしトゥルファン出土文書にまで対象を広げれば、ウイグル語文書に漢字の朱印が押された例も多数ある。日本や朝鮮のように漢文そのものを文章語として受け入れた場合ならば朱印が漢字で刻されていてもなら不思議はないが、本文がチベット語やコータン語やウイグル語で書かれていながら、朱印だけは漢字であるというのはいささか異常である。この異常な現象は、紙文書の上に朱印を押すという行為そのものと共に、中央アジアが中国文化の巨大な影響を受けたことを示唆している。そのことは、さらに、朱印の天地の方向が横書きであるチベット語・コータン語の本文とは九十度ずれており、これらの外国語を漢文と

✧ 図版 5 葉には、これら 10 件の朱印の印影模写を掲げる。そのうち 6 件は、チュグエフスキー論文（Чугуевский 1983b；魏迎春中文訳）ないしそれに依拠した『敦煌學大辭典』と重複するが、それらの印影模写には不正確な部分が多い。ここに新たに掲げる印影模写は、中部ワードサービスの金子智広技師の全面的協力により各印の原寸大カラー写真からコンピュータによる画像処理で朱の印影のみを抽出したものを基礎にしながら、私の現地メモとアイ＝コピーを参考にして作成した合成模写である。それゆえ原寸大を維持しているはずであるが、本文中で述べるような理由による誤差は避けられない。また、朱が残っていない箇所でも、確実に推定される部分は実線で書き足し、不確実なところは破線にし、推定不能のところは空白のままにしてあることをお断りしておく。

同じく縦書きとみなした場合に正しい方向になるように押すという伝統に、⁽²⁾ 如実に現われている。

敦煌・トゥルフアン出土文書に限らず、中央～東アジアの公文書に押された朱印を読むことの意義は、1) それが使用されている文書の発行地や発行主体を特定し、2) 紀年不明、あるいは六十干支、十二支のみでしか紀年が表示されていない場合に、文書の年代をより正確に決定すること、3) さらに当該文書の性格や内容をより深く理解すること、の3点にある。典籍史料ではなく生の古文書を扱うときには、本文テキストのみならず書体や書式、さらに用紙の規格や紙質、保存状態などの古文書学的情報をつぶさに観察することが重要であるが、文書が正式のものであることを保証する朱印がある場合には、その寸法や押された場所など、背景にある印章制度や朱印の機能面をも考察することによって、豊かな成果が期待されるのである。

ところで、一般的に古文書に残された朱印を読むというのは、きわめて困難な作業である。初めから印影がほぼ完全に残っていることはむしろ少ないし、長い年月を経て、朱が剥げ落ちたり、紙が茶褐色に変色して、見分けがつきにくくなっているからである。ましてや敦煌文書の場合、その性格からして、朱印のある文書がいったん反故になり、その紙背や空白部が再利用されて、偶々残ったというものが多いため、印影の損傷が激しく、解読は並大抵ではない。それ故、既発表の解読結果についても、細心の注意を払って検証する必要がある。他の研究者による解読結果を鵜呑みにして安易に引用したり、それに依拠して新しい推論を提示したりすると、大きな間違いを犯す恐れがある。もちろん、先学の解読結果が正しい場合には、あくまでそのプライオリティが尊重されるべきであって、その学恩を無視するやり方は許されない。最近出版されたばかりの『敦煌學大辭典』(上海辞書出版社、1998)には、主に沙知氏担当の「印

(2) これについては既に森安 1980b, p. 56 で指摘した。そこで言及したコータン語文書 P. 5538 a やチベット語文書 P. T. 1081, P. T. 1082, 並びに本稿で取り上げる P. T. 1124 が典型的な例である。ただ後注 7 で言及する P. T. 1189 はその稀な例外である。

章」の項があり、印影の模写や寸法の表示まであって一覧には便利であるが、残念ながら、個々の朱印について当然言及されるべき解読者の名前も、依拠した⁽³⁾先行研究も引用されていない。さらに、そこに掲げられた28点の印影模写のうち半数近くは、後述するチュグエフスキー論文からの不完全な転載であり、時々見られる寸法の多くはバリ目録からの孫引きに過ぎず、印文についても先行研究を孫引きしただけで原文書をチェックしていないことに由来する重大な誤りが見られるのである。

本稿で対象とする朱印は、9世紀中葉から11世紀初頭までの時期、すなわち河西帰義軍節度使政權時代に使用された方形の公印のうち、特に政權トップである節度使ないしその代理者によって使われたものである。4～5世紀から11世紀はじめに及ぶ敦煌文書であるが、その残存件数が圧倒的に多いのはこの時代であり、従ってその帰義軍節度使時代の敦煌史の編年の復元が最もよく進んでいることは、周知の通りである。その時代に関する研究は、先駆的にして包括的な藤枝晃氏の論文「沙州帰義軍節度使始末」(藤枝1941～1943)から、近年の榮新江氏の労作をまとめた『歸義軍史研究』(上海古籍出版社、1996)⁽⁴⁾まで、汗牛充棟の様相を呈している。ところが、その中にあって、朱印に着目した論文は、ことのほか少ない。

2 研究史

敦煌文書に現われる公式の朱方印をまとめて読んだのは、おそらく王重民氏

(3) 例えば「内文思使之印」の項では土肥義和氏の1988年論文が言及されて然るべきである。

(4) 1996年に出版された榮新江氏の『歸義軍史研究』は、それまでの同氏の多数の論文を総合した労作であるだけでなく、従来の敦煌学の中にあっても燦然と輝く金字塔である。本稿も榮氏の成果に依拠するところがきわめて多いが、引用に当たってはもっぱら本書を利用し、その先行論文にまで言及することは、一部の例外を除き、原則として行なわない。

が最初であろう。⁽⁵⁾ 彼が 1934～1938 年に中国からパリに派遣されて、フランス国立図書館蔵のペリオ将来敦煌文書を整理した成果が「伯希和劫経録」として『敦煌遺書総目索引』（北京，商務印書館，1962）に入ったが，その随所に朱印の注記がある。一方，ほぼ同時期に仁井田陞氏が唐代の官印に注目しており，1940 年に発表した論文「唐代の古文書に見えたる官印」の中で敦煌文書中の朱印にも論及している。次にロンドンのスタイン将来敦煌文書についてのいわゆるジャイルズ目録 L. Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, London 1957 があり，多くの朱印を解説していて，ジャイルズ氏の苦心の跡がしのばれる。さらに，朱印の解説を組織的にやり直したのが，長年パリで敦煌出土漢文文書の研究に従事した陳祚龍氏である：Chen Tsu-lung, “Liste alphabétique des impressions de sceaux sur certains manuscrits retrouvés à Touen-houang et dans les régions avoisinantes.” In: *Mélanges publiés par l’Institut des Hautes Études Chinoises*, Tome II, Paris 1960, pp. 5-14, +2 pls.; “Liste supplémentaire des impressions de sceaux officiels sous les T’ang et les Cinq Dynasties.” *Journal Asiatique* 251 - 2, année 1963, pp. 257-263, +3 pls. 後にこの両者は一つにまとめられ，さらに若干の補訂を加えて中文で発表された（陳祚龍『敦煌學要篇』1983 所収）。

陳氏の仕事はまことに貴重なものであるが，その最大の欠陥は朱印の寸法について記載がないことである。同じ欠陥は，上記の王重民目録，ジャイルズ目録，さらにはオルデンブルク将来のサンクト＝ペテルブルク所蔵敦煌文書の *Описание китайских рукописей Дуньхуанского фонда Института Народов Азии*, 2 vols., Москва 1963-67 [以下，ロシア目録と略称⁽⁶⁾] にも見られる。ただ一人，仁井田氏のみは寸法に関心を示したが，残念ながら，氏には直接原文書に触れて

(5) 先駆的な解説は，例えば蔣斧『沙州文録』（上海，1924）などにまで遡るであろう。ここでは P. 4638 の「沙州節度使印」と P. 4632 の「金山白衣王印」が読まれたが，「河西都僧統印」は「沙州都僧統印」と誤読されていた。

(6) その中文訳が『俄藏敦煌漢文寫卷叙録』（2 卷，上海古籍出版社，1999）である。

調査する機会は少なかった。原寸がわかれば、たとえ印影が一部しか残っていても、既に明確になっているものと対照することによって、どの印か判明することが往々にしてあるのである。このような考えのもとに、私は今から20年以上前の1978～1980年にフランス政府給費留学生としてパリに滞在していた時に、敦煌文書中の朱印を調査し、印文の比較研究と大きさを計測する作業を行っていた。その時、帰義軍時代のチベット語文書に押された漢字朱印の解読も試みたが、その成果が、偶然にも印刷直前であった A. Spanien & Y. Imaeda (eds.), *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tome II, Paris 1979 に取り込まれたのである。⁽⁷⁾

陳氏の研究はパリに所蔵される敦煌文書を主な対象とし、先行研究を利用してロンドン・北京・京都にあるものまでは目配りできたが、サンクト＝ペテルブルク所蔵のものにまでは手が及ばなかった。このことと、さらに朱印の寸法が全く記されないという二つの欠陥は、約20年後に、ロシアのチュグエフスキー氏によって補なわれた：Л. И. Чугуевский, “Официальные и монастырские печати на фрагментах Дуньхуанского фонда ЛО ИВАН СССР.” In: *Китайские*

(7) P. T. 1081「河西道觀察使印」, P. T. 1082「河西・・鎮(?)道(?)・・之印」, P. T. 1189「肅州之印」。前二者については、スパニアン・今枝両氏の本の書評において、私自身も言及した、cf. 森安 1980b, pp. 63-64. それ以後、最新の「敦煌學大辭典」に至るまで、「河西道觀察使印」はその読みが疑われることなく、通用している。本稿で初めて印文の模写を示すように、今も私は当初の読みに自信を持っている。それに対し、「河西・・鎮(?)道(?)・・之印」は冒頭の読みから誤っていたので、本稿で改めてその再解読案を提示したい[第11節参照]。三番目の「肅州之印」も私の新読であるが、実はラルー目録第2巻, p. 79 では、P. T. 1190 に「肅州之印」のあることが注記されていた。P. T. 1189 に2個押されている朱印は共に縦横 5.1 × 5.2 cm, P. T. 1190 に押されている朱印は縦横 5.3 × 5.2 cm であり、この両者は同じ印に相違ない。この P. T. 1189 文書には、透明に近い薄絹が補強のために貼り付けられたため、縦方向に強い収縮が起こり、それに伴って印鑑の寸法も縦方向に縮み、上記のような誤差が生じたのである。なお、P. T. 1189 に押されている朱印は、他のほとんどのチベット語・コータン語文書の漢字朱印が、横書きの本文とは九十度向きを変えて押してある[cf. 森安 1980b, p. 56] のに対し、本文と同じ向きである。換言すれば、文書を縦方向に長く置けば、そのままチベット語本文も漢字印文も正しく読めるのである。

документы из Дуньхуана, выпуск 1, (Памятники Письменности Востока, LVII-1), Москва 1983, pp. 268-274 (荒川正晴和訳, 魏迎春中文訳あり)⁽⁸⁾。特筆に値するのは、氏が印面を原寸大で模写していることである。後にこれを転載した『敦煌學大辭典』では、サイズが任意に縮小されてしまっているの、その価値が減殺されている。⁽⁹⁾

大英図書館に所蔵されるスタイン将来漢文文書を扱ったジャイルズ目録は労作ではあるが、朱印の寸法の記載はなかった。その点、長い年月をかけて作られたフランス国立図書館所蔵ペリオ将来漢文文書のカタログ *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale*, 5 vols., Paris 1970 ~ 1995 [以下、パリ目録と略称]⁽¹⁰⁾ は実にゆきとどいており、いうまでもなく朱印の大きさの記載もある。ただ、通覧してみてもささか奇異に感じたのは、私が20年以上前に計測した数値とかなりの誤差があることであった。そこで、この度、1998~1999年に日本政府文部省派遣の在外研究員としてロンドン及びパリに滞在する機会を得たのを幸いに、大英図書館とフランス国立図書館に所蔵される敦煌文書の朱印の再調査を行なった。その結果、次のようなことが判明した。

私が朱印の大きさを計る時には、同じ印章で押された印影でも、朱のつけ方や紙の種類によって誤差が生じるという前提のもと、各印影の四周のラインの外縁から外縁までを計っている。それ故、必然的に、一文書に押された同一の印影についてさえいくつもの計測値が得られるのである。このやり方には、これまで未だ読めていない印影を寸法から類推し比定していく際の比較資料を集

(8) П. И. Чугаев (著), 荒川正晴 (訳注) 「ソ連邦科学アカデミー東洋学研究所所蔵、敦煌写本における官印と寺印」『吐魯番出土文物研究会会報』98/99, 1994, pp. 1-14 はその和訳, 丘古耶夫斯基 (著), 魏迎春 (訳) 「俄藏敦煌漢文写卷中的官印及寺院印章」『敦煌學輯刊』1999 - 1 (総 35), pp. 142-148 はその中文訳である。

(9) ただ、幸いなことに魏迎春氏による中文訳 (丘古耶夫斯基 1999) では原寸大を維持している。

(10) ただし第2巻は未刊である。

める目的もある。もちろん、極端ににじみがある場合、そこは無視して計ってある。それに対して、パリ目録第3～5巻の編集者達は、印影の外縁から外縁ではなく、その印影の元になった印章の本来の大きさを推定すべく、四周の細いラインの中央あたりを基準にして計測し、しかも唯一の数値しか提示していないのである。従って、ほとんどの場合、パリ目録の計測値は私のそれよりも小さくなっている。ただし、第3～5巻とは編集者がちがう第1巻のみは、私のやり方に近いようである。また、ロンドンのスタイン文書の調査とも合わせて気付いたことであるが、同じ朱印でも押された紙の質やその後の扱い方で大きさが相当に変化するだけでなく、保存状態によってもまた変化する。例えばガラス板やプラスチック板に挟まれたものは圧力で伸長する傾向にあり、補強や修復のために別紙が貼り付けられたり、ペリオ文書のように薄くて透過性のある絹を文書の両面ないし片面にべったりと貼り付けると、縮小する傾向が看取される。ペリオ文書について、ここに一例を挙げよう。パリ目録ではP. 3573, *Pièce 1* に5個も押されている朱印が読めないと言うが、私が実見したところそれはP. 3573の本体である『論語義疏』に押されているのと同じ「宣諭使圖書記」であった。パリ目録ではP. 3573の朱印が4.8 × 4.8 cmであるのに対しP. 3573, *Pièce 1*の方が4.5 × 4.5 cmとなっていて大きさが異なっているが、それは断片の方に修復の紙が全面に貼り付けられて縮んだためなのである。これは同じ文書の同じ朱印について差異が見られる例であるが、計測の年代、別の見方をすれば修復してから時間の差によって違いが生じる場合もある。例えば既に40～50年前に作られたラレー目録に記載されるペリオ将来チベット語文書の紙の大きさは、現在では相当に小さくなっていることが多い。朱印の大きさについて私の20年前の計測値と今回の計測値、そしてパリ目録の計測値にとても無視できない違いが生じた原因は、このようなところにもあるのである。⁽¹¹⁾

(11) しかし、このような計測法の違いに関係なく、明らかにパリ目録の数値が誤っている場合がいくつか見られた。P. 3388 (Mil. 3), P. 3347 (Mil. 4 & Adm. 4), P. 3878 (Mil. 6) がそうである。本論文末に付した別表を参照。

なお、今回の調査に当たっては、フランス国立図書館の東洋写本部長コーエン M. Cohen 女史から特別の御配慮を頂いた。本論文付載のカラー写真も同部長の許可と直接の監督の下に撮影されたものである。特記して感謝する次第である。

3 節度使印と觀察使印の併存

さて、帰義軍時代に属すると判明している朱印が、紀年のない文書の年代決定に有効であることは言うまでもないが、それらの朱印がさらに細かく年代順に分類できるとしたら、より精密な年代決定の手段となろう。私はかつてのパリ留学時代に既にこのことに気付き、本稿の骨格となる帰義軍節度使朱印編年論の構想を練っていたが、その根幹の一つは、「歸義軍節度使新鑄印」並びに「瓜沙等州觀察使新印」の両者は共に 955 年以後のものであるというアイデアであった。ところがそれと同じアイデアは、1983 年に敦煌研究院の施萍亭女史により先に発表されてしまった⁽¹²⁾。実は「歸義軍節度使新鑄印」については早くから藤枝氏が 955 年の入朝と結び付けていたが⁽¹³⁾、もう一方の「瓜沙等州觀察使新印」にまでその見方を及ぼしたのは、施女史が初めてなのである。共に新(鑄)印であることに着目すれば、誰でも容易に気付くことかもしれないが、やはり女史の論文は画期的と言わざるをえない。藤枝氏や施女史の考えの基になる史料は次のようなものである。

周顯德二(955)年、^{原文其州}甘州可汗・沙州節度觀察使留後曹元忠、各遣使進方物。其外、瓜州團練使仍舊隸沙州、以歸義軍節度觀察留後曹元忠為節度使、以知瓜州軍事曹元恭為瓜州團練使、仍各鑄印以賜之。^{あらわす}皆旌來王之意也。

『太平寰宇記』卷 153 - 2a, 隴右道四, 沙州之条 (文海出版社版, 二, p. 352b)

(12) 施 1983, p. 146 = Shi Pingting 1984, pp. 123-125.

(13) 「帰義(三)」pp. 67-68.

義金卒，子元忠嗣。周顯德二（955）年来貢，自稱留後。世宗命以節度使・檢校太尉・同中書門下平章事，鑄印賜之。

『宋会要輯稿』卷 198，蕃夷五，瓜沙二州之条，（中華書局版，p. 7767a）

ここには節度使としか書かれていないが、『宋会要輯稿』蕃夷五の統文からは，建隆三（962）年正月の時点で既に，曹元忠が帰義軍節度使であり，且つ瓜沙等州觀察処置管勾営田押蕃落等使であったことが明白である。さらにこのことは敦煌文書から十二分の裏付けを得ることができる。例えば，S. 2687 (1)『曹元忠夫婦布施疏』には「弟子河〔西〕歸義軍節度瓜沙等州管内營田觀察處置押蕃落等使」⁽¹⁴⁾とあるだけでなく，元忠が開運四（947）年に印刷させた大慈大悲救苦觀世音菩薩像（S. P. 9, P. 4514 (6)-1, P. 4514 (6)-4, etc.）の題記には「弟子歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管内營田押蕃落等使」とあった。後者は木版印刷であるから，その称号記載には絶大な信頼が置ける。一方，時期を遡ってみると，そもそも初代の帰義軍節度使である張議潮からして，大中五（851）年十一月，唐朝より帰義〔軍〕節度使，並びに河・沙・甘・肅・伊・西等十一州管内觀察使に任命されたのであり，光化三（900）年八月，唐朝は帰義軍節度副使・権知兵馬留後であった張承奉を正式に帰義〔軍〕節度・瓜沙伊西等州觀察処置押蕃落等使に任命した結果，S. 5747 (= G 7381) には「〔歸〕義軍節度・沙瓜伊西管内觀察處置押蕃」⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

(14) Cf.『遺書総目』p. 164；『真蹟積録』3，p. 94.

(15) 河は瓜の誤り。

(16) 『唐会要』卷 71，州縣改置下，隴右道之条，上海古籍出版社版，p. 1502. また，莫高窟第 98 窟甬道北壁供養人第一身の題記に「故外王父前河西十一州節度管内觀察処置押蕃落支度営田等使……張議潮」とある，cf.『帰義軍史』pp. 75-76.

(17) 『舊唐書』卷 20上，昭宗紀，中華書局版，p. 768. Cf.『帰義（一）』pp. 78-79；『帰義軍史』p. 92.

(18) 漢籍の方の「瓜沙」が，この敦煌文書では「沙瓜」という語順になっていることに注意。この方が実態に合っている。『講座敦煌』5，p. 139 で「瓜沙」とするのは誤り。この点，『帰義軍史』p. 94 は正しいが，文書を活字に起こした引用は誤解を招く恐れがあり，原文書の写真を確認する必要がある。また，索勲についても莫高窟第 196 窟

[落等使]]という称号が天復五(905)年という日付とともに見えている。⁽¹⁹⁾さらに同光二(924)年五月、後唐の莊宗(在位 923~926 年)は権知帰義軍節度留後であつた曹議金を、帰義軍節度使・瓜沙等觀察処置等使に任じたが⁽²⁰⁾、その結果、例えば議金の手紙草稿である P. 2675 bis は「河西歸義軍節度觀察處置管内營田押蕃落等使」⁽²¹⁾という肩書きで書き出されている。一方、敦煌莫高窟や榆林窟に残る仏教壁画の上に、多くの場合意匠をこらして立派に書かれた節度使たちの供養人題記を見れば、張議潮、索勳、曹延恭、曹延祿らが節度使と共に觀察処置使の号を帯びていたことは明白である。⁽²²⁾こうした事実、次のような『新唐書』百官志の記事を重ね合わせると、少なくとも唐後期には、節度使は初めから觀察使を兼ね、軍事と民事の官印を併せて保持する原則となっていたことを疑う必要はあるまい。

罷秩則交廳。以節度使印自隨，留觀察使・營田等印，以郎官主之。鎖節樓・節堂，以節院使主之，祭奠以時。入朝未見，不入私第。

『新唐書』卷 49 下，百官志下，外官・節度使之条(中華書局版，p. 1310)

今ここに、デ＝ロトゥール氏のフランス語訳を基礎に、太田^{いづる}出氏の助力を得

ノ 供養人壁画銘文に勅帰義軍節度沙瓜伊西等州管内觀察処置押蕃落營田等使とある，cf. 『供養人題記』p. 87.

(19) Cf. 『帰義軍史』p. 94.

(20) 『冊府元龜』卷 170，帝王部，來遠，中華書局版，p. 2057. Cf. 『帰義軍史』pp. 99-100.

(21) Cf. 『真蹟積録』4，p. 389；『帰義軍史』p. 103.

(22) 張議潮については，cf. 謝 1955，p. 102 = 『莫高窟題記』p. 31 (第 94 窟) = 『帰義軍史』p. 71；『莫高窟題記』p. 32 (第 98 窟)。索勳については，cf. 謝 1955，p. 412 = 『莫高窟題記』p. 87 (第 196 窟) = 『帰義軍史』p. 90；『莫高窟題記』p. 6 (第 9 窟) = 『帰義軍史』p. 90。曹延恭については，cf. 謝 1955，p. 298 = 『莫高窟題記』p. 168 (第 444 窟) = 『帰義軍史』p. 123；謝 1955，p. 305 = 『莫高窟題記』p. 171 (第 454 窟) = 『帰義軍史』p. 123。曹延祿については，cf. 謝 1955，p. 281 = 『莫高窟題記』pp. 164-165 (第 431 窟) = 『帰義軍史』pp. 125-126；『莫高窟題記』pp. 487-488.

(23) Des Rotours 1974，pp. 667-668.

て修正した和訳を提示する。

「節度使が退任する時には衙門をお上(実は後任者が来るまでは属下の者)に引き渡す。軍権に係わる節度使印は自ら皇帝のところまで持参するが、観察使や営田使など民政関係の印は地方に留め置いて、属下の者に司らせる。節度使の象徴である旌節を安置しておく建物ないし部屋には鍵を掛けて、節院使にこれを監督させ、必要な時にはお祭りをさせる。退任する節度使が都に戻っても、皇帝に謁見して節度使印をお返しするまでは、自分の邸宅に入ってはならない。」

通説によれば、唐～五代の節度使は、唐の府兵制崩壊後、辺境防衛の傭兵軍団の総指揮官として置かれた軍職であるが、安史の乱を契機に内地にも置かれるようになった。複数の州に亘るその管轄区域を「道」という。以後の節度使の多くは観察(処置)使を兼ねて道内の民政をも掌握し、なかでも強大な中国北部の諸節度使は半独立的な勢力となる。一方、節度使が置かれず、観察(処置)使がトップであった所もあったが、その場合でも観察使が(都)防禦使や(都)団練使、あるいは経略使を兼ねて軍政を扱っていた。節度使と観察使の区別があったのは、武官と文官は本来別であるという建前に由来するのか、それとも両者を分離して少しでも皇帝権力に刃向かう半独立勢力が生じる危険を防止しようとしたのか、その実際は分からない。しかし、節度使と観察(処置)使とを分けた経緯や建前がいずこにあったにせよ、同一人物が両方を兼ねることによってはじめて軍事権と行政・財政権の両方を掌握できたわけであるから、事実上の独立国家である河西帰義軍政権のトップも当然両者を兼ねていなければならない。つまり、この節度使の印章は常に2種あったはずである。私は施論文が発表される以前から、「歸義軍節度使新鑄印」と「瓜沙等州觀察使新印」のペアの他に、軍政・民政用に一對をなす同じ様な官印群が存在するはずであるという仮説を証明すべく、作業を進めてきた。その基礎的作業の結果得られた

データが、本稿末尾に別表として掲げる「朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」並びに次節の「朱印使用状況一覧」である。そして本稿での考察を踏まえた結論は第12節「おわりに」の後に付けた「帰義軍節度使印関連年表」並びに折り込みの「帰義軍朱印編年図表」に示してある。以下の本論に入る前に、先ずこれらを一瞥していただければ幸いである。なお、別表の「朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」には、出来る限り最初の解読者名を列挙する。

4 朱印使用状況一覧

以下にはまず各朱印毎に、それが押された文書の内容と年代を出来る限り一覧にして示すことにする。**Mil. 1**などの略号は、結論を先取りした形になっている。なお、紙質欄の凡例については、森安1985, p. 38を参照。

略号

- Mil.** = 節度使ないしそれに準じる軍政官が使用した印
- Adm.** = 觀察使ないしそれに準じる民政官が使用した印
- Mil. & Adm.** = 単独で軍政と民政の両方に使用可能の印
- Ind.** = 独立王国時代の王印

Mil. 1 : 「河西都防禦使印」 *Ho-si tou fang-yu-che yin* = “Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si”

[カラー写真 Planche I. 印影模写 Planche XI]

篆書、陽文、印文2行「河西都防／禦使印」

P. 2696

唐僖宗中和五年三月十四日車駕還京師大赦詔

年代：中和五(885)年

原文移録：『真蹟積録』4, pp. 263-267；中村1996, pp. 70-74.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』11, pp. 26-36 (良好)；『真蹟積録』4, pp. 263-

267.

紙質：ocre bruni 色（濃い目の黄褐色に染めてある）、漉き縞あり、薄手～中手の薄い方（表裏に薄絹を貼り付け）、中上質。裏面は空白であるが、4ヶ所ある紙縫上の下寄りに各1個ずつ朱印が押されている。

解説：黄巢の乱によって四川に避難していた僖宗が成都より長安に還り、中和五(885)年三月十四日に中和から光啓に改元され、この大赦の詔勅が發布された。本文書に関する先行研究と解説については、『書法叢刊』11, pp. 64-66 参照。中村裕一氏の研究によれば、大赦のような最重要文書は発布から3日以内に書写を終えねばならず、また長安からトゥルファン盆地の西州まで30～40日⁽²⁴⁾で届いたというから、それより近い敦煌へは通常ならば約1ヶ月でこの中和五年の大赦詔も到着したはずである。一方、菊池英夫氏は、天宝八(749)載六月十八日の勅が唐都から敦煌まで38日かかって届いたと思われる実例を指摘している。それ故、中和五年三月十四日の大赦詔は遅くとも五月末までには到着して⁽²⁵⁾いて然るべきであるが、敦煌文書には中和五年五月十八日の日付をもつ伝典題記があるので、この時点ではまだ改元の知らせ即ち大赦詔は届いていない。それでも S. 367 (= G 7140) の有名な『沙州伊州地志』には光啓元年十二月廿五日の題記があるので、それまでには改元の知らせが届いていたことは確実で、必然的にこの P. 2696 文書の朱印の使用年代は中和五(885)年と決定できる。

P. 3863

河西都防禦招撫押蕃落等使牒

年代：887年と考証

写真：『敦煌宝蔵』

紙質：beige～chamois β 色、粗い漉き縞あり、中手の薄い方～中手（表裏に薄絹を貼り付け）、中上～中質。朱印は末行下端の署名を覆うように1個。Cf.

(24) 中村 1991a, pp. 861, 881.

(25) 中村 1991a, pp. 928, 932, 935, 936. さらに、中村 1991b, pp. 490-491 も参照。

(26) 菊池 1980, p. 123.

パリ目録.

解説：裏文書に光啓三(887)年九月十九日の紀年があるから、表側はそれより以前とみなされる。前半は河西都防禦等使に任命されたばかりの某部なる人物が、任命に尽力してくれた端公に宛てて出した礼状。後半は、彼の治める州が経済的に困窮しており、僕射に救済を請う使者を送ったので、端公からも取りなしてくれるように依頼する内容。自分がなったばかりの河西都防禦使の公印を使用。当時は節度使政権トップの張淮深が既に尚書より1ランク上の僕射と称しており、ナンバー2が端公と呼ばれた李明振である。榮新江氏の研究によれば、淮深が尚書を称していた期間は872~887~(890)年、尚書より1ランク上の僕射を称していた期間は887~890年である⁽²⁷⁾から、本文書の年代を887年と特定して大過ないであろう。本文書の差出人である都防禦使は張淮深並びに李明振に次ぐ地位にいたにちがいない。

P. 2672 - 2

河西都防禦判官状

年代：不明

写真：『敦煌宝蔵』

紙質：beige clair ~ beige 色、漉き稿はほとんど見えない、中手の厚い方、中上質。朱印は末行下端の署名を覆うように1個。

解説：都防禦使自身ではなく、属下の都防禦判官が出した状の末尾部分2件。2件は貼り継がれているが、それは裏面の空白を利用して多数の詩ないし短文を書き写すためであり、共に本来の冒頭部ないし主要部は残っていない。さらに後に書き込まれた落書きも多く、内容把握は困難である。ただし状という公式の手紙であることは、書式と朱印より確実。1件目にのみ、都防禦判官[將]仕郎試[]の肩書きが見え、その下に彼の小字の署名がある。2件目に

(27) Cf.『帰義軍史』pp. 85, 88, 129. ただし榮氏は本文書を引用していない。

(28) 『帰義軍史』pp. 85-88, 131.

は肩書きは見えないが、小字の署名は同じものと判断してよい。朱印は1件目の文末にもその痕跡があるが、2件目のものしか判読できなかった。

Adm. 1 & 2 : 「河西道觀察使印」 *Ho-si tao kouan-tch'a-che yin* = “Sceau du commissaire impérial à la surveillance de la région de Ho-si”

[カラー写真 Planche II. 印影模写 Planche XI]

篆書，陽文，印文2行「河西道／觀察使印」

P. T. 1081 = ancien P. 3527

沙州帰義軍尚書チベット文牒

年代：ネズミの年；森安説は張議潮の856年

和訳：山口1985, pp. 513-514.

写真：Spanien / Imaeda 1979, Pl. 426.

紙質：chamois 色，粗い漉き縞あり，中～中上質。朱印は文末に1個。Cf. ルー目録；パリ目録；森安1980b, p. 63；王堯目録。

註：第5節においてチベット文の内容に言及し，年代について詳しく考証する。

**Mil. 2 ? : 未発見の「河西（道）節度使印？」ないし「河西（道）
帰義軍節度使印？」。（第5節参照）**

Mil. 3 : 「沙州節度使印」 *Cha-tcheou tsie-tou-che yin* = “Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha”

[カラー写真 Planche III. 印影模写 Planche XII]

篆書，陽文，印文2行「沙州節／度使印」

Дх. 1435

帰義軍節度副使李弘願牒断簡

年代：乾寧二(895)年十月十日

写真：『俄藏敦煌』8，巻頭カラー写真，及び p. 171.

Cf. ロシア目録，1，p. 669, No. 1649 = 俄蔵目録，上，p. 666.

解説：節度使・張承奉はまだ名目のみで実権がない時期に，実権を握っていた節度副使の李弘願が，この印章を使用して公式の手紙を出した事実が判明する。ただし小断片であり，本文は残っていない。ロシア目録では李弘願を李明振に，「沙州節度使印」を「沙州乾寧使印」に誤っている。俄蔵目録では「沙州節度使印」と訂正しており，チュグエフスキー氏の印文の読み(Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳, p. 4) が正しいことは，付載の図版からも確かめられる。

S. 1604 (1) = G 7380 (1)

帰義軍節度使致都僧統等帖

年代：天復二(902)年四月廿八日

原文移録：竺沙 1982, pp. 346-347; 竺沙 1992, p. 624; 『真蹟積録』4, p. 125; 中村 1996, p. 145; 『帰義軍史』pp. 274-275.

写真：『敦煌宝蔵』; 竺沙 1982, p. 347; 竺沙 1992, p. 625; 中村 1991b, p. 15; 『真蹟積録』4, p. 125; 『英蔵敦煌』3，巻頭カラー図版 & p. 101 (良好).

紙質：chamois α ~ beige rosé 色，そろった漉き縞あり，均質，中手(裏打ちあり)，上下質。朱印は右下・中央上・左下の3ヶ所にあり。Cf. ジャイルズ目録。

解説：節度使である尚書・張承奉より管内の仏教僧団を統轄する都僧統等に宛てた公式の命令書で，3ヶ所に同じ朱印がバランスよく押されている。この後ろには都僧統から綱管・徒衆宛に出された帖が貼り継がれており，そちらには「河西都僧統印」が押されている。前者には単に「四月廿八日」の日付しかないが，後者には「天復二年四月廿八日」とあり，同日に発行されたことは明らか

⁽²⁹⁾
である。文書の具体的内容と、当時の仏教教団の社会的意義については、竺沙 1982, p. 348 ないし竺沙 1992, pp. 624-626 を参照。都僧統をトップとする当時の敦煌仏教界全体が節度使の世俗権力の下にあり、節度使から都僧統に指令を出す手紙にも「沙州節度使印」が使われたのである。また竺沙氏は、僧官たちは節度使に対して臣下の礼をとることを指摘している。⁽³⁰⁾

P. 4638 - v9

権知帰義軍節度兵馬留後・曹仁貴上令公狀

年代：某年八月十五日。李正宇氏が貞明二⁽³¹⁾ (916) 年と考証

原文移録：『真蹟積録』4, p. 388.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 388.

紙質：beige 色，漉き縞あり，中手の薄い方。朱印は末行下端の署名を覆うように1個。きれいな文字で字間・行間のスペースをゆったりとって書かれている。Cf. パリ目録。

解説：曹仁貴(後の曹議金)が権知帰義軍節度兵馬留後・守沙州長史・尚書であった時代に、中原王朝の靈州の令公に宛てて書かれた挨拶状。朝貢使節に持参させる旨が本文中に明記され、かつ朱印が押されているのである。曹議金がまだ留後である時(914年より数年内)から、「沙州節度使印」を使用していたことに注目したい。本文書に押された朱印が「沙州節度使印」であることは、早くに蔣斧氏が『沙州文録』で指摘した通りである。それを那波利貞氏は「沙州朝貢使印」と読み替え、⁽³²⁾『真蹟積録』では今なおそれを受け継いでいるが、誤りである。パリ目録は正しい。一方、李正宇 1991b, pp. 279-280 では、『沙州文録』が

(29) 中村 1991b, p. 15 では年代を「五代？」と誤っていたが、中村 1996, p. 145 では訂正されている。

(30) 竺沙 1992, p. 629.

(31) 『帰義軍史』p. 139, n. 103 に引用される李正宇氏の2論文は未見のため、『帰義軍史』p. 96 による。

(32) 「帰義(三)」p. 72, n. 121, 「帰義(四・完)」p. 94, n. 229 による。

正しく「沙州節度使印」と読んだのを斥けて、陳祚龍説のように「沙州觀察處置使之印」とするのが正しかろうとマイクロ＝フィルムから判断しているが⁽³³⁾、これまた誤りである。印影の状態が悪いので、写真では判断しにくいですが、原本では確認できる。

P. 4638 - v10

權知歸義軍節度兵馬留後・曹仁貴獻王等狀

年代：記載なし。李正宇氏が貞明二(916)年と考証⁽³⁴⁾

原文移録：『真蹟積録』4, p. 387；中村 1991b, p. 337；中村 1996, p. 103.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 387.

紙質：beige 色，漉き縞あり，中手の薄い方。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。きれいな文字で字間・行間のスペースをゆったりとって書かれている。Cf. バリ目録。

解説：上件の P. 4638 - v9 と貼り継がれているが，こちらの方が前にある。冒頭に朝貢品の名前と数量を列挙する書式の手紙であり，上件と同じ朱印が押されている。宛名は書かれていないが，当然ながら中国の皇帝である。

P. 2704 - 1

節度使曹議金迴向疏（一）

年代：長興四(933)年十月九日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 85.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 42-44（良好）；『真蹟積録』3, p. 85.

紙質：beige 色，漉き縞あり，中手。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。

解説：これを始めとする P. 2704 に貼り継がれた4件は，すべて河西歸義軍

(33) 李正宇 1991a, pp. 308-309 でも同様である。

(34) 李正宇 1991a, pp. 317-322；李正宇 1991b；『歸義軍史』p. 96.

節度使・令公・大王を名乗る曹議金が、仏教寺院に対し、貨幣機能を持つ布帛を含む物品を布施し、法会を行なわせるための手紙である。軍政には何の関わりもないが、当該地方の世俗の最高権力者たることを示すには、観察使ではなく節度使の称号がふさわしいのである。⁽³⁵⁾

P. 2704 - 2

節度使曹議金迴向疏(二)

年代：長興伍(934)年正月廿三日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 86.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 45-47 (良好)；『真蹟積録』3, p. 86.

紙質：beige 色、漉き縞あり、中手。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。

P. 2704 - 3

節度使曹議金迴向疏(三)

年代：長興五(934)年二月九日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 87.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 47-50 (良好)；『真蹟積録』3, p. 87.

紙質：beige 色、漉き縞あり、中手。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。

P. 2704 - 4

節度使曹議金迴向疏(四)

年代：長興伍(934)年五月十四日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 88；竺沙 1992, pp. 642-643.

(35) 同様の例が以下にもいくつも見られる。しかるに一方、P. 4046で「沙州觀察處置使之印」を使っている理由は分らない。

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 50-52 (良好)；『真蹟積録』3, p. 88.

紙質：beige 色，漉き縞あり，中手。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。

P. 3388

節度使曹元忠請金光明寺僧為故兄太傅大祥追念設供疏

年代：開運四(947)年三月九日

原文移録：『真蹟積録』4, p. 173；竺沙1992, pp. 645-646.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 174；竺沙1992, p. 646.

紙質：beige～chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手の薄い方，中～中上質。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。Cf. パリ目録。

解説：帰義軍節度使・太保・曹元忠が，亡くなった兄の太傅・曹元深の大祥(三年)忌の法要を官衙で行なうため，金光明寺の僧・馬僧政らを招請するための手紙。

P. 4514 (6)-4

節度留後曹元忠狀封筒

年代：947 年と考証

写真：『敦煌宝蔵』133, p. 286a(ただし極めて不鮮明で朱印は全く見えない)。

紙質：beige～chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手，中質。朱印は下端に1個。Cf. パリ目録。

解説：曹元忠が節度留後であって，かつ司空を名乗っていた時代に衆都督に宛てた手紙の封筒。紙片を細長い筒状に巻き，巻き終りの縁を縦に細く糊付けし，平たく押しつぶしたもの。表側の中央に来る紙縫上に縦一列で宛名と差出人名を書いている。この封筒を分解した後に，その紙を木版印刷の試し刷りに使用したため，インクが紙縫の糊跡の上に覆い被さっている。分解された現状では，宛名と差出人名とは割り符のように縦に半分ずつになっており，約 5 cm

の間隔をおいて離れているのでいささか読みにくい。しかし、差出人の自筆の署名と思われる小さい2文字を、パリ目録で「元徳」と推定しているのは誤りで、はっきり「元忠」と判読できる。本封筒を947年に編年する点については第9節で考証する。

S. 8516 B

節度使曹元忠帖

年代：広順二(952)年某月五日

写真：『英蔵敦煌』12, pp. 148-149.

紙質：beige rosé～beige 色，粗い漉き縞あり，中手～中手の厚い方らしい(プラスチック＝ケース入り)。Cf. 栄目録, pp. 95-96.

解説：曹元忠の出した帖で，彼の鳥形署名あり。

S. 8516 A+C

節度使曹元忠榜

年代：広順三(953)年十二月十九日

写真：『英蔵敦煌』12, pp. 145-147, 150-151.

紙質：beige rosé～beige 色，粗い漉き縞あり，中手～中手の厚い方らしい(プラスチック＝ケース入り)。極めて大きな字で書かれた立派な文書。朱印多数あり。Cf. 栄目録, pp. 94-95.

解説：管内の三軍百姓らに対し，新たに設置した新郷鎮への移住者募集を告知するもの。曹元忠の鳥形署名あり。

Дх. 3015 + 3156

公牘封套(?)断片

年代：広順三(953)年

写真：『俄蔵敦煌』10, p. 164.

解説：ロシア目録に含まれていないので、文書形式も内容も不明である。森安は原文書未見であり、印文の読みも年代比定もただ Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳, p. 4 に従うのみである。

P. 3103

灌仏会祈願文

年代：不明

写真：『敦煌宝蔵』

紙質：beige ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手，中質。朱印は 2 ケ所ある紙縫上に各 1 個ずつ。Cf. パリ目録。

解説：目録では「河西節度使印」という未だ在証されたことのない印文に誤って読んでいる。それを実見して訂正した。

Дх. 2165

牒断片

年代：不明

写真：『俄蔵敦煌』9, p. 58.

解説：Cf. ロシア目録, 2, p. 488, No. 2844 = 俄蔵目録, 下, pp. 464-465. ただし, ロシア目録, 俄蔵目録とも「沙州節度使印」を「沙州乾寧使印」に誤っている。森安は原文書未見であり、印文の読みはただ Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳, p. 4 に従うのみである。この点は次の文書についても同様である。

Дх. 3412 + 3415

懸泉鎮使牒断片

年代：不明

写真：『俄蔵敦煌』10, p. 289.

羅振玉旧蔵
沙州白刺頭枝頭名簿

年代：10世紀前期

原文移録：『籍帳』pp. 603-604, No. 293.

写真：『貞松堂藏西陲秘籍叢殘』；『籍帳』p. 603 に前半の写真あり。

解説：本文書の朱印を最初に読んだのは仁井田氏であるらしいが，仁井田 1940, p. 27 では「沙州節度使之印」と，余計な「之」を入れている。『初稿 I』p. 134 もそれに従うが，いうまでもなく「之」は存在しない。

Adm. 3：「沙州觀察處置使之印」 *Cha-tcheou kouan-tch'a tch'ou-tche che tche yin* = “Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha”

[カラー写真 Planche IV. 印影模写 Planche XII]

篆書，陽文，印文 3 行「沙州觀／察處置／使之印」

P. 3384 &c.

沙州戸口受田簿

年代：大順二(891)年正月

原文移録：『籍帳』pp. 589-590, No. 289；『真蹟叢録』2, pp. 474-476.

写真：『敦煌宝蔵』；『籍帳』p. 590 に後半の写真あり；『真蹟叢録』2, pp. 474-476. 表側のみならず，裏の紙縫上にも朱印あり。Cf. パリ目録。

解説：Chen 1960, p. 6 が指摘するように，仁井田 1937, pp. 725-726 ではこれを「沙州都督府云々之印」と誤読していた。しかし，仁井田 1940, p. 27 では正しく「沙州觀察處置使之印」と読んでいる。Chen 1960 はそれを見落としている。従って，初読の功績は陳祚龍氏にではなく仁井田氏に帰すべきである。

P. 3239

鄧弘嗣改補充左廂第五將將頭牒

年代：甲戌年(914)十月十八日

原文移録：『真蹟積録』4, p. 293；中村 1996, pp. 136-137.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, 巻頭カラー写真 & pp. 14-16 (極めて良好)；中村 1991b, p. 284；『真蹟積録』4, p. 293.

紙質：beige ~ beige clair 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中上 ~ 中質。朱印は文頭の新授官称名を覆うように4個，文末の日付を覆うように5個。立派な文書である。Cf. パリ目録。

解説：帰義軍節度兵馬留後・尚書兼御史大夫・曹仁貴より軍官に出された辞令書。「仁貴」の自署あり。曹仁貴すなわち曹議金⁽³⁶⁾がまだ留後である時から，この印を使用。Chen 1960 にはまだ本文書は含まれず，陳 1983, p. 322 で指摘された。ただし「沙州觀察處置使之印」の最初の解説者については前項参照。

P. 3805

宋員進改補充節度押衙牒

年代：同光三(925)年六月一日

原文移録：『真蹟積録』4, pp. 294-295.

写真：『敦煌宝蔵』；土肥 1980, p. 244；『書法叢刊』15, pp. 17-22 (良好)；中村 1991b, p. 287；『真蹟積録』4, pp. 294-295.

紙質：beige 色，漉き縞あり，中手の厚い方 ~ 厚手，しっかりした紙，中上質。朱印は文頭の新授官称名を覆うように4個，文末の日付を覆うように5個，裏の紙縫上に1個。大きくて太い字で書かれた立派な文書である。Cf. パリ目録。

解説：河西帰義軍節度使・司空兼太保・曹議金より出された辞令書。「議金」

(36) 饒宗頤氏は『書法叢刊』15, p. 82 ではまだ曹仁貴と曹議金が同一人物であることを認知していない。第7節及び後注 81 & 83 参照。

の自署あり。『真蹟積録』は写真だけを見ており、朱印が読めないというが、パリ目録では正しく読んでいる。ただしパリ目録の横幅の数値 5.6 cm は小さすぎる。彼らの測定方式でも 5.7 cm にはなり、私の方式では 5.8~5.9 cm となる。

S. 4363 = G 7347

史再盈改補充節度押衙牒

年代：天福七 (942) 年七月二十一日

原文移録：『真蹟積録』4, pp. 298-299.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, pp. 298-299；中村 1991b, p. 294；『英蔵敦煌』6, p. 46.

紙質：chamois foncé 色(染料で染めてある)、粗い漉き縞あり、中手の厚い方らしい(裏打ちあり)、中上質。朱印は文頭の新授官称名を覆うように4個、文末の日付を覆うように5個。大きくて立派な筆蹟の文書である。Cf. ジャイルズ目録。

解説：帰義軍節度使・司徒兼御史大夫・曹元深より出された辞令書。9カ所に同じ印が押されているが、いずれもそれだけでは判読不可能。ジャイルズ目録にも注記なし。しかし他の読めている「沙州觀察處置使之印」と比べながら、所々に残る印影と合わせていけば、これが「沙州觀察處置使之印」であることは間違いない。本文末行の「使檢校司徒兼御史大夫曹」の次の別筆を、ジャイルズ目録は元徳の署名とみなし、『真蹟積録』は「示」と読むが、いずれも賛成できない。これは元深の署名で、「深」字をデザイン化したものであり、後の曹元忠時代からの鳥形署名の源流であろうと、私は推測する。Mil. 4 & Adm. 4「歸義軍印」の P. 3347 の項を参照。

P. 4046

節度使曹元深轉經捨施廻向疏

年代：天福七 (942) 年十一月廿二日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 92.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 53-55 (良好)；『真蹟積録』3, p. 92.

紙質：beige clair ~ chamois clair 色，漉き縞あり，中手の薄い方～中手。墨印は末行の日付を覆うように1個。Cf. パリ目録。

解説：帰義軍節度使・司徒兼御史大夫・曹元深が，沙州からの入朝使節団の無事到達を願い，布施をして仏僧たちを招請し読経させる内容の手紙。「元深」の自署あり。本文書に押された墨印は，陳祚龍氏もパリ目録も読めないと言う。しかし私はパリでこれを P. 3384, P. 3239 と実際に並べて比べてみた結果，「沙州觀察處置使之印」であることを確認した。本稿で扱った印影は全て朱印であるが，これのみが例外である。なぜ墨印なのかは分からない。

Mil. 4 & Adm. 4 : 「歸義軍印」 *Kouei-yi kiun yin* = “Sceau de l’Armée Revenue au Devoir”

[カラー写真 Planche V. 印影模写 Planche XIII]

篆書，陽文，印文2行「歸義／軍印」

P. 3556 - v2

節度留後曹元德転経捨施廻向疏

年代：清泰三(936)年正月廿一日

原文移録：『真蹟積録』3, p. 90.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 90.

紙質：beige clair ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手～中手の厚い方らしい(表裏に薄絹を貼付)。朱印は末行の日付を覆うように1個。Cf. パリ目録。

解説：帰義軍節度留後使檢校司空・曹元德が，天下太平・五穀豊穰・貿易路平安などを願い，敦煌の11ヶ寺に布施をして仏僧たちに読経させる内容の手紙。

P. 3260

節度留後曹元徳状

年代：935～937年，某年十二月三日

原文移録：『真蹟積録』4, p. 390.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 390.

解説：Cf. パリ目録。帰義軍節度留後使檢校司空・曹元徳が進物を送ることを伝える手紙。この曹元徳の肩書きは、上の P. 3556 - v2 のそれと全く同じ。曹元徳は清泰二 (935) 年二月に死去した父・議金の跡を継ぎ、天福四 (939) 年の終わり頃に死去したが、次項及び次々項に見る清泰伍 (938) 年二月と天福三 (938) 年十一月の牒では留後ではなく節度使と自称している。従って本文書の某年十二月三日は 938 年ではありえず、それ以前の 935～937 年である。

S. 4291 = G 7384

節度使準百姓張留子女勝蓮出家牒

年代：清泰伍 (938) 年二月拾日

原文移録：竺沙 1982, p. 26；中村 1991b, p. 424；竺沙 1992, pp. 592-593 (読み下しもあり)；『真蹟積録』4, p. 65.

写真：『敦煌宝蔵』；竺沙 1982, p. 26；『真蹟積録』4, p. 65；中村 1991b, p. 424；『英蔵敦煌』6, p. 22.

紙質：ocre foncé ~ ocre 色 (黄色く染めてある)，粗い漉き縞あり，厚手で丈夫な紙，中上質。朱印は右下・中央上・左中央の3個。大きくて立派な筆蹟。Cf. ジャイルズ目録。

解説：節度使・司空・曹元徳が張留子の娘である勝蓮の出家を許可した文書。ジャイルズ目録は曹議金の発行、『遺書総目』と竺沙 1982 は曹元忠の発行とみなすが、共に誤りで、竺沙 1992 では曹元徳に訂正している。ジャイルズ目録では朱印の存在に気付いているが、読めていない。末尾の別筆署名については次項参照。

P. 3347

張員進改補充衛前正十將牒

年代：天福三(938)年十一月五日

原文移録：『真蹟積録』4, p. 297.

写真：『敦煌宝蔵』；土肥 1980, p. 237；中村 1991b, p. 291；『真蹟積録』4, p. 297.

紙質：chamois foncé 色(染めてある)，漉き縞はほとんど見えないくらい厚手，中上質。朱印は文頭の新授官称名を覆うように4個，文末の日付を覆うように5個。きわめて太くて立派な字である。Cf. パリ目録。

解説：節度使・司空・曹元徳より軍官に与えられた辞令書。本文末尾の「曹」字の次の別筆が元徳のものであることは年代からみて疑いなく，全く同じものが前項の S. 4291 にも現われる。これらを，『真蹟積録』は「示」と読み，榮『帰義軍史』p. 108 は「元□」として□を「徳」字と推測する。私は榮氏と同様に考えるが，「曹」字の次には1文字しかないことに注意したい。それが元徳の署名で，これが，「沙州觀察處置使之印」を持つ S. 4363 に見える元深の署名と共に，後の元忠時代に完成する鳥形署名の源流となったのであろう。パリ目録でも本文書の署名を元徳のものとみる。その点は正しいが，その根拠を S. 4363 の署名に求めているのは誤りである。そちらは元深の署名である。

P. T. 1124

致寿昌都衛等チベット文牒

年代：曹元徳時代と考証

原文移録と英訳：Uray 1988, pp. 521-522.

写真：Spanien / Imaeda 1979, Pl. 453.

紙質：chamois α ~ beige clair, 粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中上～中質。短冊状の折り跡あり。裏空白。朱印は3個。Cf. ラルー目録；王堯目録。

解説：チベット語で書かれた通達である。漢字の朱印は横書きのチベット語を読む方向とは九十度ずれて押されている。すなわちチベット語を仮に縦書きと見なせば、正しく押されたことになる。一枚紙(38×30.3 cm)を贅沢に使い、本文を縦書きと見た場合の右下・中央上・左下寄りの3カ所に朱印が押されている。山口 1985, p. 515 では帰義軍初期、すなわち張氏節度使時代前期のものと考えが、賛成できない。以下の紀年のない3文書も含め、「歸義軍印」を持つ文書を全て曹元徳時代に比定する理由については、本稿第8節後半を参照。

P. 3903

武定成改補充瓜州軍事押衙知孔目事牒断片

年代：曹元徳時代と考証

写真：『敦煌宝蔵』；中村 1991b, p. 298.

紙質：beige clair 色、漉き縞あり、中手の厚い方。朱印は本来は文頭の新授官称名を覆うように4個、文末の日付を覆うように5個あったはずであるが、現状では多く破損している。Cf. パリ目録。

Дх. 1352

張某改補充牒断片

年代：曹元徳時代と考証

写真：『俄蔵敦煌』8, p. 110.

Cf. ロシア目録, 1, p. 667-668, No. 1645 = 俄蔵目録, 上, p. 665.

解説：森安は原文書未見であり、印文の読みはただ Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳, p. 4 に従うのみである。

P. 4638 - v8

無題

年代：曹元徳時代と考証

写真：『敦煌宝蔵』

Cf. バリ目録.

解説：朱印は本文と無関係。バリ目録では、P. 4638 - v9, P. 4638 - v10 にある「沙州節度使印」と同じと考えて「□□[節]度使印」と読んでいるが、それは誤りである。正しく「□□軍印」と読め、その字形と寸法からここに分類できる。

P. 3902 B

解説：Chen 1963 でもバリ目録でも「歸義軍印」とするが、実見しても判定不能であった。それ故、リストには含めない。

Mil. 5 & Adm. 5：「歸義軍節度觀察留後印」*Kouei-yi kiun tsie-tou kouan-tch'a lieou-heou yin* = “Sceau du commissaire impérial provisoire au commandement et à la surveillance de l'Armée Revenue au Devoir”

[カラー写真 Planche VI. 印影模写 Planche XIII]

篆書，陽文，印文3行「歸義軍節／度觀察／留後印」

S. 4398 = G 7387

新授歸義軍節度觀察留後・曹元忠獻礪砂牒

年代：天福十四(948)年五月

原文移録：『真蹟積録』4, p. 398；『歸義軍史』pp. 116, 337.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 398；中村 1991b, p. 337；中村 1992, p. 563；『英蔵敦煌』6, p. 55.

紙質：beige ~ chamois β 色，粗い漉き縞あり，中手，中上～中質。朱印は末行の日付を覆うように1個。Cf. ジャイルズ目録.

解説：新授歸義軍節度觀察留後・司空・曹元忠⁽³⁷⁾が，中原王朝に礪砂を献上す

(37) 中村 1991b, p. 337 では曹仁貴に誤っていたが，中村 1992, p. 563 で訂正されている。

る時に添えた公式の手紙。「元忠」の自署あり。ジャイルズ目録が読んでいないこの印を、『初稿Ⅰ』p. 71 も榮『帰義軍史』p. 116 も「帰義軍節度使之印」と読んでいる。もしそれが正しければ、帰義軍期の朱印全体の編年に対する私の仮説は崩れるが、これまたロンドンで子細に検証した結果、これは誤読で、正しくは「歸義軍節度觀察留後印」であることが判明した。この解説結果は、本文に見える曹元忠の肩書きとも見事に合致する。この天福十四年をジャイルズ目録、『初稿Ⅰ』、『莫高窟年表』p. 542、『真蹟積録』はもとより、最近の中村（裕）氏や榮新江氏（『帰義軍史』pp. 24-25, 337）まで単純に 949 年とみなしているが、それは誤りで、正しくは 948 年とすべきである。この点については、第 9 節で考察する。

P. 3835 - v7

群牧関係文書断片

年代：戊寅 (978) 年五月十日

写真：『敦煌宝蔵』

紙質：beige 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方。朱印は 4 個見えるが完全なのは 2 個だけ。Cf. パリ目録。

解説：紫亭鎮で群牧の羊が南山部落によって強奪された件に関する公文書である。Eliasberg 1979 で明らかにされた通り，曹延祿の鳥形署名があるので，戊寅年が 978 年であることが確定する。戊寅 (978) 年五月十日でもまだ曹延祿が節度使になっておらず節度留後であった事は注目に値する。本文書は切断されて，いくつかの陀羅尼関係經典を含んで数十頁に及ぶ小型折本の一部に再利用されている。表の陀羅尼經典の一つには，「戊寅年八月五日，清信弟子楊願受寫此經。記之年也。後代流傳，利益衆生，莫墮三途」という奥書があるので，このような群牧関係の公文書がわずか 3 ヶ月以内に廃棄されることもあったことが判明し，注目される。

Mil. 6 : 「歸義軍節度使新鑄印」 *Kouei-yi kiun tsie-tou-che sin-tchou yin*

= “Sceau nouvellement fondu du commissaire impérial au commandement de l’Armée Revenue au Devoir”

[カラー写真 Planche VII. 印影模写 Planche XIV]

篆書，陽文，印文 3 行「歸義軍／節度使／新鑄印」

S. 2974 = G 7390A

節度使曹元忠為亡父大王忌辰追念設供疏

年代：建隆二(961)年二月

原文移録：『真蹟積録』4, p. 175.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 175；『英蔵敦煌』4, p. 263.

紙質：beige rosé～beige 色，粗い漉き縞あり，中手，中質。朱印は末行の日付を覆うように1個。Cf. ジャイルズ目録。

解説：歸義軍節度使・太傅・曹元忠が亡父・曹議金の年忌法要のため，十六羅漢の一つである賓頭盧頗羅墮和尚(実は弥勒菩薩らしい)を衙門に招請した祈願文。既に建国したばかりの宋の年号・建隆を使用しているにもかかわらず，本文中では大周国沙州と称しているのは，後周から授けられた「歸義軍節度使新鑄印」を使用しているからであろうか。

P. 2155 - v2

節度使曹元忠致甘州回鶻可汗狀

年代：某年六月，962年(榮新江説)

原文移録：藤枝「歸義(四・完)」p. 80；『真蹟積録』4, pp. 401-402；『歸義軍史』pp. 339-340.

写真：『敦煌宝蔵』；『書法叢刊』15, pp. 56-60(良好)；『真蹟積録』4, pp. 401-402.

紙質：beige clair 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方～厚手。朱印は末行の

日付を覆うように1個、裏の紙縫上に1個。Cf. バリ目録。

解説：弟・帰義軍節度使・太傅・曹元忠より兄・甘州ウイグル可汗天子宛ての手紙。バリ目録は裏面とするが、本来はこちらが表面である。本文書に押される朱印が「歸義軍節度使新鑄印」であることは、既に藤枝「帰義（四・完）」p. 80に明記されているが、これを初めて読んだのは、どうやら那波利貞氏であつたらしい。榮新江氏の考証によれば、元忠が太傅の称号を帯びている時期は947⁽³⁸⁾～949年と961～962年の二度あるが、本文書では955年に下賜された新鑄印を使っていることとも併せ、後者のうちの962年と決定している。

P. 2629 + 敦 0001

帰義軍官府酒破曆

年代：964年（施1983⁽³⁹⁾説）

原文移録：『真蹟積録』3, pp. 271-276.

写真：『敦煌宝蔵』；施1983；『真蹟積録』3, pp. 271-276.

紙質：beige～beige rosé色、粗い漉き縞あり、中手の厚い方、中～中上質。
朱印は表側の紙縫に1個ずつ。Cf. 施1983.

解説：帰義軍政府内で使用した酒の支出記録簿。

S. 4632 = G 7391

節度使曹元忠為四月八日設會疏

年代：乾德六(968)年四月

原文移録：『真蹟積録』4, p. 176.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 176；『英蔵敦煌』6，巻頭カラー図版（良好）& p. 179.

紙質：beige clair～chamois α色、粗い漉き縞あり、中手の厚い方、中質。短

(38) 『帰義軍史』pp. 27, 120, 130, 132, 339-340.

(39) 榮新江氏も964年とみる施萍亭説を支持する、cf. 『帰義軍史』pp. 340-341, 370.

冊状の折り跡あり。朱印は末行の日付を覆うように1個。Cf. ジャイルズ目録。

解説：帰義軍節度使・太師兼中書令・敦煌王・曹元忠が十六羅漢の一つである賓頭盧頗羅墮和尚（実は弥勒菩薩らしい）を敦煌諸寺に招請するための祈願文。上の S. 2974 と違い、こちらでは大宋国沙州と称している。

P. 2484

帰義軍算会小印子群牧駝馬牛羊現行籍

年代：戊辰(968)年十月十八日

原文移録：『籍帳』pp. 660-662, No. 311；『真蹟積録』3, pp. 590-595.

写真：『敦煌宝蔵』；『籍帳』p. 660 に一部の写真あり；『真蹟積録』3, pp. 590-595.

紙質：beige clair ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，しっかりした紙，中手の厚い方，中上～中質。朱印は冒頭のタイトルの中段に1個，5ヶ所ある紙縫の表側に1個ずつ，計6個。Cf. パリ目録。

解説：帰義軍が所有している駝馬牛羊の頭匹数を敦煌の東園で調査させた帳簿。

S. 5571 = G 7432

酒戸鄧留定支酒状及判

年代：戊辰(968)年

原文移録：『真蹟積録』3, p. 625.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 625；『英蔵敦煌』8, pp. 40-41.

Cf. ジャイルズ目録。

解説：曹元忠の鳥形署名があるので，当該の戊辰年は968年と確定する。

S. 5590 = G 7433

酒戸鄧留定支酒状及判

年代：戊辰(968)年

原文移録：『真蹟積録』3, p. 625.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 625；『英蔵敦煌』8, p. 101.

紙質：chamois β 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中質．朱印は裏面に1個の左半分のみ，Cf. ジャイルズ目録．

解説：S. 5571 と同様，曹元忠の鳥形署名があるので，当該の戊辰年は968年と確定する．

S. 5973 (1)= G 7394 (1)

節度使曹元忠布施写経紙廻向疏

年代：開寶七(974)年正月

原文移録：『真蹟積録』3, p. 100.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 100；『英蔵敦煌』10, 巻頭カラー図版 & p. 6.

紙質：beige clair ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中質．短冊状の折り跡あり．朱印は末行の日付を覆うように1個．Cf. ジャイルズ目録．

解説：帰義軍節度使・太師・敦煌王・曹元忠が寺院に写経紙を布施して，天下太平を願う法要を行なうように指示した公式の手紙．

S. 5973 (2)= G 7394 (2)

節度使曹元忠布施布帛廻向疏

年代：開寶七(974)年二月

原文移録：『真蹟積録』3, p. 101.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 101；『英蔵敦煌』10, 巻頭カラー図版 & p. 6.

紙質：beige clair ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中質．短冊状の折り跡あり．朱印は末行の日付を覆うように1個．Cf. ジャイルズ目録．

解説：帰義軍節度使・太師・敦煌王・曹元忠が寺院に布と綿綾を布施して、天下太平を願う法要を行なうように指示した公式の手紙。

S. 5973 (3)= G 7394 (3)

節度使曹延恭布施布紙等廻向疏

年代：開寶八(975)年正月

原文移録：『真蹟積録』3, p. 102.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 102；『英蔵敦煌』10, 巻頭カラー図版 & p. 7.

紙質：beige clair ~ chamois α 色, 粗い漉き縞あり, 中手の厚い方, 中質. 短冊状の折り跡あり. 朱印は末行の日付を覆うように1個. Cf. ジャイルズ目録.

解説：帰義軍節度使・太保・曹延恭が寺院に庭子布と紙などを布施して、天下太平を願う法要を行なうように指示した公式の手紙。

S. 5973 (4)= G 7394 (4)

節度使曹延恭布施布帛廻向疏

年代：開寶八(975)年二月

原文移録：『真蹟積録』3, p. 103.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 103『英蔵敦煌』10, p. 7.

紙質：beige clair ~ chamois α 色, 粗い漉き縞あり, 中手の厚い方, 中質. 短冊状の折り跡あり. 朱印は末行の日付を覆うように1個. Cf. ジャイルズ目録.

解説：帰義軍節度使・太保・曹延恭が寺院に布と緋綿紬を布施して、天下太平を願う法要を行なうように指示した公式の手紙。

P. 3878

都頭知軍資庫官請判憑状及判 15 件

年代：己卯(979)年八月～十二月

原文移録：『真蹟積録』3, pp. 605-608.

写真：『敦煌宝蔵』；Eliasberg 1979, Pl. XIV (一部のみ)；『真蹟積録』3, pp. 605-608.

紙質：beige clair 色，やや粗い漉き縞あり，中手の厚い方，中質。朱印は原則として裏面の紙縫上に1個ずつ。Cf. パリ目録。

解説：都頭知軍資庫官の張富高が節度使の判憑を請うために出した同種の15枚の文書が貼り継がれている。全てに曹延祿の鳥形署名がある。裏側の紙縫上には1個ずつ「歸義軍節度使新鑄印」が押されているが，14枚目と15枚目をつなぐ紙縫にだけはこの朱印がない。5枚目の裏にも朱印があるので，パリ目録は計14個の「歸義軍節度使新鑄印」があるというが，実は5枚目の裏の朱印は別物である。冒頭の「軍」という1字が判読できるので，私はこれを「軍[資庫司之?印]」と復元する。紙縫上に1個ずつ押された朱印は，本文書を受け取った後に保存のために貼り継いだことを示す。その後，本文書が反故になったことを示す太い横棒が，各文書の下部に1本ずつ引かれている。全体が反故になった後，1枚目の前半のみカットして残り全体を経帙として再利用したもので，9枚目の裏には達筆で経題が書かれている。新印が下賜された955年以後で，しかも敦煌文書の封蔵された1002年頃以前には，己卯年は979年の一度しかない。パリ目録が979-980?年と疑問符を付しているのは全く不要である。

P. 4061-2

軍資庫司関係文書断片

年代：壬午年(982)以前

原文移録：『真蹟積録』3, p. 617.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 617 (片面のみ)。

紙質：beige clair 色，粗い漉き縞あり，中手，中～中上質。朱印は1個。Cf. パリ目録。

解説：P. 4061 文書に対するパリ目録の説明は不十分である。P. 4061-1 と P.

4061-2とは紙質の全く違う別文書である。P. 4061-2の紙縫に1個だけ押された朱印の印影は極めて薄い、P. 2629と同時に見比べて、「歸義軍節度使新鑄印」であることが確認できた。こちらの朱印の方が小さいのは、ガーゼ状の薄絹を全面に貼り付けて補修してあるからであろう。その朱印の押された方向と、同じ面に紙縫をまたいで書かれた壬午年閏十二月都頭知内庫官曹丑奴請判憑状(『真蹟積録』3, p. 617)は逆方向であるから、請判憑状は二次的なものである。反対面こそが本来の表であり、1枚目の文書は末尾の「為憑十二日 (署名)」という肉太の判辞のみ(パリ目録は十二日を十一石と誤読)、2枚目の文書は冒頭部の「軍資庫司」という発行役所名と本文の1行目のみが残存している。これを貼り継いだ時に裏側の紙縫上に表側と同方向に「歸義軍節度使新鑄印」を押したのである。朱印の右側にある「勅歸義軍節度使曹□」という太字は、その時に書かれたものかもしれない。こちら側の下部に太い横棒が1本引かれているのは、前項のP. 3878と同じで、反故になったことを意味しており、その後、裏面の空白に勅歸義軍節度使曹□と逆方向に請判憑状が書かれ、最後に本来の表面の空白部に本文と逆方向に仏教文書が書き込まれたのである。

P. 2985 - 5

親使員僚翻替曆断片

年代：不明。ただし連接文書の一つに開寶五(972)年の紀年あり。また別の連接文書に曹延祿の鳥形署名のある己卯(979)年あり。

原文移録：『真蹟積録』4, p. 514.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 514.

紙質：beige~chamois色、粗い漉き縞あり、中手~中手の厚い方、中~中上質。現在は他文書と連接されているが、本文書としては首尾欠。朱印は1個見えるが、右側のみ残存。

解説：6枚の紙が連接されているが、本来は6枚とも別文書で、紙背利用のために貼り継いだもの。2枚目の表側にあるのが、開寶五(972)年十二月右衛

都知兵馬使丁守勲牒(『真蹟積録』4, p. 513)で、「右衛都知兵馬使之印」が1個押されている。Chen 1960, p. 14で朱印末尾にある「之印」の部分が読めていないが、それは「右衛都知兵馬使」が他の多くの官印と違って楷書体であるのに、この「之印」だけが篆書という変則的なものだったからであろう。楷書体であるのは、篆書体の官印よりランクが下であることを示す。5枚目の文書には、「第四翻 教練使陰任延 縣令汜願信 都知陰保昌 押衛張海清 押衛龍海存 第五翻 馬歩鄧長順 縣令慕容長永 . . .」などとあり、衙府でのなんらかの輪番を編成したと思しき文書である。首尾欠であるが、残存部分の末尾下方に朱印の右側三分之一(縦は完全で6 cm)のみが見えている。判読できる文字は右下方の「軍」1文字のみであるが、P. 2484と比較して、これが「歸義軍節度使新鑄印」であることは疑いない。

Adm. 6 : 「瓜沙等州觀察使新印」 *Koua Cha teng tcheou kouan-tch'a-che sin-yin* = “Sceau nouveau du commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha et autres”

[カラー写真 Planche VIII. 印影模写 Planche XIV]

篆書, 陽文, 印文3行「瓜沙等／州觀察／使新印」

P. 3379

沙州社録事都頭陰保山等三人団保牒

年代：顯德五(958)年二月

原文移録：仁井田 1981 (初出 1939), pp. 668-670 ; 池田『籍帳』pp. 658-659, No. 310 ; 『真蹟積録』4, pp. 511-512.

写真：仁井田 1981 (初出 1939), Pl. IX ; 『敦煌寶藏』 ; 池田『籍帳』pp. 658-659 ; 『真蹟積録』4, pp. 511-512.

紙質：beige clair 色, 粗い漉き縞あり, 中手の薄い方, 中下質. 朱印は表側

に3ヶ所、表側に2ヶ所ある紙縫上に1個ずつ、文末中段の日付を覆うように1個。Cf. パリ目録。

解説：民間に治安維持の組織を作る政策に沿い、社のメンバーを3人ずつのグループに分けて画指で登録させた文書である。社録事の陰保山が作成して官庁に提出し、公印はその後で押されたらしい。⁽⁴⁰⁾

P. 3975

通行許可証

年代：己未(959)年八月廿八日

原文移録：土肥 1980, p. 266.

写真：『敦煌宝蔵』; Eliasberg 1979, Pl. XIII.

紙質：beige ~ chamois β 色，粗い漉き縞あり，中手，中～中上質。短冊状の折り跡あり。朱印は表側の下段に日付を覆うように1個。Cf. パリ目録。

解説：仏僧・保興(あるいは保賢)に交付された通行許可証。新印が下賜された955年以後で、しかも敦煌文書の封蔵年代である1002～1010年代以前には、己未年は959年の一度しかない。敦煌文書中の朱印全体の編年を決めることによって、ある文書の年代が確定する例。曹元忠の鳥形署名もある。パリ目録が949年としているのは、単純な誤植である。

P. 2968

入朝使致司徒・司空状

年代：974年と考証

原文移録：趙和平 1997, pp. 299-301.

写真：『敦煌宝蔵』

紙質：beige ~ chamois 色，粗い漉き縞あり，中手の薄い方～中手，中～中上質。朱印は裏面の紙縫上に1個。

(40) Cf. 仁井田 1981, p. 670; 竺沙 1982, p. 546.

解説：2枚の紙で1通の手紙を構成しており、裏側の紙縫上に朱印が1個ある。趙和平 1997, pp. 299-301 はこれを「沙州帰義軍致甘州状稿」と名付け、差出人を曹議金だとする。しかし「瓜沙等州觀察使新印」を955年以後のものとして朱印編年をする我々の立場からは、趙説をとることはできない。これに対し、周一良氏は、これを司徒並びに司空に宛てられた手紙で、宋の朝廷に使者を派遣することについての内容だとい⁽⁴¹⁾う。私はこれを、節度使から派遣された入朝使が、途中の甘州から敦煌に宛てて出した手紙と考える。受取人の司徒と司空を、周一良氏は曹延恭と曹延禄と推測しているが、それは十分首肯に値する。榮『帰義軍史』には、延恭(974~976)は974年の即位直後にのみ司徒と称した蓋然性が高いこと、弟の延禄(976~1002)は976年の即位後まもなく太保と僭称する一方、中原王朝に対してはまだへりくだって司空と称していた事実が指摘されているから、この2人がペアで司徒と司空であった年は974年しかない。これ以外に、節度使とその次の人物が司徒と司空を名乗った可能性は見つからない。ただし、このような手紙になぜ「瓜沙等州觀察使新印」が押されているのかはまだ説明できない。

P. 3576

節度使曹延禄布施礼仏疏

年代：端拱二(989)年三月

原文移録：『真蹟積録』3, p. 104.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』3, p. 104.

紙質：beige clair 色、粗い漉き縞あり、中手、中質。朱印は末行上方の日付を覆うように1個。Cf. バリ目録。

解説：節度使・太師・敦煌王・曹延禄が設斎捨施して、仏の加護を願う法要を依頼する手紙。

(41) 周一良 1992, p. 703.

(42) 『帰義軍史』pp. 124, 125.

Mil. 7 : 「歸義軍節度使之印」 *Kouei-yi kiun tsie-tou-che tche yin* = “Sceau du commissaire impérial au commandement de l’Armée Revenue au Devoir”

[カラー写真 Planche IX. 印影模写 Planche XV]

篆書，陽文，印文2行「歸義軍節／度使之印」。印影の右辺上方と上辺右方の線が太くなっているのが一つの特徴である。特に右上端がやや右に突き出る傾向にある。

Ch/U 7525 ~ 7527 (T II Y 46 a, b, c)

沙州戸口受田簿

年代：端拱三(990)年

原文移録：『籍帳』pp. 665-666, No. 314；『真蹟積録』2, pp. 481-482.

写真：Cf. Thilo 1968, pp. 311-313.

解説：本文書は敦煌で作られた公文書であるが，トゥルファンから出土した。この漢文書が反故になった後，裏の空白を利用してウイグル語の仏教テキストが書かれた。ウイグル語が沙州で書かれてから，トゥルファンに持ち帰られたのか，反故紙がトゥルファンへ輸出された後にウイグル語が書かれたのかは不明である。Cf. 森安 1987, p. 68.

S. 4453 = G 7399

節度使致寿昌都頭等帖

年代：淳化二(991)年十月

原文移録：『真蹟積録』4, p. 306.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, p. 306；中村 1992, p. 580；『英蔵敦煌』6，卷頭カラー図版(良好) & p. 80.

紙質：beige ~ chamois α 色，粗い漉き縞あり，中手の厚い方らしい(裏打ち

あり), 丈夫そうな紙, 中質。朱印は表側の右側中段・中央上方・左下に3個。
Cf. ジャイルズ目録。

解説: 節度使・曹延禄の鳥形署名があり, 彼がこの手紙の発行者(差出人)であることは明らか。⁽⁴³⁾『遺書総目』もジャイルズ目録も『敦煌宝蔵』も受取人を差出人と誤解している。『真蹟積録』が正しい。中村 1992, p. 577 は, この帖は旅行公驗(通行許可証)の原本であるという。

P. 2737

駝官馬善昌請判憑状及判 4 件

年代: 癸巳(993)年四月~九月

原文移録:『真蹟積録』3, p. 602.

写真:『敦煌宝蔵』;『真蹟積録』3, p. 602.

紙質: beige 色, 漉き縞あり, 中質。朱印は裏面の紙縫上に1個ずつ。

解説: 駝官の馬善昌が節度使の判憑を請うために出した同種の4枚の文書が貼り継がれている。全てに曹延禄の鳥形署名がある。3ヶ所ある紙縫の裏側に1個ずつ同じ朱印が押されているのは, 本文書を受け取った後に保存のために貼り継いだことを示す。Eliasberg 1979, p. 34 ではこの朱印は読めないというが, 私は「歸義軍節度使之印」であることを確認した。因みに, S. 6998 C の丙申(996)年八月駝官馬善昌請判憑状及判はほぼ間違いなく本文書と一連のものであるが, さらにそれと一連のものである S. 6998 A, S. 6998 B の2件にはやはり「歸義軍節度使之印」が押されていた。

S. 6998 B

知馬官陰章児請判憑状及判 9 件

年代: 乙未(995)年十二月~丙申(996)年二月

写真:『英蔵敦煌』12, p. 38.

(43) Cf. Eliasberg 1979, p. 33, n. 16.

紙質：beige rosé～beige 色，粗い漉き縞あり，中手らしい(ケース入り)，中質．朱印は裏面の紙縫上に1個ずつ，計8個．Cf. 栄目録．

註：9件全てに曹延禄の鳥形署名あり．

李盛鐸旧蔵(羽田記念館所蔵写真)

駝官李粉堆等就城角莊算会当宅群牧現行籍

年代：乙未(995)年十月四日

原文移録：池田2000, pp. 47-48.

写真：京都大学羽田記念館所蔵，Nos. 838～840. 写真で見える限り，朱印は冒頭のタイトルの中段に1個，1ヶ所だけある紙縫の表裏に1個ずつ，計3個．大きさは不明．

解説：帰義軍が所有する家畜の頭匹数を敦煌の城角莊で調査させた帳簿．

S. 6998 A

帰義軍算会群牧馬駝羊現行籍

年代：10世紀第4四半世紀

写真：『英蔵敦煌』12, p. 37.

紙質：beige rosé～beige 色，粗い漉き縞あり，中手らしい(ケース入り)，中質．朱印は表側の2ヶ所ある紙縫上に1個ずつ，計2個．Cf. 栄目録．

解説：S. 6998 B と近い年代のものに相違ない．

S. 1898 = G 7851

帰義軍期兵士裝備簿殘卷

年代：10世紀

原文移録：『真蹟積録』4, pp. 505-506.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, pp. 505-506；『英蔵敦煌』3, pp. 172-173.

Cf. ジャイルズ目録．

解説：朱印についての記載は『遺書総目』にもジャイルズ目録にもなく、『初稿Ⅰ』p. 128で疑問符付きで「歸義軍節度使之印?」とし、『真蹟積録』4, p. 506でこの印有りという。森安未確認。

Adm. 7?：未発見の「瓜沙州觀察使之印?」。(第10節参照)

Ind. 1：「燉煌國天王印」*Touen-houang kouo t'ien-wang yin* = “Sceau du roi
ciel du Royaume du Touen-houang”

篆書，陽文，印文2行「燉煌國／天王印」

S. 1563 = G 7346

西漢燉煌国聖文神武王准鄧自意出家勅

年代：甲戌(914)年五月十四日

原文移録：竺沙 1982, p. 26; 『真蹟積録』4, p. 64; 中村 1991b, p. 423; 竺沙 1992, pp. 591-592 (読み下しもあり); 中村 1996, pp. 79-80.

写真：『敦煌宝蔵』; 竺沙 1982, p. 26; 『真蹟積録』4, p. 64; 中村 1991b, 口絵 6; 竺沙 1992, p. 592; 中村 1992, p. 554; 『英蔵敦煌』3, p. 94 (良好).

紙質：chamois α ~ chamois clair 色，中手の厚い方らしい(プラスチック入り)，粗い漉き縞あり，中～中上質。縦横 32 × 45 cm の一枚紙で，大きめの短冊状の折り跡あり。本文は大きく立派な文字で書かれている。朱印は3個あり，右下・中央上方・左下にバランスよく押されている。裏は二次利用されて，仏教の陀羅尼が書かれている。Cf. ジャイルズ目録。

解説：西漢金山国王の張承奉が鄧伝嗣の十歳の娘である鄧自意の出家を許可した文書。ジャイルズ目録ではまだ甲戌年を 914 年とする比定に疑問符を付けているが，もはやその必要はない。

Ind. 2 : 「金山白衣王印」 *Kin-chan po-yi wang yin* = “Sceau du roi vêtu de blanc
[du Royaume] des Monts d’Or [des Han occidentaux]”

篆書，陽文，印文 2 行「金山白／衣王印」

『遺書総目』や『真蹟積録』やパリ目録では *Kin-chan po-ti wang yin*
「金山白帝王印」“Sceau de l’empereur [vêtu de] blanc [de l’Empire]
des Monts d’Or [des Han occidentaux]”と読むが³，Chen 1960, p. 9 や
Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳，p. 3 や『敦煌學大辭典』p. 289
では「金山白衣王印」とする。今は後者に従っておく。

P. 4631 + 4632

西漢金山国聖文神武白帝賜宋惠信改官勅

年代：西漢金山国時代 (910 ~ 914)

原文移録：『真蹟積録』4, pp. 291-292；中村 1992, pp. 554-555；中村 1996,
pp. 78-79.

写真：『敦煌宝蔵』；『真蹟積録』4, pp. 291-292；中村 1992, p. 555.

紙質：beige clair 色，漉き縞あり，厚手，上下～中上質。紙は立派で，文字
も雄渾達筆である。朱印は冒頭部 2 ～ 6 行目にある旧の官称と新授の官称名を
覆うように縦に 5 個ずつ 3 列に亘って密集して押されており，裏面にも 1 枚目
と 2 枚目の間の紙縫に 1 個，2 枚目末尾の元紙縫であったところに半分のみ同
じ朱印が残っている。Cf. パリ目録。

解説：年代考証については、『帰義軍史』p. 221 を参照。現在は P. 4631 と P.
4632 に分かれているが，両者はびたりと接合する。何枚かの紙を使用して書か
れた勅書のうちの最初の 2 枚が残っている。これは金山国の高官に出された告
身(辞令書)であり，現在は後半部がなくなっているが，もとは大切に保存され
ていたらしい。本体の前に同じ幅の別紙を 20 cm 余り貼り継いで，先端を少し

折り返し、その中に細い竹棒を入れて糊づけし、巻物にした時に外側に出る部分を補強した上で、外側上端に「宋惠信告身」という見出しまで記入してある。

Дх. 3174

趙再誠改補充正十将牒断簡

年代：西漢金山国時代(910～914)

写真：『俄藏敦煌』10, p. 203.

Cf. Чугуевский 1983b, p. 269 = 荒川訳 p. 3.

5 張議潮・張淮深時代(第1期)

前節で得られた情報を元に、今度は帰義軍節度使の使用した朱印の編年について考察していこう。ただし、結論を先取りした時代区分に従って、節を分けることにする。なお、歴代の曹氏節度使の在位年代については、榮新江氏の一連の研究とその成果をまとめた『帰義軍史』に依拠し、かつて拙稿[森安 1980a, p. 319]の中で、必要に迫られて十分の論証をしないまま提示した在位年代は、⁽⁴⁴⁾唯一点を除き撤回する。

帰義軍節度使在位年代表(留後であった年代を含む)

張議潮	851～867～872	867～872には議潮は入朝し、 実権は淮深にあり
張淮深	(867～) 872～890	淮深は議潮の兄である議潭の子
張淮鼎	890～892	淮鼎は淮深の弟
索勳	892～894	索勳は議潮の女婿
張承奉	(894～) 896～910	894～896には実権は李弘願兄弟にあり； 承奉は淮鼎の子

(44) 唯一の例外とは、曹延恭が死去し、曹延祿が嗣位した年を976年とする点で、これはまだ論証不足の観があり、977年である可能性も捨てきれない。なお、張氏節度使及び曹氏節度使の系図としては、藤枝「帰義(一)」p. 73；「帰義(三)」p. 64；藤枝 1977, p. 66；土肥 1980, p. 236；森安 1980a, p. 319；『書法叢刊』p. 93 などがあるが、いずれも一長一短があり、いまだ決定版はない。

張承奉 910~914

西漢金山国王

曹議金 914~935

議金は索勲の女婿

曹元徳 935~939

元徳は議金の子

曹元深 939~944

元深は元徳の弟

曹元忠 944~974

元忠は元深の弟

曹延恭 974~977?

延恭は元徳・元深・元忠のいずれの子か異論あり

曹延祿 977?~1002

延祿は元忠の子

曹宗寿 1002~1014

宗寿は延恭の子

曹賢順 1014~??

賢順は宗寿の子

I 期: 851~888 年 (張議潮~張淮深)

II 期: 888~910 年 (張淮深末期~張淮鼎~索勲~李弘願兄弟~張承奉)

III 期: 910~914 年 (張承奉, 独立国としての西漢金山国時代)

IV 期: 914~935 年 (曹議金)

V 期: 935~939 年 (曹元徳)

VI 期: 939~955 年 (曹元深~曹元忠前期)

VII 期: 955~989 年 (曹元忠中・後期~曹延恭~曹延祿前期)

VIII 期: 990~1002 年 (曹延祿後期)

先ず **Adm. 1 & 2** 「河西道觀察使印」について考察する。この朱印は、かつて私がチベット語文書 *Pelliot Tibétain 1081 (ancien Pelliot Chinois 3527)* の上に押されているのを解読したもので、その後、しばしば引用されるが、その意義について論じられたことはなく、また同じ朱印が漢文文書の上に見つかったという報告もない。このチベット語文書 (通達) の冒頭には、「尚書 (zhan-she) が、大軍団管区 (ここでは河西道) の議会 (khrom chen-po'i 'dun-sa) [を召集した] 沙州帰義軍 (Sha-ču ku-'gi-kun by Uray; Sha-ču kuk-gi-kun by Lalou) [の本拠地] より、ネズミの年の仲秋の日に勅命の御印を押して [下すものである]⁽⁴⁵⁾」とあって、その差出人が明記されており、しかも文末には「河西道觀察使印」の朱印が押されている。文書の内容は、ある男奴隷の所属 (戸籍) について争われた民事裁判に

(45) 本稿 6 頁, 及び注 7 参照。

(46) 和訳は山口 1985, p. 513 に提示されたものをもとに、武内 1986, pp. 571, 575 を参照しながら、若干の修正を加えた。

関わるもので、節度使ではなく觀察使が処決すべきものだから、この印章の選択は正しいのである。

では、この P. T. 1081 文書が発行されたネズミの年とは具体的にはいつのことだろうか。榮新江氏の研究によれば、帰義軍節度使で尚書の称号を使ったのは、張議潮の (848) ~ 851 ~ 858 年、張淮深の 872 ~ 887 ~ (890) 年、張淮鼎の (890) ~ 892 年、索勲の 894 年、張承奉の (901) ~ 902 ~ (903) 年、曹仁貴 (= 曹議金) の 914 ~ 919 ~ (920) 年である。⁽⁴⁷⁾ この中でネズミの年に当たるのは、張議潮の 856 年、張淮深の 880 年、張淮鼎の 892 年、曹仁貴の 916 年の四つの場合だけである。⁽⁴⁸⁾ 一方、山口瑞鳳氏は、本文書を全訳しつつ、係争中の奴隷の売買は吐蕃支配時代に行なわれたものであり、吐蕃期の千戸長 (stoñ-pon)、千戸次長 (stoñ-čun) などの役職名がなお用いられ、全体の書式は吐蕃が敦煌を支配した時期のそれに準じているので、これは帰義軍初期のものであろうという。⁽⁴⁹⁾ しかしこれらの点はいずれも論証不足である。なるほど武内氏のチベット語手紙文書の書式研究によれば、この P. T. 1081 の書式が吐蕃期に淵源を持つことは確実である。ところが武内氏が P. T. 1081 と同じグループに入れ、山口氏がやはり吐蕃期の書式を踏襲しているとみて 907 年に当てた P. T. 1188 は、実はもっと遅い 943 年のものであって、古い書式がこの場合は 80 年以上も生きていたからである。⁽⁵⁰⁾ 即ち、書式だけで時代決定をするのは危険である。

張議潮の 856 年、張淮深の 880 年、張淮鼎の 892 年、曹仁貴 (= 曹議金) の 916 年という上記の四つの候補をさらに絞る決定的手がかりは、問題の「河西道觀察使印」にこそ求められねばならない。本稿でこれから述べるように(その結論としての「帰義軍朱印編年図表」参照)、892 年の張淮鼎も 916 年の曹仁貴も

(47) 「帰義軍史」第二章。

(48) Uray 1981, p. 87 ではこのネズミの年を 856, 868, 880 年のいずれかとみなしている。916 年を候補からはずしたのは、ウライ氏がまだ曹仁貴の在位を知らなかったからにすぎない。

(49) 山口 1985, pp. 513-515.

(50) 森安 1980b, pp. 65-66; 山口 1985, pp. 515-516. 年代比定について、詳しくは後注 141 を参照されたい。

「沙州觀察處置使之印」を使用していたはずであるから、「河西道觀察使印」を使用している本文書は張議潮の 856 年か張淮深の 880 年のいずれかに発行されたとせねばならない。そしてここまで論証が煮詰まってくれば、本文書冒頭に「大軍団管区の議会 (khrom chen-po'i 'dun-sa)」という吐蕃期独特の表現が使われていた事実と、山口氏の指摘した千戸長 (ston-pon), 千戸次長 (ston-cuñ) という吐蕃期の役職名使用の事実とが、改めて大きな意味を持ってくるのである。また武内氏に口頭で伺ったところによれば、P. T. 1081 の書体は吐蕃期後半の印象を抱かせ、少なくとも 10 世紀の曹氏帰義軍期に類出するやや円くて無頭体に近い書体⁽⁵¹⁾より明らかに古いという。つまり本文書は書式も書体も術語も全て古いということである。もちろん、それらの指標は文書の古さを示す必要条件であって十分条件ではないことは重々承知の上であるが、にもかかわらず私には、それらが本文書の発行人である尚書を張議潮に、発行年のネズミの年を 856 年に当てることを強く示唆しているように思われる。

振り返ってみれば、大中二 (848) 年、沙州の土豪であった張議潮は漢人のみならず吐蕃以外の少数民族の僧俗民衆と共に吐蕃に対し反乱を起こし、沙州・瓜州地方より吐蕃を駆逐することに成功すると、すみやかに唐に帰附すべく十組の使者を長安に向けて送った。その結果、ようやく大中五 (851) 年二月(あるいは五月)⁽⁵²⁾になって、唐朝から正式に沙州防禦使に任ぜられた。当然この時、沙州防禦使印ないしそれに相当するものが授与されたはずである [それを Mil. 1 とする、本節後段参照]。次いで同年八月、唐に帰順の意を表明するため、河西地方が吐蕃に占領される以前の天寶年間に作成された沙・瓜・甘・肅・伊・西・鄯・河・蘭・岷・廓十一州の図経と戸籍⁽⁵³⁾を兄の張議潭に持たせて入朝させたと、同年十一月、遂に唐朝から帰義軍節度使兼河西十一州觀察使の正式

(51) 武内 1986, p. 587. なお, Takeuchi 1990 は、武内 1986 の英文版ともいうべきものであるが、対応頁は省略する (以下同じ)。

(52) 『資治通鑑』卷 249, 中華書局版, pp. 8044-45. 藤枝「帰義 (一)」pp. 87-88; 藤枝 1964, pp. 73-74 & n. 48 (p. 136); 「帰義軍史」p. 64.

(53) Cf. 藤枝「帰義 (一)」p. 88.

任命を受けたのである。⁽⁵⁴⁾ 即ち、ここに張議潮は、防禦使より一ランク上の節度使として管内全域に及ぶ軍事権を持つだけでなく、觀察使として行政・財政権をも併せて、全権を掌握したのである。この時、当然ながら唐朝からペアで与えられたはずの官印[それを **Mil. 2** と **Adm. 2** とする]のうちの片方が、まさしくこの P. T. 1081 文書に押されていた「河西道觀察使印」であったと思われる。もちろんこれが **Adm. 2** となる。

土肥義和氏は、吐蕃から自立して節度使となった張議潮が最初に断行した事業として、吐蕃によって寺戸(寺院に隷属する農民)に貶められていた者たちの解放と、混乱した戸口の調査、田土台帳の作成を挙げているが、⁽⁵⁵⁾ これらはいずれも節度使ではなく觀察使の任務である。張議潮が「河西道觀察使印」を用いて、漢語と並んで当時の公用語であったチベット語で、ある男奴隷の所属をめぐる民事訴訟に関わる P. T. 1081 文書を作成させたネズミの年が 856 年であったという私の結論は、土肥氏によって指摘された張議潮政権当初の動向とも完全に合致しており、もはや揺るぎないものであろう。

当時、この帰義軍の勢力範囲は、名目的に河西十一州と呼ばれた。しかし、それらの沙・瓜・甘・肅・伊・西・鄯・河・蘭・岷・廓十一州のうち、⁽⁵⁶⁾ 実際には西州は含まれず、涼州も回復していない時点(帰義軍による涼州占領は 861 年)で鄯・河・蘭・岷・廓州は恐らくまだ吐蕃の手中にあったから、⁽⁵⁷⁾ 実質支配の及んだのは沙・瓜・甘・肅・伊州だけであった。もちろん、そのうち沙州が帰義軍の中心であり、沙州が全体の代名詞になったはずであるから、この時点

(54) Cf. 藤枝「帰義(一)」pp. 87-88; 藤枝 1964, pp. 73-74 & n. 48 (p. 136); 榮 1993a, p. 106 & n. 4 (p. 115); 「帰義軍史」pp. 3, 64-65, 133 (n. 6). 莫高窟に残る張議潮死後の供養題記中には「河西十一州節度管内觀察處置等使」という部分がある, cf. 謝 1955, p. 102 = 「莫高窟題記」p. 31; 藤枝 1964, p. 61.

(55) 土肥 1980, p. 235 & n. 1. 「敦煌仏教寺院常住安堵状」(P. 2187) には、故太保すなわち張議潮が一般に布告して放免状を出し、奴隷解放したことに対する言及がある, cf. 藤枝「帰義(四・完)」pp. 96-98.

(56) 当時の西州は西ウイグル王国の版図であって、帰義軍の勢力が及ぶはずはない。Cf. 藤枝「帰義(一)」p. 92; 森安 1977, pp. 118-123.

(57) Cf. 榮 1993a, p. 110; 「帰義軍史」p. 157.

では、沙州帰義軍節度使とはいえ、河西道節度使というのはややおこがましい。にもかかわらず、「河西道觀察使印」を賜わったのは、張議潮が献上した十一州の図経と戸籍に関係があるろう。長らく吐蕃の支配下にあった河西道全体を、実質はともあれ、形式的には唐朝に忠誠を誓う漢人武將を嘉賞して、彼が将来的に河西全体にまで版図を拡大するのを見越し、それに暗黙の了解を与えるという意味が「河西道觀察使印」には込められていたのではなかろうか。

では、その Adm. 2 の「河西道觀察使印」とペアをなした Mil. 2 の節度使印はどういう印文を持つものであったろうか。単純に考えるならば帰義軍節度使印と推定される。チュグエフスキー氏がここに前節で挙げた Mil. 7「⁽⁵⁸⁾歸義軍節度使之印」が来ると考えたのは、印章は中原王朝が下賜するものである以上、無理からぬところである。しかしながら、本稿の成果をまとめた「帰義軍朱印編年図表」において Mil. 7「歸義軍節度使之印」の実際の使用年代を見れば、誰もそのような見方は支持できまい。

もう一つの可能性は「河西(道)節度使印?」ないし「河西(道)帰義軍節度使印?」である。9世紀後半から10世紀の漢文の敦煌文書並びに敦煌地方に残された碑文や壁画銘文を見れば、帰義軍節度使の別名として河西節度使、河西道節度使、河西帰義軍節度使、河西一十一州節度使、河西隴右伊西庭樓蘭金滿等州節度使、沙瓜伊西等州節度使、瓜沙等州節度使、沙州節度使、などがピックアップされるが、圧倒的に優位を占めているのは河西(道)節度使であり、それに河西(道)帰義軍節度使が次いでいる。これに敦煌出土チベット語文書でも、「河西道觀察使印」の押されていた件の P. T. 1081 にチベット文字で「沙州帰義軍」と書かれていたのを例外として、あとは管見の及ぶ限り全て *Ha-se tser-to* 即ち「河西節度」と書かれている事実を加味すれば、当時の現地での通称は帰義軍節度使ではなく河西(道)節度使であったことに疑問の余地はない。

これに関連して、パリ目録では P. 3103 に、「ほとんど読めない (*peu lisible*)」という注記付きではあるが、「河西節度使印」があるという。もしそれが事実で

(58) Чугуевский 1983b, p. 270 = 荒川訳, p. 4.

あれば私の朱印編年論のミッシング＝リンクである Mil. 2 の出現となるので、一時は色めき立った。しかし、実際に私がバリーに赴き、他の状態の良いペリオ文書の印影と比べつつ、P. 3103 のかすれた印影を子細に調査したところ、それはよく知られている「沙州節度使印」にすぎないことが判明し、大いに落胆させられた。『敦煌學大辭典』290 頁では「河西節度使印」について、その読みも寸法もバリー目録第 3 巻のままであるのに、その出典も、そこに元来「ほとんど読めない」という但し書きが付いていたことも無視されている。一方、陳祚龍『敦煌學要籥』pp. 344-345 には、P. 2654, P. 2763, P. 3446 に右側半分だけ残る印影が全て「河西節度」の四字に見えるという。しかし、実はこれも誤読である。P. 2763 については既に池田温氏が『籍帳』No. 237 で読んでおり「河西支度營田使印」であり、私もそれをバリーで確認した。そしてこれと比較対照することによって、P. 3446 にも同じ朱印が押されていることが判明した。⁽⁵⁹⁾

長年追求めてきた幻の「河西(道)節度使印?」ないし「河西(道)帰義軍節度使印?」は未だに発見されていないが、今回の在外研修中に初めて Mil. 1「河西都防禦使印」を発見できたのは、本研究にとって大きな前進であった。次にこれについて考察しよう。

大中五(851)年二月(あるいは五月)、節度使への任命に先立って張議潮は唐朝から 1 ランク下の沙州防禦使に任ぜられたのであるから、必ずやそれを証明する官印を賜ったはずである。私はそれこそがこの「河西都防禦使印」であったと推定するのである。もちろん、「河西都防禦使印」であって「沙州防禦使印」でないのは矛盾のようであるが、それは沙州防禦使任命のことをただ一つ伝える『資治通鑑』[巻 249, 中華書局版, pp. 8044-45] の杜撰と見るべきか、あるいは上述の Adm. 2「河西道觀察使印」を賜った事情と同じであろう。即ち、実質はまだ沙州防禦使であるが将来的に河西全体の防禦使となるのを承認していたのではないか、ということである。否、むしろこれが沙州ではなく河西の都防禦使である点に着目すれば、この「河西都防禦使印」は先の「河西道觀察使印」

(59) P. 2654 だけは森安未見。

と共に大中五年二月の時点で与えられたものとさえ推測することが許されるのではなかろうか。「河西道觀察使印」に記号を付けるに当たって、単に Adm. 2 とせずに敢えて **Adm. 1 & 2** とした所以である。

光啓三年 (887) に書かれたと推定した P. 3863 は河西都防禦招撫押蕃落等使が端公に宛てて出した礼状で、どちらかといえば私信なのに自分がなったばかりの都防禦使の公印を使用している。ただし、後半では彼の治める州が経済的に困窮しており、僕射に救済を請う使者を送ったので、端公からも取りなしてくるよう依頼しているから、公的書簡の側面も併せ持っている。当時は張淮深がトップで僕射と称しており、李端公墓誌 (cf. P. 4010 + P. 4615) より分かるように「端公」と呼ばれていた張議潮の女婿の李明振がナンバー 2 で、その下にこの都防禦使がくると思われる。当時、この都防禦使は沙州・瓜州地区ではなく、東方の涼州に駐在していたのかもしれない。

Mil. 1 「河西都防禦使印」について注意すべきは、P. 2696 は保留するとして、P. 3863 と P. 2672 - 2 の両方ともがトップの節度使 (ないし節度留後) でもナンバー 2 の端公でもなく、それ以下の者がこれを使っていたことである。この事情について私は次のように考えている。

既に述べたように、大中五 (851) 年に沙・瓜等十一州の図経と戸籍を以て入朝したまま、実質的な人質として長安に留まっていた張議潮⁽⁶⁰⁾の兄の議潭が、咸通八 (867) 年に死去した。そこで、替わって議潮自身が入朝することとなった。867 年に張議潮が長安に召されて以後、河西節度使 (河西道帰義軍節度使) を自称して帰義軍政権を司ったのは、議潭の長子の張淮深である。彼は、唐朝に繰り返し使者を派遣して旌節を請うたが許されず、唐朝から正式に任命されたのはなんと 20 年後の光啓四 (888) 年十月のことであって、しかもその 2 年後に一族の手にかかって殺害されるのである。⁽⁶¹⁾

(60) Cf. 藤枝「帰義 (二)」p. 68; 藤枝 1964, p. 75; 『帰義軍史』p. 183.

(61) Cf. 中村 1991b, pp. 338, 344-345; 中村 1996, pp. 151-152; 『帰義軍史』pp. 6-11, 78-88, 164, 184-191.

張議潮が入朝した時、彼は恐らく上掲の『新唐書』百官志の節度使交替の時の規定に準じて、節度使印（幻の「河西（道）節度使印？」）を都まで持参し、もう片方の觀察使印は敦煌で後事を摂る張淮深に委ねてきたのだろう。議潮が入朝した咸通八（867）年から、死去する咸通十三（872）年までの5年間は、唐朝は議潮に帰義軍節度使を遙任させる方針であったと思われるので、淮深に節度使の印を賜わるはずはない。淮深は帰義軍のトップとして「河西道觀察使印」を使ったと思われるが、872年までなら、ペアとして「河西都防禦使印」を使ったこともあったかもしれない。しかし実際に「河西都防禦使印」の押された三つの文書のうち二つは、帰義軍のトップでもナンバー2でもなく、それ以下の者がこの印を使用している事実は、872年以後これが下げ渡されたことを如実に物語っている。

上述のように、議潮の生存中は、淮深に節度使の印を賜わるはずはなかった。議潮の死後なら、淮深に節度使印が与えられてもおかしくないが、しかし、これまでのところ漢籍史料にも敦煌文書にもそのような形跡は見られない。張議潮に対しては即座に節度使となることを許したのは、それまで敵国吐蕃の領域になっていた河西を回復したことを高く評価したからであった。帰義軍節度使という名称自体にその評価は顕れている。しかし、その後、帰義軍が順調に発展し、その勢力を河西東部の涼州や青海東方の鄯州にまで伸ばしてくると、今度は帰義軍自体が唐朝のライバルになってきたわけで、唐朝には帰義軍に対する警戒心が芽生えるのである。867年に議潮自身を実質的な人質として入朝させた後も、後継者の淮深からの度重なる旌節下賜の要請を20年間も拒否し続けた背景には、両者の表面的な友好関係とは裏腹のこのような敵対関係

(62) 例えば榮目録, pp. 168-169 や榮 1993a, p. 113 = 「帰義軍史」p. 163 に著録される S. 10602 の原本には、この印が押された可能性が高い。

(63) Cf. 榮 1993a, p. 113 ; 「帰義軍史」p. 164.

(64) Cf. 「帰義軍史」pp. 157, 183.

(65) Cf. 榮 1993a, p. 113 ; 「帰義軍史」pp. 162-163.

(66) Cf. 前注 61.

があったからに相違ない。⁽⁶⁷⁾

では、上で保留した P. 2696 の中和五 (885) 年三月十四日車駕還京師大赦詔に押された朱印については、どのように考えたらよいだろう。『大唐六典』原註にある規定によれば、死刑をはじめとする刑罰の無効や租税の減免を述べて皇帝の恩徳を示す赦書は、通常の制勅とは異なり絹に書いて天下に頒布された、と中村裕一氏は指摘する。⁽⁶⁸⁾ もし本当にこの規定が守られていたとしたら、紙に書かれている P. 2696 は、中央から発せられた大赦詔の原本が河西地方に着いてからの写しということになる。紙背の紙縫上に押された朱印が唐中央の官庁のものではなく「河西都防禦使印」であった事実は、大赦の詔が地方に伝達していく過程を推測する上で新たな材料を提供することになる。では、本文書が中央から河西道に届いた本物ではなく、現地で受け入れ後の写しだとしたら、その写しを作らせた責任者は一体誰であろうか。887 年の P. 3863 同様、885 年の P. 2696 の場合も河西都防禦使は涼州にいた可能性がある。⁽⁶⁹⁾ もしそうであれば、帰義軍政権の本拠よりはるかに長安に近い涼州にいたがゆえに、節度使に代わってこの都防禦使が大赦を受け取り、いくつもの写しを作らせて管内に配布させたとも考えられる。ただ、このように重要な文書を、節度使本人が目を通さずに処理するようなことが果たしてあり得たのか、という疑念もまだ払拭できない。もし 885 年には河西都防禦使は沙州にいたと仮定することが許されるならば、本文書は、中央から大赦を受け取った節度使が、管内の主要官庁並びに一般民衆にすみやかに通知するために、節度使の衙門でいくつも作らせた写しの一つであり、節度使の次あるいはその次に位置していた河西都防禦使がその文言を点検して遺漏なきを確認し、さらに本物の詔であることを保証するた

(67) 藤枝氏の段階ではまだ張氏節度使政権と唐朝との友好関係が全面に打ち出されていただけであったが、最近の榮新江氏の研究では、両者の矛盾にまで考察が及んでいる。Cf. 「帰義 (一)」 pp. 67, 73 ; 榮 1993a, pp. 109-114 ; 「帰義軍史」第三章、第二節「唐朝の河隴経営及其与張議潮の矛盾」& 第三節「帰義軍勢力臻于極盛和唐朝の措置」(pp. 155-164)。

(68) 中村 1991a, pp. 865-866.

(69) Cf. 馮培紅 1997, pp. 156-159.

めにこの朱印を押したとも考えられるのではなからうか。⁽⁷⁰⁾

6 張氏節度使後期から金山国時代(第Ⅱ期～第Ⅲ期)

Mil. 3「沙州節度使印」と Adm. 3「沙州觀察處置使之印」の二つがペアであることは、「帰義軍朱印編年図表」で実際の使用年代と名称とが見事に対応している事実を確認すれば、疑う余地はない。ではこの一対の官印は最初誰に与えられたのであろうか。前節で述べたように、現地における帰義軍節度使の通称はあくまで河西(道)節度使であった。藤枝論文で学界に流布した沙州帰義軍節度使とか沙州節度使という呼称は、現地の人々の間ではほとんど全く使われていなかったのである。管見の限りでは、既に紹介した P. T. 1081 にチベット文字音写の形で *Sha-ču ku-'gi-kun* とあった一例を除けば、漢文でそのように言われた例は皆無である。もちろん、その用例を漢籍にまで求めれば、絶無というわけではない。『舊唐書』懿宗紀及び『冊府元龜』帝王部にはほとんど同文で「[咸通七(866)年]七月、沙州節度使張義潮進甘峻山青駝鷹四聯、延慶節馬二匹、吐蕃女子二人」とあり、また『舊五代史』晋少帝紀[卷 81, 中華書局版, p. 1075]にも「[天福八(943)年春正月]庚寅、沙州留後曹元深加檢校太傅、充沙州歸義軍節度使」とある。[第 3 節に引用した『太平寰宇記』の記事も参照]。一方、P. 2826 のコータン王から帰義軍節度使の令公へ宛てた有名な白玉壹團の進物状は、私の考えでは 956～966 年間にコータン王の李聖天が節度使・曹元忠に宛てて出した公式の手紙であるが、この中で李聖天は元忠を「沙州節度使・男・令公」と呼んでいる。⁽⁷²⁾ともあれ、これらはいずれも外部から河西(道)帰義軍節度

(70) 中村 1992, p. 552 ではこれを謄本というが、恐らく同じ考えであろう。

(71) 『舊唐書』卷 19a, 懿宗紀, 中華書局版, p. 660; 『冊府元龜』卷 169, 帝王部, 納貢獻, 中華書局版, p. 2034. 正しくは「議潮」を、前者は「義潮」に作り、後者は「義朝」に作る。

(72) Cf. 『真蹟積録』4, p. 365. 本文書については『敦煌宝蔵』124 の写真でも十分明瞭で、参照に不便はない。「遺書総目」も『真蹟積録』もこの P. 2826 をコータン王から張淮深への書信とみなしているが、帰義軍節度使で令公と呼ばれるのは曹氏節度使だ。

使のことを沙州節度使とか沙州帰義軍節度使と呼んだものにすぎないことに注意したい。しかるに、朱印に「沙州節度使印」が頻出する事実は、一体どう説明したらよいのであろうか。

Mil. 3「沙州節度使印」の初出は現在までのところ 895 年の張承奉（実権は李弘願兄弟）時代であるが、ベアの片方である Adm. 3「沙州觀察處置使之印」の初出は 891 年だから、890 年に張淮深にとって代わった張淮鼎が Mil. 3 と Adm. 3 のベア官印を唐から下賜されて、それを使い始めた可能性はないわけではない。しかしながら、この人物は在任期間も短く、事績もほとんど知られておらず、候補者たる可能性は薄い。これに対し、淮鼎の前任者である淮深の方は、従来考えられてきたような乾符年間（874～879）⁽⁷³⁾ではなくてもっと後の 888 年に唐朝から正式に節度使に任じられたことが、藤井有鄰館所蔵の文書を使った榮新江氏によって明らかにされている。⁽⁷⁴⁾即ち光啓四（888）年十月、淮深が長年待ち望んだ唐朝よりの使者として宋光廷を沙州に迎え、節度使の象徴である旌節を授与されたのである。とすれば、この時に賜わったはずの印章こそ Mil. 3「沙州節度使印」と Adm. 3「沙州觀察處置使之印」という、共に沙州で始まるベア印であったに相違なからう。印文冒頭に、それまで有効であったはずの「河西道觀察使印」の河西道より極端に狭い沙州を冠した背景には、榮氏の指摘する唐朝の帰義軍封じ込め政策の意図が反映していると思われる。かつて「河西道觀察使印」⁽⁷⁵⁾（及び幻の「河西（道）節度使印？」）を与えられた頃は河西道とか十一州とかいっても、実質はせいぜい沙・瓜・甘・肅・伊の 5 州程度であり、唐朝でさえ張議潮の功績を嘉して「河西（道）帰義軍節度使」という大きな称号を許していたのに、その後、徐々に唐側の態度は変化していったと考えれば、現地では常

ノけであるから、それは無理である。しかもその令公を男＝息子と呼ぶことのできるコータン王は、我々の知る限り、自分の第三女を元忠に嫁がせた李聖天以外に考えられない。元忠が令公を自称し始めるのは 956 年からであり、李聖天の死去は 966 年であるから、本文書を 956～966 年とみた所以である。ただし、第 11 節末尾も参照。

(73) Cf. 藤枝 1964, p. 76.

(74) 榮 1993a, p. 114; 『帰義軍史』 p. 191 & p. 196 (n. 54).

(75) Cf. 榮 1993a, pp. 109-114; 『帰義軍史』 pp. 155-164.

に河西(道)節度使と呼び慣わしたにもかかわらず、節度使自身は中国側から下賜された「沙州節度使印」並びに「沙州觀察處置使之印」のペアを敢えて使わざるを得なかった事情が納得できるのである。この両印の冒頭句である「沙州」は、中国側の帰義軍勢力を沙州周辺に押し込めようとの意図の表われであるというのが、榮説を踏まえた私の見方である。

ミッシング＝リンクはまだ多いが、帰義軍節度使は軍政・民政用の一對の官印を持ったという私の編年仮説による限り、Mil. 3 と Adm. 3 のペアは淮深の晩年以後も、淮鼎、索勲、張承奉と引き続き使用されたはずである。既にこれまでも、張承奉が節度使になった当初は名目のみで、実権は李明振の子供達である李弘願兄弟が壟断していたと言われてきたが、それは小さな断片にすぎない Jx. 1435 によってこよなき傍証を得た。その断片上では、895 年の時点で[節度]副使を名乗る李弘願が堂々とこの大事な「沙州節度使印」を使用しているのである。張承奉は 896 年には奪権に成功し、名実共に節度使となった。ただしそれはあくまで沙州政権内部のことであり、中国側からの承認がとれるのは 900 年のことである。『舊唐書』昭宗紀[卷 20a, 中華書局版, p. 768]によれば、光化三(900)年八月、帰義軍節度副使・権知兵馬留後の張承奉を「歸義節度・瓜沙伊西等州觀察處置押蕃落等使」に任命したとある。これによって二つの官印が変化したわけではなく、同じペアを使い続けたことが 902 年の S. 1604 (1) から十分に窺えるのである。

Mil. 3 と Adm. 3 のペア使用が一旦中断するのは 910 年のはずである。なぜなら、唐朝の滅亡から 3 年後のこの年、張承奉は遂に独立を決意し、西漢金山国または燉煌国の創設を内外に宣言したからである。この独立年代に関しては、かつては 905 年とする見方が有力で、私もそれに従っていたが、これまた榮氏⁽⁷⁶⁾によって 910 年と改められた。S. 1563 に押された Ind. 1「燉煌國天王印」は、

(76) 森安 1980a, p. 309 では王重民氏以来の旧説にのっとり西漢金山国の建国を 905 年とした。『莫高窟年表』p. 466 でも相変わらず同様であるが、今は榮新江氏の新説に従うべきである。『帰義軍史』pp. 14, 214-219 参照。

ジャイルズ目録が“a large red seal”というように、敦煌文書中の朱印を見慣れた目には明らかに大きく見える。実際の計測値もそれを示しており、本稿で扱う帰義軍節度使印ないし觀察使印より一廻りか二廻り寸法が大きい。この事実には中原王朝からの独立の意志が明確に読みとれる。S. 1563 文書の紙質はそれほどよくないが、文字は雄渾達筆である。一人の少女の出家を許可するだけの文書を、これだけ立派な体裁にした背景には、独立したばかりの意気込みが如実に窺える。Ind. 1「燉煌國天王印」と Ind. 2「金山白衣王印」⁽⁷⁷⁾の二つは、その印文の内容から考えて中原王朝が許可するはずもなく、当然ながら自前で制作したものに違いない。その観点から、印文が篆書というより楷書に近いやや単純なものであることは注意されてよい。ただし、西漢金山国は自前で年号を建てるまでには至らず、結果的には、この時代の文書は年号がなく六十干支のみという特異な日付となっている。⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾

7 曹議金 (914 ~ 935) 時代 (第Ⅳ期)

曹氏節度使の初代が曹議金ではなく曹仁貴であったことは藤枝氏が認め、私もそれに従ったが⁽⁸⁰⁾、その後、賀世哲・李正字・榮新江諸氏によって両者が同一人物であることが確定された⁽⁸¹⁾。即ち、初代曹氏節度使としての曹議金の在位年代は 914 ~ 935 年となる。朱印編年の上で見られるこの第Ⅳ期の特徴は、一言

(77) この二つの朱印に関する情報は、第 4 節では最後に配列されているので、注意されたい。

(78) Ind. 1 の印文は Чуругевский 1983b ないしその中文訳、Ind. 2 の印文は『敦煌學大辭典』を見て、本稿の原寸大模写 (図版 XI ~ XV) と比べよ。奈良・平安時代に同じく自前で作られた日本の「天皇御璽」も、やはりやや単純な篆書のように思われる。Cf.『國史大辭典』巻 10, 東京, 吉川弘文館, 1989, p. 494.

(79) 藤枝 1973, p. 408; 『帰義軍史』p. 52.

(80) 森安 1980a, p. 328, n. 29

(81) Cf. 賀 1990; 李正字 1991a, pp. 326-332; 李正字 1991b, pp. 279-281; 榮 1993b, pp. 46-49; 晒麟「曹仁貴即曹議金」『敦煌學輯刊』1993-2, p. 89; 『帰義軍史』pp. 96, 231-237.

でいえば、Mil. 3「沙州節度使印」と Adm. 3「沙州觀察處置使之印」への復帰である。また、従来、張氏から曹氏への政權委譲がどのような背景で行なわれたのかについて疑問があったが、榮氏は曹議金が索勲の女婿であったことを明らかにした。⁽⁸²⁾

914 年、曹仁貴(= 曹議金)⁽⁸³⁾が、張承奉より政權を奪取し、帰義軍節度兵馬留後と称し、形式的にせよ独立を放棄した。彼の独立放棄の意図は、P. 3239, P. 4638 - v9 & v10 から分かるように、王号を捨て帰義軍節度兵馬留後と称した事実、並びに使用する官印が Ind. 1「燉煌國天王印」や Ind. 2「金山白衣王印」ではなくて、独立以前の第Ⅱ期に使用していた「沙州節度使印」と「沙州觀察處置使之印」のペアに復帰した事実⁽⁸⁴⁾に明瞭に読みとれる。その時期は、「燉煌國天王印」の使われた S. 1563 の甲戌(914)年五月十四日以降で、かつ Adm. 3「沙州觀察處置使之印」が復活する P. 3239 の甲戌年(914)十月十八日以前である。⁽⁸⁵⁾さらに独立放棄の意図は、曹議金より始まる曹氏節度使時代を通じ、一貫して中原王朝の正朔を奉じていることから窺われる。ただし、政權奪取に成功したこの年の十月十八日に議金が「沙州觀察處置使之印」を使って発行した軍人への辞令書である P. 3239 では、まだ年号がなく、金山国時代の甲戌年をそのまま維持しているのは、中原王朝の年号を知らなかったからである。このような状態は、政權奪取後はじめて中原と正式の通交が行なわれる貞明四(918)年まで続くのである。

916 年の權知帰義軍節度兵馬留後・曹仁貴が送った 2 件の状 P. 4638 - v9, P. 4638 - v10 は中国本土に宛てられた本物の手紙であるにもかかわらず、敦煌藏經洞に残っていた。これは極めて奇妙な事であるが、幸い、その謎は李正宇・

(82) 『帰義軍史』 pp. 241-242.

(83) 仁貴が本名で議金は字(あざな)である。仁貴には仁裕という兄がおり、彼の字(あざな)は良才であること、両者は同年に死去したことなどについても、cf. 『帰義軍史』 pp. 235-237.

(84) Cf. 李正宇 1991a, p. 315.

(85) Cf. 李正宇 1991a, pp. 316-317.

榮新江両氏によって解かれている。『帰義軍史』pp. 15-16, 96, 238 によれば、貞明二(916)年、まだ節度留後であった曹議金(曹仁貴)は、甘州可汗の協力を得て初めて中原王朝に入貢使を派遣したが、使節団が途中の涼州付近で温末族の略奪に遭ってやむなく沙州に引き返したため、これらの手紙が持ち帰られたのである。しかし曹議金が貞明四(918)年に再び入朝使節を派遣したところ、涼州僕射や靈州令公の斡旋もあって使節は無事に中原に到り、ようやく議金は後梁から正式に節度使の旌節を授けられたという。独立放棄直後の914~916年にMil. 3とAdm. 3のペアに復帰したのは、まだこの時には留後印はなかったからであり、やむを得ず取られた措置に相違ない。正式の留後印(Mil. 5 & Adm. 5「歸義軍節度觀察留後印」)を授与されるのは、第9節で述べるように曹元忠時代の途中からである。

916年に曹仁貴が送った状P. 4638-v9に見える靈州の令公とは、蘇瑩輝氏によれば、靈州(靈武)節度使の韓遜であった。⁽⁸⁶⁾ この時の入朝は不成功に終わったが、918年には後梁への入朝が成功した。この時も、恐らくは韓遜の斡旋があったと思われる。

次いで同光二(924)年五月、議金は新王朝への配慮からか相変わらず権知帰義軍節度留後の資格で、後梁にとってかわったばかりの後唐に入朝し、莊宗(在位923-926年)より帰義軍節度使・瓜沙等觀察処置等使に任じられた。⁽⁸⁷⁾ この時の旌節授与にあたっては、靈州節度使兼河西節度使である韓洙の推薦があったのであった。⁽⁸⁸⁾ 韓洙は韓遜の子である。オルドス西部にあった靈州(靈武)節度使が、その人文地理的位置から中国にとっても河西~西域地方の諸国家ないし諸民族にとってもいかに重要な地位を占めていたかについては、既にハミルトン氏⁽⁸⁹⁾が的確な指摘をしている。

(86) 『書法叢刊』巻15, pp. 82, 83にある饒宗頤氏の言及による。

(87) 『冊府元龜』巻170, 帝王部, 来遠, 中華書局版, p. 2057.

(88) Cf. Hamilton 1955, pp. 55, 130; 森安 1980a, p. 320; 『帰義軍史』p. 16.

(89) Hamilton 1955, p. 28.

8 曹元徳(935～939)時代(第V期)

この第V期の特徴は、まずなによりも **Mil. 4 & Adm. 4**「歸義軍印」というやや特殊な官印の使用である。いまだにこれ以外の印が使用された実例は見つからない。そこで私は、これはこれまでのようにペアではなく、単独で節度使印と觀察使印の両方の働きを兼ねたのであろうという前提に立ち、その印文は歸義軍節度觀察使印か何かの省略ではないかと考えて **Mil. 4 & Adm. 4** という記号を付けた。ところが、もし私の推測が当たっているとすれば、それは中国王朝の建前とは合致しないことになる。つまり、これは中原王朝から正式に下賜されたものではないかもしれないという疑問が残る。そのような観点から注目されるのは、歸義軍期の節度使が使用した官印の中でこれだけが個人的使職印ではなく官司印であること⁽⁹⁰⁾、及びこれのみ印文がやや単純で、しかも寸法さえ僅かに小さいことである。もしかしたら、長期に亘って沙州王国に君臨し、中原王朝に対しては正式に認められた節度使、周囲の甘州ウイグル王国・西ウイグル王国・コータン王国などに対しては小国といえども堂々と大王と自称した父・議金に遠慮し、中原から正式の旌節を賜るまでは **Mil. 3** と **Adm. 3** のペアを使わないようにと考えて、元徳が仮に自前で制作させたものではなかろうか。

森安 1985a, pp. 320-321 で考察したように、ちょうど元徳時代は中原と没交渉の時代であった。その根拠はここでは繰り返さないが、935年に議金が死去したという報告が中原に伝わったのがようやく940年であったという事実がある。また竺沙氏は私の見方を認めた上で、さらに、清泰三(936)年十一月にあった後唐より後晋への王朝交替と、それにともなう天福への改元の事実が、敦煌文書からは天福三(938)年十一月まで確認できないと指摘している⁽⁹¹⁾。つまり丸

(90) 似たものとしては以下のものあり：「豆廬軍之印」P. 3274, 742 年, 5.2 × 4.8 cm；「豆廬軍印」P. 3348, 745-747 年, 5.5 × 5.5 cm；「瀚海軍之印」S. 11453 H, 5 × 5 cm; S. 11459 C. Chen 1960, Chen 1963 及びバリ目録・榮目録参照。ただし、これらは軍鎮の名前であって節度使の名称ではない。

(91) 竺沙 1992, p. 593.

2 年間も中原の情報が沙州へ届かなかったということである。

もちろん帰義軍側が中国との断絶を望んだはずはなく、没交渉の原因はもっぱら間に立つ甘州ウイグルの意向である。しかし 939 年末の少し前、帰義軍側にとって幸いなことに、中国の後晋王朝からコータン国王・李聖天を「大寶于闐王」に冊封するための使者である張匡鄴一行が甘州經由で敦煌に寄っており、この時に元徳は正式に節度使に任命されたようである。⁽⁹²⁾しかしながら、時すでに遅く、元徳は死の床に伏していたのであり、結局、彼が Mil. 3 ないし Adm. 3 を使用する機会はなかったのであろう。

ここで張匡鄴の奉使行と帰義軍節度使との関わりについて、断片ながら興味深い文書を紹介したい。実見したところと整理番号から推して、これはもともと P. 2213 の裏に補強用に貼り付けられていたものらしい。

P. 2213, Pièce

- 1) 二月五日金紫光祿大夫檢校司空兼御史大夫上柱國張 匡鄴
- 2) 閣下
- 3) 太傅
- 4) 謹空

現在は保存用の台紙に貼り付けられ、その台紙がやや茶褐色がかっているため分かりにくいだが、元の紙の色は beige clair ~ bis α、薄手で漉き縞は見られない上質紙である。このような上質紙に書かれていることは 9 ~ 10 世紀の敦煌文書においては稀なことであり、それだけでもこれが本来は重要な文書であったことを証明している。それゆえここに見える張匡鄴なるやや珍しい名の人物が、10 世紀にコータン王李聖天を冊立するために派遣された人物と同一であることは容易に推測される。パリ目録、第 1 巻で既にそのようにみなしており、その後の研究者もそれに従っている。しかしパリ目録では、2 ~ 4 行目の 6 文字を練習字とみなし、1 行目と別物と考えたため、以後の研究者の正しい理解

(92) これは敦煌文書を使った榮氏の見解である、cf. 『帰義軍史』 pp. 22, 109-110.

(93) 譚蟬雪 1988, pp. 52-55 ; 『帰義軍史』 pp. 109-110.

を妨げるものとなった。書式から見ても、1行目の末尾に小字で「匡鄴」と自署する張匡鄴が、3行目の太傅と称される帰義軍節度使に宛てて出した手紙の末尾の部分であることは明らかである。「匡鄴」以外は全て同筆とみなしてよく、特にそれは司空と謹空の「空」字の酷似からも伺える。ではこの断片は歴史的にどのような意義を持つのか。

漢籍史料によれば、天福三(938)年秋九月、唐末～五代を通じて初めて西域のコータン王国からの朝貢使節が中原王朝に到達した。それに答える形で、コータン王李聖天を冊立する使者に任命された張匡鄴は、判官の高居誨らと共に天福三(938)年冬十二月に出発し、2年をかけてコータンに到り、天福七(942)年冬十二月にコータンからの使者である劉再昇⁽⁹⁴⁾を伴って帰国したという。その間の事情と旅程を、漢籍史料及び敦煌文書⁽⁹⁴⁾を使って、より具体的に追ってみると次のようになる。

天福三年冬十月庚子に後晋宮廷で李聖天を冊封して大宝于闐国王と為す手続きが行なわれた後、天福三年冬十二月に張匡鄴・高居誨の一行は出発した。そして靈州・涼州を経て甘州ウイグルのもとに到り、そこからさらに肅州を通じて瓜・沙州に到達し、そこで節度使(厳密には留後)であった曹元徳の弟・曹元深の出迎えを受けた。その時期は天福四(939)年の後半、おそらくは冬であり、病氣療養中であった元徳は、その時、旌節を賜わって司空から太保に昇進したらしい(前注92参照)。先代の議金⁽⁹⁵⁾が935年に死去していたというニュースが天福五(940)年二月になってようやく後晋に伝わったのは、この時の曹元徳からの答礼使が甘州ウイグルに遮られることなく入朝したからか、張匡鄴の部下の誰かが中国に戻ったからであろう。いずれが正しいにせよ、その使者が後晋宮廷に達した天福五年二月には既に元徳までもが死去しているのだが、そ

(94) 『新五代史』巻8, 巻9, 巻74, 中華書局版, pp. 83, 91, 917-919, 並びに『舊五代史』巻77, 巻79, 巻81, 中華書局版, pp. 1021, 1038, 1074-1075. 特に『新五代史』巻74, 四夷附録第三・于闐之条に含まれる高居誨の旅行記が重要である。

(95) 『舊五代史』巻79, 中華書局版, p. 1038. Cf. 『帰義(三)』p. 66; 『帰義軍史』p. 105.

(96) 前者は藤枝説, 後者は榮説である。『帰義(三)』p. 66; 『帰義軍史』p. 333.

の情報は伝わるはずもなかった。

張匡鄴・高居誨の一行は沙州からさらに西進し、大屯城など仲雲(P. 3016 で
は衆雲; ⁽⁹⁷⁾Čungul)族のいるロプノール南辺のミーラン地方を通過してコートン国
に到着した。そこまでで出発から2年を費やしたというから、コートンに着い
たのは天福五(940)年の秋から冬にかけてであったと思われる。つまり単純に
は中原から沙州まで1年弱、沙州からコートンまで1年弱かかったという計算
である。そこで冊立の儀を済ませ、帰路には李聖天から派遣されたコートン国
使の劉再昇一行を伴い、まず沙州にまで到了。議金の娘(元徳・元深・元忠ら
の姉妹)がコートン王李聖天の皇后となっていたように、当時、沙州とコートン
とは緊密に結ばれていたのであるから、劉再昇は中国入朝使であると同時に当
然ながら沙州への使節も兼ねていたはずで、そこに数カ月以上は逗留し、本国
へ報告書を送ったり、旅の安全を祈願するために莫高窟などへの参詣をしたと
思われる。敦煌文書の中には彼の奥書のあるコートン語の仏典(P. 2782)やサン
スクリットの陀羅尼(P. 5535)が⁽⁹⁸⁾残されている。張匡鄴一行は沙州で曹元徳に替
わって節度留後(実質は節度使)となっていた曹元深に謁見し、彼とその弟・曹
元忠(瓜州刺史)との朝貢使を合わせ、ようやく天福七(942)年冬十二月丙子に
帰国したというから、帰りもやはり2年を費やしたわけである。全く同時期に
甘州ウイグル国からも進奉使が来ているから、コートン使節の劉再昇と沙州か
らの進奉使の両者を伴った張匡鄴一行が帰路に甘州を通り、甘州ウイグル国の
進奉使とも合体してキャラヴァンを組んだことは間違い⁽⁹⁹⁾ない。いや、むしろ、
そうしなければ甘州ウイグルは他国の朝貢使節団の通過を許さなかったという

(97) Cf. Hamilton 1977.

(98) さらにまた、チベット語文書 P. T. 1256 にも彼が登場する。Cf. 金子 1977; 森安 1980b, p. 66; Uray 1981, p. 84; 張廣達／榮新江 1993, pp. 167-170, 187; 『帰義軍史』p. 23; 王堯目録, p. 168. ただし、これらの文書は帰路の沙州滞在中に書かれた可能性もある。特にチベット語文書 P. T. 1256 に見える「豚年」はどうにも年代が合わないの
で、帰路に書きとめたものではなからうか。

(99) 『舊五代史』巻 81, 中華書局版, pp. 1074-1075. このような観点は早くにハミルトン
氏が示している。Cf. Hamilton 1955, p. 84.

方が、実態に即しているであろう。⁽¹⁰⁰⁾なぜなら、それがシルクロード貿易立国を標榜しているオアシス都市国家の一般的あり方であり、しかも甘州ウイグル王国は軍事的にも優越しており、当然ながらそのような方針に従わせたはずだからである。天福八(943)年正月には、「沙州留後」の曹元深に宮廷から正式に「沙州帰義軍節度使」に任ずる勅書が発布され、加えて太傅の号を賜った。

このように見てくると、P. 2213, Pièce 文書の紙が、10世紀の敦煌にはほとんど見られない高級紙である理由も納得できよう。これは張匡鄴が中原から携えていったものに相違あるまい。⁽¹⁰¹⁾では彼がこの手紙を帰義軍節度使に差し出した「二月五日」とは何年のことであろうか。ここで問題になるのが太傅の称号である。榮氏の研究によれば、⁽¹⁰²⁾往路にここを通った時の節度使である曹元徳には司空ないし太保の称号しか知られていないので、まずその可能性が極めて薄い。それにもし往路の天福四(939)年二月五日だとすると、出発してわずか2ヶ月足らずで沙州に到着したこととなる。これは異常な速さであり、大赦伝達のよ

(100) Cf.「帰義(三)」pp. 80, 85;「帰義(四・完)」pp. 47, 58-59, 65; Hamilton 1955, p. 54, fn.1 & pp. 84-85, fn. 4; 森安 1980a, pp. 321-322. なお、漢籍に散在する甘州ウイグル・西ウイグル関係記事を集めてロシア語訳した Малежков 1974 には、10世紀の甘州ウイグルの中原王朝及び遼朝への入貢記事が年代順にまとまっていて便利である。これと、藤枝氏が作成した「帰義軍曹氏朝貢年表」(「帰義(四・完)」pp. 48-51)とを合わせると、沙州の中国入貢が甘州ウイグルと共に行なわれた実態が浮かび上がってくる。コータン王国についても同様のことが言えるのである。

(101) 同じく9~10世紀の敦煌文書に稀な高級紙の例としては、878年に長安で書かれて沙州に送られた P. 3547 の『上都進奏院状』や、コータン王から沙州節度使に送られた手紙である P. 2826 が挙げられる。前者は「沙州印之朱記」という朱印(印文は篆書ではなく楷書;縦横 4.3~4.4 × 3.9 cm)が押されており、長安で入手した紙であることは明らかである。紙幅は 29.4 cm, 紙質は chamois clair 色、漉き縞は極めて細かいのがあるがほとんど見えず、厚さは中手で均質、表面はなめらかで柔かい上質紙(私の基準では上下質)である。後者は、前注 72 に述べた[後段の第 11 節末尾も参照]ように、私の考えでは10世紀中葉に李聖天から曹元忠に送られたものである。紙幅は 31.3 cm, 長さ 38.2 cm の一枚紙、紙質は bis α ~ bia β 色(淡い黄色に染めてある)、漉き縞は極めて細かいのがあるがほとんど見えず、厚さは中手の薄い方で均質な極上質紙である。このような極上質紙がコータンで作られたはずはなく、これまた中国本土からもたらされたものに相違ない。

(102) 「帰義軍史」pp. 107-110, 130-132.

うな急使ならいざ知らず、多くの従者を従えて旅をする冊封使の進むスピードではない。⁽¹⁰³⁾ 翌天福五(940)年二月には既に元徳は死去し、元深に代わっている。往路の天福五(940)年二月にまだ沙州にいたということも、ありえないことではない。一方、中原～沙州で1年弱、沙州～コータンで1年弱という往路のおおよその旅程を考慮すれば、帰路の天福六(941)年二月に沙州にいることは恐らく不可能で、帰路だとすれば天福七(942)年二月しかない。では天福五年二月と天福七年二月の二つの候補のうち、どちらが蓋然性が高いであろうか。

やはり榮氏によれば、元深は、節度使を継いだ当初、すなわち天福五年には司空と自称し、次いで天福七～八年に司徒と称し、その後に太傅へと昇進して⁽¹⁰⁴⁾いる。確かに Adm.3「沙州觀察處置使之印」の押された天福七(942)年七月二十一日史再盈改補充節度押衙牒(S. 4363)と天福七(942)年十一月廿二日節度使曹元深転經捨施廻向疏(P. 4046)によれば、彼は天福七年の七月と十一月の時点で司徒と自称していた。それゆえ、天福七年二月だと断定することはできない⁽¹⁰⁵⁾が、蓋然性としてはこの方が天福五年二月よりはるかに高いと言えるであろう。天福七年十二月に帰国する張匡鄴が天福七年二月にまだ沙州にいるのは決して不自然ではない。⁽¹⁰⁶⁾

ではなぜこのような官爵の齟齬が生じたのか。その理由は二つ考えられる。

(103) 後注 106 参照。陳祚龍氏はこの P. 2213, Pièce 文書の二月を天福四年二月とする [陳 1984, pp. 14, 19] が、私は賛成できない。

(104) 『帰義軍史』pp. 110-113, 130-132.

(105) 錢伯泉氏は、天福七年二月にコータンからの帰国途中たまたま沙州にいた張匡鄴が、天福五年二月に死去した曹議金の命日に遭遇したと考えている [錢 1998, p. 97]。いうまでもなく、議金の死去を天福五年とするのはあまりにも初歩的なミスである。さらに同氏は、張匡鄴に随行した劉再昇を、P. 3547 の『上都進奏院狀』に見える劉再昇と同一視して論を展開している [錢 1998, pp. 98-99] が、これまた大きな誤解である。両者が同名異人であることは、既に金子良太氏が指摘している [金子 1977, p. 127 & n. 10, 11 in p. 125]。

(106) 榮新江『帰義軍史』p. 22 に、コータン使劉再昇を伴った張匡鄴一行が天福七年十一月に沙州に到着し、翌十二月に後晋の都に帰り着いたというのは誤りである。同書の p. 333 では榮氏自身が張匡鄴・劉再昇の入朝を天福七年秋冬之際とみなしていて矛盾している。本稿で取り上げた Adm. 3 を持つ P. 4046 より分かる通り、天福七年十一

P. 2213, Pièce によれば張匡鄴自身が司空の肩書きを持っていた。⁽¹⁰⁷⁾ 自分自身が司空の肩書きを持っていた張匡鄴だからこそ、節度使曹元深を敬って太傅と呼んだのではなからうか。或いはまた次のようにも考えられる。既述の通り天福八(943)年正月には曹元深は後晋王朝から太傅の号を賜った。藤枝氏や榮氏が指摘するように、一般に帰義軍節度使が有した太師・太傅・太保・司徒・司空・僕射・尚書などの称号については既に沙州管内で自称していたものを中原王朝が追認するという傾向がある⁽¹⁰⁸⁾ので、天福七年七月と十一月に司徒と名乗ったこと(S. 4363, P. 4046)とは順序が合わないが、それ以前から場合によっては太傅と自称したことがあったのかもしれない。

これまでに確認された「歸義軍印」のある文書は8件である。そのうち年代の判明する4件は全て、わずかに足かけ5年しかない元徳の治世中に出されたものである。逆に、元徳時代にはこれ以外の節度使印ないし觀察使印が使われた例がまだ一度も見つかっていない。それゆえ、「歸義軍印」の使用は曹元徳一代に限られていたと断定することは、少なくとも現時点では揺るがない。今後はこのような結論の上に立って、「歸義軍印」が押されているが紀年のない残りの4件についてもやはり935~939年とみて、新たな考察を加えるべきである。そのうち特に重要なのが、チベット語文書 P. T. 1124 の編年と、その歴史学的利

月二十二日に節度使曹元深が沙州から中国への入朝使の無事到達を祈願する法会を行っているが、それは既に何ヶ月も前に出発していた使節団に対してであったと考えべきである。使節行のスピードを知る参考として、とりあえず二つの例を挙げておく。一つは、やはり本稿の Mil. 1「河西都防禦使印」を持つ P. 2696 の項で述べたことであるが、大赦の詔さえ長安から沙州まで2ヶ月では届いていなかった。後晋の都開封は沙州からみて長安よりはるかに遠方である。また、清泰二年七月に後唐の都に着いた沙州の使者は同年二月の節度使・曹議金の死去を知らなかったから、彼らは5ヶ月以上前に沙州を出発したことになる、cf. 「歸義軍史」p. 332.

(107) コータン文書 P. 5535 に1行だけ漢文で「大寶于闐國進奉使司空劉再昇」と書かれているが、この「大寶于闐國進奉使」なる称号が、張匡鄴らによる後晋からのコータン国王冊立と呼応していることはいうまでもない。ただ、なぜ劉再昇が司空と称したのか、これまで明解がなかったが、P. 2213, Pièce により、冊立使張匡鄴が司空であったことが分かったので、それと一致させたものと考えてよからう。

(108) 「歸義(四・完)」p. 75; 「歸義軍史」p. 119.

用である。

P. T. 1124 は純粹にチベット語だけの文書なのに、漢字の朱方印が押された珍しい例である。⁽¹⁰⁹⁾既にラルー目録にある通り、確かにこれは「歸義軍印」であり、しかもそれは他の漢文の敦煌文書に見られる「歸義軍印」と全く同じものである。ウライ氏は、Uray 1981, pp. 87, 89 において「歸義軍印」の存在を根拠に本チベット文書を帰義軍期に位置付けたのみならず、同じ「歸義軍印」のある漢文文書の年代と比較してこれを 920～946 年のものと限定していた。にもかかわらず、Uray 1988, p. 522 においては「歸義軍印」は帰義軍期全体に亘って使われた可能性があるとの慎重論に至り、しかも本文書と P. 3556 との朱印の印影を写真によって比較した結果、両者は別の「歸義軍印」であると判定し、かつてのせっかくのアイデアを否定し去ったのである。私は印影がきれいに残る P. 3556 と本文書とを同時に借り出し、両者の印影を子細に比べて見た結果、両者は全く同じ印章で押されたものと断定した。本研究全体から分かるように、縦横 5～6 cm の印章でも、紙の伸縮、さらには現在の保存状態によって印影の大きさに数ミリ程度の誤差が生じるのは勿論、文字の太さも、押印にあたって着けた朱の量と紙質及び紙の湿度によってかなりヴァリエーションが生じるのは、むしろ当然なのである。また帰義軍期の公印で、同じ印文を持つ別の印章が存在した例は知られていない。⁽¹¹⁰⁾従って、今後は、P. T. 1124 を曹元徳の治世である 935～939 年に編年した上で、そのチベット語の内容を再検討してそれを積極的に帰義軍史の中に取り込み、さらになぜチベット語が使われたかの歴史的背景を探求すべきである。

9 曹元深～曹元忠前期 (第Ⅵ期)

前節で張匡鄴一行の動きとからめて述べたように、曹元深 (939～944 年) は

(109) 第 4 節の P. T. 1124 の項参照。

(110) 唐代の「官司に給される印の個数は原則として一司一印である」という仁井田 1940, p. 22 の指摘とも矛盾しない。

中原王朝から見れば天福八(943)年正月まで留後のままであるが、942年の段階で二度、Adm. 3「沙州觀察處置使之印」を使っている。そのうち、一度は朱印ではなく墨印であるのは極めて異例である。元徳と同じく留後でありながら、元徳の用いた「歸義軍印」を使用していない事実から、元深の時にもMil. 3「沙州節度使印」が使用されたものと推測する。すなわち、Mil. 3並びにAdm. 3のペア使用としては三度目ということになる。

944年、元深が死去し、元忠が跡を継いだ。彼の治世にはまだAdm. 3の使用例が見つからない。しかし、Mil. 3が頻繁に使われていることから、やはり彼も最初から父・議金や兄・元深と同じく、Mil. 3並びにAdm. 3をペアで使用し続けたと思われる。朱印編年に関して元忠時代に見られる最大の変化は、955年からのMil. 6「歸義軍節度使新鑄印」並びにAdm. 6「瓜沙等州觀察使新印」の使用であるが、それ以前の治世前期においても先任の節度使たちとは違った大きな変化が見られるのである。それがMil. 5 & Adm. 5「歸義軍節度觀察留後印」の出現である。以下、これについて考察しよう。

『舊五代史』晋少帝紀・開運三(946)年三月之条には、「庚申、以瓜州刺史曹元忠⁽¹¹²⁾為沙州留後」とあって、後晋より曹元忠を沙州留後に任命する勅書が發布されたはずであるが、それがすぐさま敦煌に届いたかどうか定かでない。そもそもこの年ないしその前年に沙州からの使者が入朝していた形跡はなく、十中八九、同年二月に入朝した甘州ウイグル使の突厥陸⁽¹¹³⁾(或いは突厥陵)を仲介にしての叙任であったと思われる。いづれにせよ曹元忠は開運四(947)年七月には、⁽¹¹⁴⁾彼が供養のために印刷させた大慈大悲救苦觀世音菩薩像(S. P. 9, P. 4514 (6)-1, P. 4514 (6)-4, etc.)や北方大聖毘沙門天王像(S. P. 8, P. 3879, P. 4514 (1)-1~11, etc.)の

(111) 『舊五代史』卷 81, 中華書局版, p. 1075.

(112) 『舊五代史』卷 84, 中華書局版, p. 1114.

(113) 『新五代史』卷 9, 中華書局版, p. 96 に「[開運]三年春二月丙子, 回鶻使突厥陸來」とある。さらに1年前の開運二年二月にも回鶻可汗が多くの珍品を進貢してきた事実がある[『冊府元龜』卷 972, 外臣部, 朝貢五, 中華書局版, p. 11424]。Cf. Hamilton 1955, p. 85; Малавкин 1974, p. 60. 前注 100 参照。

(114) Cf. 森安 1980a, p. 322.

題記の中で、堂々と節度使を名乗り、早くも太傅と自称している。⁽¹¹⁵⁾つまりこの時点では、既に開運三年末に後晋が契丹に滅ぼされた後を受けて建国した後漢の劉知遠が、開運四(947)年二月に後晋の「開運」の前の年号「天福」に戻し、天福十二年(丁未歳)となった事実は伝わっていない。しかし十一月までにはその情報がまがりなりにも伝わっており、S. 2687(1)『曹元忠夫婦布施疏』⁽¹¹⁶⁾では「天福十三年丁未歳十一月」⁽¹¹⁷⁾としている。ただし正しくは丁未歳は天福十二年でなければならないから、ここに何らかの情報伝達の誤りがあったらしい。そしてこの一年の誤差は当時の敦煌で作成された文書全体に及んでおり、⁽¹¹⁸⁾例えば印本『金剛經』⁽¹¹⁹⁾(S. P. 10, S. P. 11, P. 4515, P. 4516, etc.)の、やはり太傅と自称する題記には「天福十五年己酉歲五月十五日」の紀年がある。これまた正しくは天福十四(949)年である。しかるに、後漢では既に天福十三年を使用せず、年頭から「乾祐元年」と改元していたのであるから、ここでも中原の情報が一年半近くも途絶えていたことが判明する。『帰義軍史』p. 54によれば、莫高窟 108 窟の壁画題記に見える「乾祐二年六月」が敦煌でのこの年号の初出である。

ここで問題になるのが、S. 4398 (G 7387) という天福十四(948/949)年五月に新授帰義軍節度觀察留後・司空・曹元忠より出された『曹元忠献礪砂牒』に押された朱方印の「読み」である。その朱印を『初稿 I』p. 71 や『帰義軍史』p. 116 のように「帰義軍節度使之印」と読むのは誤りで、実際には「歸義軍節度觀察留後印」が押されていることは、既に第4節で紹介した通りである。榮新江氏はS. 4398 の牒で元忠が節度留後・司空と名乗っているのは現地での実情とは合わ

(115) Cf. 『帰義軍史』p. 115.

(116) Cf. 『遺書総目』p. 164; 『真蹟畧録』3, p. 94.

(117) 『帰義軍史』p. 115 では「大漢天福十三(二)年丁未歳」としていて問題ないが、p. 54 で単に「大漢天福十二年丁未歳」としているのは、大きな誤解を招く恐れがある。

(118) 『帰義軍史』p. 54 では正しく「值得注意的是敦煌天福十三・十四兩年の文書題記、均誤寫作天福十四・十五年、與所用甲子不同」と指摘し、いくつもの例を挙げている。ただし、この指摘も藤枝 1973, p. 421 の方が早い。

(119) Cf. 『帰義軍史』pp. 115-116. ただし p. 115 の『金剛經』の箇所には P. 4514 とあるのは P. 4515 の誤り。

ず、単に中原王朝に対して謙譲のポーズを取るための一種の政治的策略であったという。⁽¹²⁰⁾しかし、その牒に節度使印が押してあったのでは「頭隠して尻隠さず」の喩えのようになってしまいが、その不都合は私の新読によって解消されるのである。

さて榮氏はこの『曹元忠献礪砂牒』で曹元忠が新授帰義軍節度觀察留後・司空と称していること、すなわち節度使より節度留後へ、太傅より司空へと格下げし、かつ新授とある事実に注目し、これはつい最近中原から正式の任命があったからであるとみている。私も全く同意見である。もしこれが新たな後漢王朝からの任命であるならば、早速「乾祐」の年号を使っていいはずであるが、そうっていないのは、開運三(946)年三月に後晋王朝から出された勅書と、同時に下賜された印章とが、甘州ウイグルの手を経て今頃になってようやく届いたからであろう。当時は甘州ウイグル王国が敦煌と中原王朝との直接交渉を妨げていた時期であり、⁽¹²¹⁾このような遅延は十分あり得る。S. 4398の『曹元忠献礪砂牒』の日付「天福十四年五月」は、既述の理由から、文字通りに949年とするよりも、1年の誤差を考慮して948年とみる方がよい。つまり、勅書と印章は中原から敦煌まで、丸2年をかけて敦煌に届いたことになる。これに対して、榮氏はS. 4398の「天福十四年五月」を私のように948年とみずに、王重民氏やジャイルズ氏以来の通説通りに949年とみなしているが、⁽¹²²⁾それは司空と太傅が逆転するのを嫌ったからであろう。しかし榮氏自身が実例を挙げているように、延祿が既に太保と自称した後でも、宋朝への公式の牒(あるいはその写し?)と思われるP. 3827 & P. 3660の中ではへりくだって権帰義軍節度兵馬留後・司空と称している事実がある⁽¹²³⁾のである。それゆえ、S. 4398を948年とみても、なん

(120) 『帰義軍史』pp. 117.

(121) Cf. 森安 1980a, pp. 320-322.

(122) 『帰義軍史』pp. 25, 337. 一方、『帰義軍史』p. 54では、敦煌文書に現われる天福十四・十五年はすべて天福十三・十四年の誤りで、組織的な誤解があったと正しく指摘している。なぜ榮氏がこのような自己矛盾を犯したのか理解できない。

(123) Cf. 『真蹟叢録』4, pp. 412, 413; 『帰義軍史』p. 125. ただし榮氏がP. 3827 + P. 3660v

ら不都合は起こるまい。即ち元忠は、天福十四(948)年五月をあまり遡らない時点で、ようやく中原王朝から正式に「歸義軍節度觀察留後」に任命する勅書と留後印を受け取り、それまで自称していた節度使号をすすんで捨て去り、代々受け継がれた Mil. 3「沙州節度使印」並びに Adm. 3「沙州觀察處置使之印」の使用をしばらく差し控えたに違いない。榮氏は『舊五代史』晋少帝紀・開運三(946)年三月之条の「以瓜州刺史曹元忠為沙州留後」という記事に対し、これは既に司徒と名乗っていた曹元忠にとってはもはや大した意義の無いこと⁽¹²⁴⁾というが、私⁽¹²⁴⁾の見解はそれと異なり、この事実を積極的に評価するものである。

ところでこれまた第4節で紹介したように Mil. 3「沙州節度使印」の押された P. 4514 (6)-4 は、節度留後・司空の曹元忠が出した書状の封筒であった。紙片を細長い筒状に巻き、巻き終りを軽く糊付けした紙縫上に縦一列で「謹上 衆都督 歸義軍節度留後使檢校司空曹 元忠 狀封」と書いてある。木版印刷は不鮮明で且つ端が切れているため、印刷に失敗した紙を反故として封筒に再利用したのではないかとの疑いも生じるが、インクが手書きの宛名の上、及び紙縫の糊跡の上に覆い被さっていることを確認したので、それはありえない。やはり封筒としての使用が先で、それを分解した後に木版印刷の試し刷りをしたものである。この P. 4514 (6)-4 を、開運四(947)年七月に曹元忠が太傅という極めて高い檢校官を自称しつつ大量に印刷させた大慈大悲救苦觀世音菩薩像の一つである P. 4514 (6)-1 と同時に比べて観察したところ、両者は完全に同一のものであった。従って、P. 4514 (6)-4 の封筒からは、開運四(947)年七月以前に曹元忠が自ら節度留後・司空と名乗りながらも「沙州節度使印」を使用した事実が浮かび上がる。言い換えれば、天福十四(948)年五月の S. 4398『曹元忠獻礪砂牒』で新授歸義軍節度觀察留後・司空・曹元忠と名乗って初めて「歸義軍節

↗ とするのは、同一文書の離れのような誤解を与えるので注意を要する。実際には両者は紙幅も文字の大きさも異なる別文書である。また P. 3660v とあるが、元来は曹延祿牒が表面なので、裏面を示す v は不要である。

(124) 『歸義軍史』 pp. 114-115.

度觀察留後印」を使用する以前に、早くもその前年の七月以前に太傅・太保・司徒よりさらに低い司空にまで自称を格下げしながらも、官印としては「沙州節度使印」を使用していたことになる。この時点で留後印を使っていないのは、それがまだ中国から届いていなかったからで、恐らくやむを得ず節度使印を流用したのでであろう。「歸義軍節度觀察留後印」の場合は、名称からしてこれ一種だけでよかったはずであるが、節度使印や觀察使印の場合はそうはいかず、どちらか一方が使われていれば必ずもう一方も使われていたとみてよいのである。

目下のところ私は、前述の『舊五代史』晋少帝紀にあるように、開運三(946)年三月に後晋より發布された曹元忠を沙州留後に任命する勅書と留後印が実際に沙州に届くのは948年まで遅れたものの、その情報だけでは何らかの伝達手段によって先に沙州に伝わっており、947年の時点で状況に応じて節度使・太傅という高い称号と、節度留後・司空という低い称号とを使い分けていたのではないかと考えている。⁽¹²⁵⁾ 従ってP. 4514(6)-4は947年に編年付けるのが最も蓋然性が高いことになる。

10 曹元忠中・後期～曹延恭～曹延祿時代(第Ⅶ期～第Ⅷ期)

Mil. 6「歸義軍節度使新鑄印」とAdm. 6「瓜沙等州觀察使新印」とがペアをなすもので、955年に後周より曹元忠に下賜されたことは既に第3節で論じた通りである。実際の使用年代を見ても、もはやそのことを疑う必要は皆無である。ところで中原王朝が同じ立場の者に新たに官印を賜るには、なんらかの大きな理由が必要である。これまで述べてきたように、888年に張淮深が唐朝からMil. 3「沙州節度使印」とAdm. 3「沙州觀察處置使之印」のペア印を下賜されて以来、例外的に自前の印を使用した第Ⅲ期の独立時代と第Ⅴ期の曹元徳時代を除けば、第Ⅱ期・第Ⅳ期・第Ⅵ期を通じて一貫してそのペア印を奉じてきた

(125) 『歸義軍史』第二章の元忠の司空号の使用年代について、新たな資料が加わったことになる。

のであるから、この劇的変化の裏には必ずやそれ相応の理由がなければならない。布目氏によれば、唐代に官印に準じる扱いを受けた銅魚符について、それが「新鑄」・「新換」と称されるのは、蕃寇・兵戈の為に失われたための再交付の時であるらしいが、⁽¹²⁶⁾この場合はその理由はあてはまらない。なぜなら実際に Mil. 3 が 952, 953 年と使われており、その後 955 年までの間に戦争などの大きな政治的混乱があった様子はないからである。しいて言えば、中国側の王朝が後漢から後周に替わったことがあげられるが、それとでもすでに 5 年も前のことであり、また他の五代諸王朝の交替の時にもそのような新鑄印は作られなかったのであるから、余り説得的ではない。この点は今後の課題としたい。

ただ、ここで一つだけ指摘しておきたいことがある。それは觀察使印の印文冒頭句が、単なる「沙州」から「瓜沙等州」に変わったことである。一見しただけでは、これは支配領域の拡大を示唆するようであるが、実際はその逆である。第 6 節で見たように、Adm. 3「沙州觀察處置使之印」の冒頭句である「沙州」は、中国側の帰義軍勢力を沙州周辺に押し込めようとの意図の表われであった。Adm. 3 を賜った 888 年当時は、一度は河西回廊全域にまで広がった帰義軍の版図が徐々に縮小に向かいつつあったとはいえ、まだまだ広範な勢力を保持していた。意識の上でも外向きであったことは、索勲・張承奉・曹議金らの残した供養人題記や敦煌文書の中で、彼らが、創設者の張議潮と同じく、河西十一州とか沙瓜伊西等州の觀察處置使と名乗っている点からも窺える。⁽¹²⁷⁾しかし理想と現実とのギャップは曹氏時代になると一層明白になる。確かに、初代の議金はまだなお莫高窟第 108 窟の題記で「勅河西隴右伊西庭樓蘭金滿等州節度使・・・[托]西大[王]」と称し、第 98 窟の題記で「河西隴右伊西庭樓蘭金滿等州□□□□觀察・・・」⁽¹²⁸⁾と称しているが、延恭・延祿の頃になるといずれも自分を瓜沙等州という狭い範囲の觀察使に限定してしまっているのである。例え

(126) 布目 1962, pp. 961-962, 976.

(127) 第 3 節の前注 22 を参照.

(128) Cf. 謝 1955, p. 82; 『莫高窟題記』 pp. 32, 51; 『帰義軍史』 pp. 101, 241-242.

ば、曹延恭による莫高窟第 444 窟の創建紀、並びに曹延祿による第 431 窟の創建紀にはいずれも「勅歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管内營田押蕃落等使⁽¹²⁹⁾」とある。肝腎の曹元忠について適当な例が見つからないのは残念であるが、理想を求めていまだに河西隴右伊西庭樓蘭金滿等州の節度使兼觀察使と自称していた議金のことを、『冊府元龜』では「歸義軍節度使瓜沙等州處置使に充⁽¹³⁰⁾てたとしており、中国側では既に歸義軍政權が瓜沙二州しか支配していない現実を認識していたことを窺わせる。955 年の時点で **Adm. 6**「瓜沙等州觀察使新印」を授与したのは、歸義軍節度使の領域が完全に沙州・瓜州周辺に限定されてしまい、もはや名目的にさえ広い版図を主張し得なくなった実態と符合しているというべきである。

ところで **Chen 1960, p. 9** では **P. 4638** にも「瓜沙等州觀察使新印」があり、その紀年は 937 年であるという。もしこれが本当なら、年代的に施女史や私の説はくずれる。しかし、バリ目録にそれは著録されておらず、私自身もバリで原文書を二度見直したが見つけれなかった。そもそも、この文書は 20 件以上の雑多な文書が合体したもので、「河西都僧統印」のある清泰四 (937) 年の都僧統等の牒、「沙州節度使印」のある曹仁貴よりの状が 2 通、丙申 (936) 年の馬軍・武達兒の状が含まれている。恐らく陳氏の勘違いであろう。

974 年、曹元忠が死去し、曹延恭が跡を継いだ。延恭も初めは留後と名乗ったことは明らかであるが⁽¹³¹⁾、留後印を使用した実例はまだ見つかっていない。延恭の在位はわずか 2～3 年であった。榮氏は、976 年に曹延恭が死去して、曹延祿が跡を継いだという竺沙雅章氏の説を紹介し、一応それに従っているが、同時に疑問も呈している。⁽¹³²⁾なぜなら竺沙説が依拠した **S. 3978** 即ち「丙子 (976)⁽¹³³⁾

(129) 謝 1955, pp. 281, 298 ; 「莫高窟題記」 pp. 164-165, 168.

(130) 『冊府元龜』卷 980, 外臣部, 通好, 中華書局版, p. 11522b. ただしその情報は議金死後かなり時間の経った〔廣順〕二 (952) 年の記事に回顧的に見えるものではある。
Cf. 森安 1980a, p. 320.

(131) Cf. 饒宗頤「書法叢刊」15, p. 89 ; 李正宇 1991a, p. 312.

(132) 竺沙 1982, pp. 540-541. Cf. 賀 1986, p. 230.

(133) 『歸義軍史』p. 124.

年司空遷化納贈曆」はあくまで司空の死亡を伝えるものであって、延恭が既に975年の段階で帯びていた太保ないし太傅令公という高い称号と合致しないからである。

曹延恭を継いだ曹延禄が使用した官印でこれまでに見つかった最初のものは、P. 3835 - v7 に押された978年の **Mil. 5 & Adm. 5**「歸義軍節度觀察留後印」である。これは、かつて曹元忠が中原王朝より下賜されて、一時的に使用していたものを再利用したのであって、本印章はずっと以前から節度使の衙門に保存されていたはずのものに違いない。私は元忠時代の S. 4398 と、延禄時代の P. 3835 - v7 の朱印が寸法も印文もほとんど一致することを、ロンドンとパリで1ヶ月も間をおかずに確認した。曹延禄は曹元忠・曹延恭時代の **Mil. 6**「歸義軍節度使新鑄印」と **Adm. 6**「瓜沙等州觀察使新印」のペアをそのまま継続して使用するのではなく、即位当初の1～2年間、少なくとも978年中頃まではこの留後印を使用したに違いない。さらに、太平興国四(979)年四月に書かれた牒である P. 3660 の中では延禄がまだ権歸義軍節度兵馬留後と称しているのに、己卯(979)年八月～十二月には「歸義軍節度使新鑄印」を使用したことが都頭知軍資庫官請判憑状及判15件(P. 3878)から分かっているから、留後印は979年中頃まで使用された可能性もある。もちろん、この留後印はその印文から明らかな通り、単独で用をなしたはずである。それに対し、己卯(979)年八月～十二月に「歸義軍節度使新鑄印」が使用された事実は、それと同時に **Mil. 6** と **Adm. 6** のペア使用が復活したことを意味するのである。

問題の曹延恭から曹延禄への交替時期について、竺沙氏のように976年とすると留後印の使用期間がいささか長すぎるような気がする。確かに丁丑(977)年には既に延禄が立っていたことは、新たに公開された S. 9455 に延禄独自の鳥形署名があることから間違いない。かつての私や万庚育氏の978年説は⁽¹³⁴⁾撤回せねばならないが、交替が977年であった可能性も捨てきれない。

ところでチュグエフスキー氏は、同氏が958～972年と年代を決めた **Дх. 1405**

(134) 森安 1980a, p. 319 ; 万庚育 1986, p. 186 & n. 34 (p. 193).

文書に P. 3384 と同じ「沙州觀察處置使之印」があると主張する。⁽¹³⁵⁾ これまた私の節度使朱印編年論と抵触するものである。しかし、その印面の寸法 $4.9 \times 5 \text{ cm}$ は「沙州觀察處置使之印」にしては余りに小さすぎるし、また Дх. 1405 を著録するロシア目録, 1, No. 1574 (= 俄蔵目録, 上, p. 636) では「沙州□□□□」と 6 文字の印とみているので、チュグエフスキー氏の読みは信じがたい。

曹延祿の後期を第Ⅷ期として分離するのは、990 年から 1002 年までの短い間に突如として **Mil. 7**「歸義軍節度使之印」が集中的に出現するからである。チュグエフスキー氏はこれを 9 世紀後半の張氏時代のもの⁽¹³⁶⁾とみなしているが、それは単に印文に幻惑されただけであって、正しくない。確かに **Mil. 4 & Adm. 4**「歸義軍印」といい、この「歸義軍節度使之印」といい、いずれも印文だけを見れば、160 年以上に及ぶ歸義軍時代のどこで使われてもよいような文面ではある。しかしながら、既に「歸義軍印」を扱った時に述べたように、実際の朱印の編年を図表にして一覧してみれば、そのような可能性の入り込む余地がないことは誰の目にも明らかであろう。ただ、使用年代に問題はないにしても、この 990 年に突然「歸義軍節度使之印」が現われる理由は、残念ながら皆目見当がつかない。1002 年を紀年文書の下限とする敦煌文書であるから、最後の 9～10 世紀に大量の文書が集中しているのであるが、最末期の 990 年頃以降のものは数量的に極端に少なくなり、歴史的状況が分かりにくいのである。これは敦煌文書が封蔵された理由とも関わる問題であるが、ここでは論及しない。

Mil. 7「歸義軍節度使之印」とペアをなしたはずの **Adm. 7**「瓜沙州觀察使之印?」も未だに見つかっていない。もちろん、この時には **Adm. 6** が継続使用された可能性も残っている。いずれにせよ **Adm. 6** か **Adm. 7** の使用された実例がたった一つでも見つければ解決できる問題ではある。

(135) Чугуевский 1983b, p. 271 = 荒川訳, p. 5.

(136) Чугуевский 1983b, p. 270 = 荒川訳, p. 4.

11 周辺独立王国の朱印

帛義軍節度使政權、すなわち実質的には敦煌王国の朱印についての考察を終えて、最後に見ておきたいのが、この周辺にあった三つの独立王国の朱印である。西方のコータン王国が使用した朱印については既に「書詔新鑄之印」・「大于(137)闐漢天子勅印」・「通天萬壽之印」がよく知られている。それに今回私が新たに見つけた「□□天皇后新鑄之印」と「樞密□印」の二つを合わせて、最小限のデータだけを別表の「朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」の中に掲げた。北方の西ウイグル王国の朱印については、別稿で詳しく紹介する予定なので、これまた最小限のデータを別表のリストに載せておいた。特に本節で取り上げるのは、東の甘州ウイグル王国で使われたと思しき朱印である。私が最初にこれを解読した時は「河西・・鎮(?)道(?)・・之印」とした(138)が、今回これを新たに次のように読み直した。

「伊西□□四?鎮道?都□□之印」Yi Si □□Sseu?-tchen tao? tou-□□tche
yin = “Sceau du de grandes régions de Yi, Si,, et
Quatre(?) Garnisons”

[カラー写真 Planche X. 印影模写 Planche XV]

篆書(ただし「西」と「四?」以外の字は普通の篆書ではないので、かなり推測をして読んでいる)、陽文、印文3行「伊西□□/四?
鎮道?都/□□之印」(3行目の□□は一字だけかもしれない)。

P. T. 1082 = ancien P. 3529

チベット文甘州ウイグル可汗書簡

年代：932～934

写真：Spanien / Imaeda 1979, Pls. 427-428.

(137) Cf. Pulleyblank 1954, pp. 91-93; Chen 1960, p. 11; Chen 1963, p. 263; 『敦煌學大辭典』p. 289.

(138) Cf. Spanien / Imaeda 1979, Notes, p. 16.

和訳：山口 1985, pp. 516-518.

紙質：beige 色，粗い漉き縞あり，中手の薄い方でほぼ均質，中上質．朱印は 2 個．Cf. ラルー目録；バリ目録；森安 1980b, pp. 63-64；王堯目録．

解説：甘州ウイグル王国の可汗が帰義軍節度使政府の令公・僕射に宛てたチベット語の手紙．本文書は 2 枚の紙を貼り接いだもので，朱印は表の紙縫の上と文末にある．ただし，漢字の朱印は横書きのチベット語を読む方向とは九十度ずれて押されている．すなわちチベット語を仮に縦書きと見なせば，正しく押されたことになる．本書簡の年代について，私は山口説を斥け，ウライ・武内説を採る．そしてさらに，受取人である令公を議金，僕射を仁裕に比定することにより，この手紙の作成年代を 932～934 年のいずれかの夏であると推定する．その根拠は以下に論じる通りである．

本文書はかなりの部分が山口氏によって和訳され，且つこれを張議潮か張淮深時代のもの，即ち 9 世紀後半に当てている．しかるに，ウライ・武内両氏は，これを 10 世紀の曹氏帰義軍時代の 910 年代以降のものと断定する．

まずウライ説によれば，本文書は甘州ウイグル王国のウイグル可汗が発行したものであるから 900/905 以前ではあり得ず，しかも 905～911 年間は沙州と甘州ウイグルは戦争状態にあったから，911 年以後のものである．ただし，内容的には過去のことにまで言及している，という．しかし，私自身の行なった朱印の再解説により，新たな疑念も生じてきた．なぜなら「河西」ならば現在の甘肅省北部に当たるが，「伊西」というのは伊州と西州を指し，さらに「四鎮」と合わせて東トルキスタン全体の呼称となってしまうからである．「伊西□□四?鎮道?都□□之印」という広域を覆う表現は，歴史的には甘州ウイグル王国よりむしろ西ウイグル王国の実態にこそふさわしいのである．それ故，最終的には本文書がチベット語で書かれているという事実と，その内容より判断せざるをえない．西ウイグル王国の宮廷が，チベット語を公用語として使用した可能性は否

(139) Uray 1981, p. 88.

定できないが、⁽¹⁴⁰⁾これまでのところまだそのような事実は知られていない。それに反し、かつて私が初めて年代決定した上で紹介したように、甘州ウイグルでは 943 年の時点で公式の辞令書にチベット語を使っていた実例 P. T. 1188 が知られている。⁽¹⁴¹⁾一方、本 P. T. 1082 の手紙の内容は難解であるが、山口訳のおか

(140) Cf. 武内 1986, p. 597, n. 45.

(141) チベット語の P. T. 1188 文書に含まれる甘州ウイグル可汗発行の辞令に記された紀年「てんぶく (then-phug) 7 年、かのとウサギの歳」が天福八年癸卯歳 = 943 年に当たったことは、私が提唱した [森安 1980b, pp. 65-66]。年代決定の決め手はバザン氏によって発見された六十干支の第二式の存在であった。普通の六十干支 (第一式) では「癸卯」は「みずのとウサギ」にしかないが、第二式では正しく「かのとウサギ」になるからである。一方、ウライ氏は、1979 年パリで開催されたベリオ生誕百年記念学会で、敦煌出土のチベット語文書は吐蕃支配期 (8 世紀末 ~ 9 世紀中葉) のものであるという常識を覆し、チベット語が吐蕃支配期以後も長期に亘ってタリム盆地南縁部及び河西地方の公用語となっていたとする衝撃的見解を発表した。その席上、私が準備したコメントを読み上げた上で同氏に手渡したが、それらを含めて補訂した論文が 1981 年の *Journal Asiatique* 誌上に掲載された。ただしウライ氏はまだこの段階では六十干支の第二式を知らず、P. T. 1188 の年代については 911 年以降であろうとするに止まっている [Uray 1981, pp. 83, 85, 88, 89]。次いで山口氏は P. T. 1188 文書中の辞令の和訳を発表したが、その年代については私の説を採用せず、これを天復七年丁卯歳 = 907 年とした [山口 1985, pp. 515-516 & n. 5 in p. 520]。ウライ・山口両氏とも「かのとウサギ」は普通の六十干支の「辛卯」と思い込み、その候補が 871, 931, 991 年であるのと、天復七年が 907 年、天福七年が 942 年であることとのギャップを合理的に解決できなかったのである。その後、ウライ氏はバザン氏の第二式を理解し、積極的にこれを応用して、ようやく Uray 1988, p. 523 において問題の年を 943 年とする見解に達した。ただ、残念ながら、そこには森安 1980b への言及はなく、それ以後、この問題に関する諸論文でもこの結論はウライ説として紹介され、私のプライオリティは無視されている。因みに、山口氏は前掲論文の注で私の説を斥ける理由として、「森安孝夫氏の主張では・・・干支は一年の差で天福七年に一致するという。この一年の差が説明されるなら九四二年頃を指すとされねばならないであろうが、一年の差があるのでは、十干のみの相違より隔たりが大きいとも考えられる」と述べられた。しかしこのような年号による紀年と干支年との間の一年の誤差は、敦煌文書には少なからず見られる現象であるから、決して異とするに足りないのである。例えば既に本稿 73~74 頁で言及したように天福十二年・十三年・十四年の紀年をもつ敦煌文書には組織的に見られたし、また P. 3054 にある「開蒙要訓」の識語には「維大唐天福三年歲次己亥」とあるのである。後者は中原の暦では「天福四年歲次己亥」とならねばならない。Cf. 藤枝「帰義 (一)」p. 95; 藤枝 1973, pp. 418, 421.

げでようやくその概要を掴むことができるようになった。しかしながら山口訳にも誤りはある、中でも特に重大なのは、訳文 13 行目の「涼[州の]盆地」である。武内氏にも確認したが、正しくは「令公」⁽¹⁴²⁾とすべきである。この点を修正して読み直してみれば、中国の京師と使者を通じて接触を持ち、沙州の令公と僕射に甘州城の修復のことで手紙を出しているテングリ = ウイグル可汗とは、やはり甘州ウイグルの可汗以外には考えられない。甘州ウイグルだとすると、年代的には必然的にウライ氏のいう通り 911 年以降のものとなる。令公(中書令の別称)という称号が使われるのも、従来から知られ、近年の榮氏の研究で再確認されたように、曹氏節度使のみである。武内氏もこのチベット語文書は書体からも書式からも間違いなく 10 世紀のものであると断定する。⁽¹⁴³⁾文書中に見える「天平軍」が漢文史料では 9 世紀後半にしか現われないのが気にかかるが、それは偶々とみるべきなのであろう。⁽¹⁴⁴⁾

『帰義軍史』の第二章によると、令公は 10 世紀にしかいないが、榮氏が作成した帰義軍歴任節度使称号年代代表などを検索しても令公と僕射が同時にいた時期は見つからない。ところが、節度使にはならなかった曹仁裕にまで対象を広げると、令公と僕射の併存が浮かび上がるのである。長興二(931)年には尚書であった曹仁裕が、長興三(932)年には既に僕射に昇進しており、935 年正月の死去の時まで曹僕射と呼ばれていたことが判明している。⁽¹⁴⁵⁾一方、仁裕と同年二月に死去した弟で節度使の議金は 928 年から令公になり、932 年からは令公大王とさえ自称していた。それゆえ、P. T. 1082 文書が 932~934 年に書かれた可能性は相当に高いといえる。しかもちょうどその時期、沙州と甘州ウイグルとはかなり親密な関係になっているのであり、⁽¹⁴⁶⁾それはこの甘州ウイグル可汗か

(142) 山口氏は原文の *leñ-koñ* を、*leñ koñ-s[a] nas* と続けて読んで「涼[州の]盆地から」と解したらしい。*leñ-koñ* が「令公」の音写であることは、他の用例と比べても疑いない、cf. Uray 1981, p. 82.

(143) 武内 1986, pp. 584-585, 587, 589-590.

(144) Cf. Hamilton 1955, p. 38; 榮 1993a, p. 111; 『帰義軍史』pp. 5, 46, 159-160.

(145) 『帰義軍史』p. 236.

(146) Cf. Hamilton 1955, pp. 115-126; 森安 1980a, pp. 315-319.

らの手紙の内容とも矛盾しないのである。今後は、我が国が世界に誇るチベット学者の山口瑞鳳氏をもってしても極めて難解であった本文書を積極的に活用するために、本文書が932~934年に書かれたという新たな視点に立って同時期の漢文・チベット文・コータン文・ウイグル文などの関連史料を採し出し、この本文を解釈し直せば、より翻訳も正確になり、帰義軍史の復元に寄与する豊かな情報源となることが期待されるのである。

さて、次に問題にしたいのは、この「伊西□□四?鎮道?都□□之印」のサイズである。別表の「朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」の寸法欄を通覧すればすぐ気付くように、この「伊西□□四?鎮道?都□□之印」のサイズは、Adm. 1 & 2, Mil. 3, Adm. 3, Mil. 4 & Adm. 4, Mil. 5 & Adm. 5, Mil. 6, Adm. 6, Mil. 7より一廻り大きく、その点では西漢金山国のInd. 1及びInd. 2に近似しているのである。しかしこれらの甘州ウイグル王国の印と独立敦煌王国である西漢金山国の印とが、節度使・觀察使の印に比べて少しだけ大きい程度に抑えられている事実は重要である。そこには明らかに中国からの独立を標榜しつつも極端に走ることなく、中国を中心とするいわゆる華夷秩序の枠内に留まろうとの意識が看取されるのである。

唐宋時代の中国の印章の大きさを示す貴重な史料として、宋・趙彥衛の『雲麓漫鈔』巻4の次のような記事がある。

國朝印制、仍唐舊。諸王及中書門下印方二寸一分、樞密院・宣徽・三司・尚書省諸司印方二寸、惟尚書省印不塗金。節度使印方一寸九分、塗金、餘印方一寸八分。觀察使印亦塗金。

この記事を引用する荒川正晴論文は、トゥルファン文書に押された朱印を数多く扱っているが、その寸法をみるとどうやら唐代においては一尺 = 29 cm、一寸 = 2.9 cm で計算していたようである。⁽¹⁴⁷⁾ 日本の「天皇御璽」が方三寸で実際に一辺が平均して 8.7 cm あるといわれ、やはり一寸 = 2.9 cm となることも強

(147) 荒川 1993, pp. 88-91.

力な傍証となる。⁽¹⁴⁸⁾ その基準を上「節度使印方一寸九分」にあてはめると、一寸九分は $2.9 \times 1.9 = 5.51 \text{ cm}$ となる。これは印章自体の寸法であるから、押捺された朱印は、第2節で述べた私の測定法では両辺で各 $0.5 \sim 2 \text{ mm}$ ずつ、すなわち全体で $1 \sim 4 \text{ mm}$ 大きくなる傾向にある。同じく第2節で説明したような様々な誤差の原因を勘案すれば、本稿で扱った帰義軍節度使印は、唐宋代の節度使印の大きさの規定にはほぼ合致しているといつてよいであろう。⁽¹⁴⁹⁾

これに反して、コータン王国の「大于闐漢天子勅印」の方 7 cm から「通天萬壽之印」の方 9 cm 以上、さらには西ウイグル王国の宰相印の方 10 cm 以上となると、完全に華夷秩序は無視されているとみなしてよからう。特に「大于闐漢天子勅印」と「通天萬壽之印」の場合は、幸いなことにそれが押された P. 2826 文書の本文に、これらが玉製の印章であると明記されている。玉は金・銀・鍍金（金メッキ）・鍍銀（銀メッキ）・青銅などより上にくる最高の材質であり、中華帝国では基本的に皇帝ないしそれに準ずるランクにしか許されないものである。そもそも中国で珍重された玉そのもののほとんど全てがコータン産であり、そこから輸出されたのであるから、原産地のコータン国王が玉印を作ることとはむしろ当然であるが、しかしそれが華夷秩序の中で認められたか否かは別問題である。日本も古代に唐の印章制度を受け継いだとはいえ、「天皇御璽」の大きさ（方三寸 = 8.7 cm ）は決して藩臣としてのそれではあるまい。因みに私は、P. 2826 に押された非常識な大きさをもつ「通天萬壽之印」を、学界で議論のあったコータンの年号「天壽」と関係づけ、「天壽」は「通天萬壽」の省略ではないかと推測している。「天壽」をどこに置くべきかについての論争をここに紹

(148) 「國史大辭典」巻 10, 吉川弘文館, 1989, p. 494 の「内印」の項によると、日本の「天皇御璽」は奈良・平安時代の公式令に「内印は方三寸、五位以上の位記、及び諸国に下さん公文に則ち印せよ」と規定されており、方三寸は現存印影からみると約 8.7 cm 平方にあたる、という。平川南（編）『日本古代印集成』（『非文献資料の基礎的研究——古印——』報告書）、千葉、国立歴史民俗博物館, 1996, p. 319 によっても、その寸法は確認できる。とはいえこれは、コータン王印と違い、鑄銅印であつたらしい。

(149) Mil. I がさらに一廻り小さいのは、それが節度使ではなく 1 ランク下の防禦使の官印であるから当然である。

介するゆとりはないが、その元年が963年に当たるという張廣達・榮新江両氏⁽¹⁵⁰⁾の説はもはや鉄案である。さらに「天壽」は李聖天の即位五十周年を祝って作られた年号で、彼の最後の年号であろうとの両氏の見解も多分正しいであろう。⁽¹⁵¹⁾それゆえ、もし「通天萬壽之印」は李聖天の即位五十周年を祝って作られたものであったとするなら、P. 2826 文書は963年ないしその直後のものと限定できるのである。⁽¹⁵²⁾

12 おわりに

帰義軍節度使政権は、唐後期に半独立国を形成した河北の有力藩鎮ほどの強大な実力はなかったかもしれないが、⁽¹⁵³⁾本土から離れていたことも幸いして、やはり事実上は独立王国であったといえよう。なるほど張氏節度使時代の初めは、創設者の実兄の張議潭が、そしてその死後は創設者である張議潮自身が、長安に滞留せざるを得なかった。いかに優遇されたとはいえ、これは明らかに人質であった。さらにP. 3547とS. 1156という878年と887年に長安にある沙州進奏院から張淮深に宛てて書かれた2通の進奏院状は、張淮深時代にはまだまだ唐朝内部の節度使という意識が強かったことを示唆している。⁽¹⁵⁴⁾また、本稿で扱った唐僖宗中和五(885)年三月車駕還京師大赦詔(P. 2696)の存在自体が、当時の沙州があくまで唐国内であったことを如実に物語っている。しかしそれ以後は唐朝自体が黄巢の乱その他の混乱によって衰退していったこともあり、

(150) Zhang / Rong 1984, chap. III ; 張／榮 1999, pp. 181-186.

(151) Zhang / Rong 1984, p. 44.

(152) ただし、今しばらくは安全策をとって、前注72で述べたように、956~966年としておきたい。

(153) ただし、中村 1991b, pp. 338-339 及び中村 1996, pp. 152-153 で、P. 3547 の「上都進奏院状」に見える節度使の幕僚・軍将の人数から、帰義軍節度使は極めて小規模な藩鎮であったと推定しているのには従えない。私は、これらの人員はたまたまその時の朝貢に関与した者だけであると考ええる。

(154) Cf. 中村 1991b, pp. 330-346 ; 中村 1996, pp. 148-153. 特に前者が重要。

徐々に独立の度合いを強めていった。その帰結が、907年の唐朝滅亡後まもない910年、張氏節度使の最後となった張承奉が西漢金山国という独立国を建てた事件である。この時自前で制作した二つの印章、すなわち Ind. 1「燉煌國天王印」並びに Ind. 2「金山白衣王印」は、それ以前の Mil. 1「河西都防禦使印」、Adm. 1 & 2「河西道觀察使印」、Mil. 3「沙州節度使印」、Adm. 3「沙州觀察處置使之印」より一廻りか二廻り寸法が大きく、中原と沙州の中間に位置する独立国である甘州ウイグル王国の「伊西□□四?鎮道?都□□之印」の規格に近似するものであった。

ただ、張議潮～張淮深支配の一時期のように版図が河西(五涼地方)全域に及んだ時代ならいざ知らず、張承奉時代には甘州ウイグルが勃興したあおりを受けて、僅かに沙・瓜二州を中心とする小王国に転落していたのであるから、この独立はあまりにも無謀であった。内外の情勢が共にそれを許さず、西漢金山国はわずか4年で打倒され、替わって曹氏が節度使を歴任する時代になる。そして印章は再び独立前の Mil. 3「沙州節度使印」、Adm. 3「沙州觀察處置使之印」のペアに戻り、以後使われた Mil. 4 & Adm. 4「歸義軍印」、Mil. 5 & Adm. 5「歸義軍節度觀察留後印」、Mil. 6「歸義軍節度使新鑄印」、Adm. 6「瓜沙等州觀察使新印」、Mil. 7「歸義軍節度使之印」は全て Ind. 1「燉煌國天王印」並びに Ind. 2「金山白衣王印」より一廻りか二廻りは小さいサイズで、独立以前の Mil. 1, Adm. 1 & 2, Mil. 3, Adm. 3 と同列の規格に落ち着くのである。中村裕氏は、敦煌出土の官文書全体の検討から、「歸義軍節度使は官文書からみる限りにおいては、独立国や独立した節度使でもなく、藩鎮の一であることが明瞭に看取される」という結論を導いているが、まさに同じ事を印章の規格の面からは指摘することができる。これらの印章はほとんどが中原王朝より下賜されたのだから、当然といえば当然ではある。しかしながら、実際には曹議金・曹元忠・曹延祿と曹氏節度使の中で在位期間が長かった3人がいずれも「大王」と自称したように、歸義軍節度使政権は以前にも増して敦煌王国ともいうべき実態を備えていくの

(155) 中村 1992, p. 584; 中村 1996, p. 274.

である。⁽¹⁵⁶⁾かつて藤枝氏は、張議潮からの青蛟鷹の進貢記事が本紀に入っていることの異例さを言い、また私は河西帰義軍の記事が正史である『舊五代史』・『新五代史』⁽¹⁵⁷⁾で外国として扱われていることを指摘した。⁽¹⁵⁸⁾シルクロード貿易によって立つ帰義軍節度使政権は、巨大な富の源泉である中原王朝を利用するために、あくまで「形式的に」中国の印章制度の枠内に留まったのであり、少なくとも曹氏時代の帰義軍節度使政権は実質的には完全な独立王国であったというのが、私の考えである。

「伊西□□四?鎮道?都□□之印」といういかにも中華的な印文の文面から判断して、甘州ウイグル可汗が使用した印章がこれ一つであったはずはない。必ずや甘州ウイグル可汗にふさわしい印章もあり、その寸法は多分もっと大きかったであろう。しかし、現在入手し得る資料による限りは、河西帰義軍節度使政権では中国本土の規格に合致した寸法の印章を使い(中原王朝より下賜されたのだから当然ではある)、独立した王国であるが中国に近い甘州ウイグル王国と西漢金山国では、節度使印より一廻りだけ大きいものを使ったが、さらに西方遠くに位置した西ウイグル王国とコータン王国では、東方の日本と同じく、中華帝国の藩臣の枠を越えた大きさのものを使用したといえるのである。本稿で得られた成果は、今後、このような東～中央アジア全体の中華的印章制度をより精密に復元していく上で大いに利用されることになるう。

しかしながら、本稿の最大の目的は、あくまで帰義軍節度使兼觀察使の用いた印章のクロノロジーを明らかにし、敦煌文書の年代判定に役立つ基準の一つを作成することであった。正直なところ、Mil. 1についてはまだ危うさが残り、また Mil. 2 や Adm. 7 に相当するはずのものを発見できていない点が心残りではあるが、それ以外については所期の目的を十分に達成し得たと自負している。今後も微調整は必要であろうが、「帰義軍節度使は原則的に軍政・民政用の

(156) Cf. 藤枝「帰義(三)」p. 70 & n. 137; 『帰義軍史』pp. 96, 132.

(157) 藤枝「帰義(二)」pp. 65-66.

(158) 森安 1980a, p. 315. Cf. 『帰義軍史』前言, p. 1.

一対の官印(留後使印などの場合は一つで両用)を持ち、そのペアが節度使の支配時期によって変遷するものの、同時期に別のペアが混用されることは決してなかった」という結論の大枠が崩れることはないであろう。本稿の成果をより分かりやすくまとめたのが、この後に付す「帰義軍節度使印関連年表」と折り込みの「帰義軍朱印編年図表」である。そして海外の研究者の便を考え、また本稿作成に全面的協力を与えられたフランス国立図書館に敬意を表して、「帰義軍節度使印関連年表」に序文を加えたような形の比較的長いフランス語版レジュメを付け加えることとする。

帰義軍節度使印関連年表

848年(大中二年)、張議潮は吐蕃に対し反乱を起こし、沙州・瓜州地方より吐蕃を駆逐すると共に、すみやかに使者を送って唐に帰附せんことを願った。

849~850年、張議潮は肅・甘・伊州などを回復(西州は名目のみで、実際には不可)。

大中五(851)年二月(あるいは五月)、張議潮は唐朝から正式に沙州防禦使に任ぜらる。この時、「河西都防禦使印」(Mil. 1)を授与されたと思われる。同時に「河西道觀察使印」(Adm. 1 & 2)を与えられた可能性も絶無ではない。

●第Ⅰ期：851～888年(張議潮～張淮深)

Mil. 1：「河西都防禦使印」

Adm. 1 & 2：「河西道觀察使印」

Mil. 2?：未発見の「河西(道)節度使印?」

大中五(851)年十一月、唐朝は沙州に初めて帰義軍を置き、張議潮を帰義軍節度使、兼河西十一州管内觀察使に任命。議潮は防禦使より一ランク上の節度使として管内全域に及ぶ軍事権を持つだけでなく、觀察使として行政・財政権をも併せて、名実共に全権を掌握。この時、「河西道觀察使印」が与えられた。

当然ながらペアをなす「河西(道)節度使印?」が与えられたはずであるが、未発見である。そしてこの時点で、「河西都防禦使印」はトップの張議潮から、ナンバー 2 以下の者に下げ渡されたと思われる。

861 年(咸通二年)、帰義軍、涼州を回復。帰義軍の支配領域は河西回廊全体に拡大。

867 年(咸通八年)、張議潮は入朝し、張淮深が代理となる。幻の「河西(道)節度使印?」は彼が長安に持参したと思われる。議潮が長安で死去したのは 872 年であるが、唐朝は 888 年まで 20 年間もの長きに亘って淮深を正式の節度使に任命しなかった。その間、恐らく彼は帰義軍のトップとして「河西道觀察使印」を使っていたのであろう。872 年までなら、ペアを作るために「河西都防禦使印」を使ったこともあったかもしれない。

光啓四(888)年十月、唐朝よりの使者が沙州に来て、ようやく張淮深に節度使の旌節を授与。この時、張淮深に「沙州節度使印」と「沙州觀察處置使之印」がペアで授与されたと思われる。

●第Ⅱ期：888～910 年(張淮深末期～張淮鼎～索勲～李弘願兄弟～張承奉)

Mil. 3:「沙州節度使印」

Adm. 3:「沙州觀察處置使之印」

890 年、張淮深が暗殺され、弟の張淮鼎が取って代わる。同年中に、張議潮の女婿で、張淮深時代のナンバー 2 であった実力者の李明振も死去。

892 年、張淮鼎が息子の張承奉を張議潮の女婿の索勲に託して死去。しかるに索勲は自立し、節度使となる。唐朝はこれを承認。

894 年、李明振の妻(張議潮の第十四女)が息子達を率いて索勲を滅ぼす。張淮鼎の子の張承奉を節度使に擁立するも、政治の実権は李明振の子の李弘願兄弟が掌握。

896 年、張承奉が実権を奪回。

900 年(光化三年)、唐朝が張承奉を正式に帰義軍節度・瓜沙伊西等州觀察処

置等使に任命。この後918年まで、中原王朝との長い断絶期。

907年、唐朝、滅亡。

910年、張承奉が西漢金山国あるいは燉煌国という完全な独立王国を建て、白衣天子と自称す。張氏及び曹氏節度使時代の節度使印や觀察使印より一廻り寸法の大きい「燉煌國天王印」と「金山白衣王印」を使用。

●第Ⅲ期：910～914（張承奉，独立国である西漢金山国の白衣天子）

Ind. 1：「燉煌國天王印」

Ind. 2：「金山白衣王印」

914年、曹仁貴（＝曹議金）、張承奉より政權を奪取、歸義軍節度兵馬留後と称し、形式的には独立を放棄。

●第Ⅳ期：914～935年（曹議金）

Mil. 3「沙州節度使印」（再使用）

Adm. 3「沙州觀察處置使之印」（再使用）

同光二（924）年五月、後唐の莊宗（在位923～926年）が権知歸義軍節度留後であった曹議金を、歸義軍節度使・瓜沙等觀察處置等使に任命。この時に靈武節度使・韓洙が仲介。

935年、曹議金が死去し、長子の曹元徳が跡を継ぐ。

●第Ⅴ期：935～939年（曹元徳）

Mil. 4 & Adm. 4：「歸義軍印」

曹元徳時代には「沙州節度使印」ないし「沙州觀察處置使之印」の使われた実例がまだ一度も見つかっていない。逆に、「歸義軍印」の使用された文書で、年代がはっきり分かるものは、全て曹元徳時代（935～939年）である。「歸義軍印」の使用は曹元徳一代に限られていたと断定することは、少なくとも現時点では揺るがない。

939年、曹元徳が死去し、弟の曹元深が跡を継ぐ。

●第Ⅵ期：939～955年（曹元深～曹元忠前期）

Mil. 3「沙州節度使印」（三度目の使用）

Adm. 3「沙州觀察處置使之印」(三度目の使用)

★ 948 年及びその後若干年, Mil. 5 & Adm. 5 : 「歸義軍節度觀察留後印」を使用.

944 年, 曹元深が死去し, 弟の曹元忠が跡を継ぐ.

946 年, 後晋, 曹元忠を沙州留後に任命 [『舊五代史』卷 84]. ただし, その勅書と留後印が沙州に届くのは 948 年のこと. その後しばらく, 曹元忠は「歸義軍節度觀察留後印」を使用. 印文から見てもこれは単独で用が足りたはず.

遅くとも 952 年までに, 曹元忠は留後印の使用をやめて, 「沙州節度使印」並びに「沙州觀察處置使之印」のペアに復帰.

955 年, 曹元忠は後周より正式に歸義軍節度使に任命され, 一对の新鑄印を賜わる.

● 第Ⅶ期 : 955 ~ 989 年 (曹元忠中・後期~曹延恭~曹延祿前期)

Mil. 6 : 「歸義軍節度使新鑄印」

Adm. 6 : 「瓜沙等州觀察使新印」

★ (976?~)978 (~979?) 年のみ, Mil. 5 & Adm. 5 「歸義軍節度觀察留後印」を再使用.

974 年, 曹元忠が死去し, 曹延恭が跡を継ぐ.

976~977 年, 曹延恭が死去し, 曹延祿が跡を継ぐ. 即位当初は, かつて曹元忠が一時的に使った「歸義軍節度觀察留後印」(Mil. 5 & Adm. 5) を再利用.

979 年, 「歸義軍節度使新鑄印」と「瓜沙等州觀察使新印」のペアに復帰.

● 第Ⅷ期 : 990 ~ 1002 年 (曹延祿後期)

Mil. 7 : 「歸義軍節度使之印」

Adm. 7? : 未発見で幻の「瓜沙州觀察使之印?」

989 年から 990 年の間に, なぜ曹延祿が「歸義軍節度使新鑄印」と「瓜沙等州觀察使新印」の使用を止めたのか, 理由がまだ分からない. 「歸義軍節度使之印」は軍政用だから, 当然ながら民政用に, 例えば「瓜沙州觀察使之印?」というものが存在してもおかしくはない. しかし, その一方で, 前代からの「瓜沙等州觀

察使新印」(Adm. 6) が引き続き使用された可能性も否定できない。

1002 年、曹延禄が自殺に追い込まれ、曹宗寿が節度使となる。紀年のある敦煌藏経洞出土文書の下限。

略号：

- Adm. = 觀察使ないしそれに準じる民政官が使用した印。
ed., eds. = edited, editor(s).
fig., figs. = figure(s).
fn. = footnote.
G = ジャイルズ目録。
incl. = including.
Ind. = 独立王国時代の王印。
Mil. = 節度使ないしそれに準じる軍政官が使用した印。
Mil. & Adm. = 単独で軍政と民政の両方に使用可能の印。
Orig. = Original edition, originally.
p., pp. = page(s).
P. = Mss. Pelliot Chinois (Housed in the Bibliothèque Nationale, Paris).
pl(s); Pl(s). = plate(s), planche(s); Plate(s), Planche(s).
P. T. = Mss. Pelliot Tibétain (Housed in the Bibliothèque Nationale, Paris).
Repr. = Reprint(ed).
S. = Mss. Stein (Housed in the British Library, London).
S. P. = Stein (Or. 8210), Printed (Housed in the British Museum, London).
tr. = translated, translator.
U = Uighur Mss. housed in the Berlin-Brandenburgische Akademie der
Wissenschaften = Staatsbibliothek zu Berlin, Haus 1.
vol(s)., Vol. = volume(s), Volume.

文献略号：

- ラルー目録 = M. Lalou, *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang conservés à la Bibliothèque Nationale*, I ~ III, Paris 1939 ~ 1961.
ジャイルズ目録 = L. Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*. London 1957.
『遺書総目』 = [王重民]『敦煌遺書總目索引』北京、商務印書館、1962。(Repr.: 北京、中華書局、1983.)
ロシア目録 = *Описание китайских рукописей Дуньхуанского фонда Института Народов Азии*, 2 vols., Москва 1963-67.

- 俄藏目錄=孟列夫(主編)『俄藏敦煌漢文寫卷叙錄』全2卷,上海,上海古籍出版社,1999。
 「初稿Ⅰ」=東洋文庫敦煌文獻研究委員會(編)『スタイン敦煌文獻及び研究文獻に引用紹介せられたる西域出土漢文文獻分類目錄初稿 非仏教文獻之部 古文書類 Ⅰ』東京, (財) 東洋文庫, 1964。
- パリ目錄= *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale*, 5 vols., Paris 1970~1995。[但し第2卷は未刊。]
- 王堯目錄=王堯(主編)『法藏敦煌藏文文獻解題目錄』北京, 民族出版社, 1999。
- 榮新江=榮新江『英國圖書館藏敦煌漢文非佛教文獻殘卷目錄(S. 6981 - 13624)』(香港敦煌吐魯番研究中心叢刊 4), 臺北, 新文豐出版公司, 1994。
- 「籍帳」=池田溫『中国古代籍帳研究——概観・録文——』東京, 東京大学東洋文化研究所, 1979。
- 「敦煌寶藏」=『敦煌寶藏』臺北, 新文豐出版公司, 全130卷, 1981~1985。
- 「書法叢刊」=饒宗頤(編)『敦煌書法叢刊』全29卷, 東京, 二玄社, 1983~1985。
- 「真蹟積録」=唐耕耦/陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻真蹟釋録』全5卷, 北京, 書目文獻出版社, 1986~1990。
- 「英藏敦煌」=『英藏敦煌文獻(漢文佛經以外部份)』全14卷, 成都, 四川人民出版社, 1990~1995。
- 「俄藏敦煌」=『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』上海, 上海古籍出版社, 既刊10卷, 1992~1998。
- 「莫高窟題記」=敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京, 文物出版社, 1986。
- 「莫高窟年表」=姜亮夫『莫高窟年表』上海, 上海古籍出版社, 1985。
- 藤枝「帛書」=藤枝 1941~1943。
- 「帛書軍史」=榮新江 1996。

文獻目錄(著者名ABC順):

荒川 正晴 ARAKAWA Masaharu

1993 「トゥルファン漢文文書閲覧雑誌」『内陸アジア史研究』9, pp. 79-93.

CHE P'ing-t'ing → SHI Pingting

陳 祚龍 CHEN Tsu-lung (= CHEN Zuo-long = TCH'EN Tso-long)

1960 "Liste alphabétique des impressions de sceaux sur certains manuscrits retrouvés à Touen-houang et dans les régions avoisinantes." In: *Mélanges publiés par l'Institut des Hautes Études Chinoises*, Tome II, Paris, pp. 5-14, +2 pls. (中文譯: 費海璣(譯)「瓜沙印録」, 蘇瑩輝『敦煌學概要』增訂再版, 臺北 1981, pp. 265-270.)

1963 "Liste supplémentaire des impressions de sceaux officiels sous les T'ang et les Cinq Dynasties." *Journal Asiatique* 251 - 2, pp. 257-263, +3 pls.

1983 「古代敦煌及其他地區流行之公私印章圖記文字録」『敦煌學要簡』臺北, 新文豐出版公司, pp. 319-347.

1984 「竭誠做好知己知彼, 悉力做到精益求精——敦煌學散策之四(上)——」『敦煌學』8, pp. 11-25.

竺沙 雅章 CHIKUSA Masaaki

1982 「中国仏教社会史研究」京都，同朋舎出版。

1992 「寺院文書」，池田温（編）『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』東京，大東出版社，pp. 585-652.

DES ROTOURS, Robert (tr.)

1948 *Traité des fonctionnaires et traité de l'armée, traduits de la Nouvelle Histoire des T'angs (Chap. XLVI-L)*. (Bibliothèque de l'Institut des Hautes Études Chinoises, VI), 2 vols., Leiden. (Repr. : San Francisco 1974.)

土肥 義和 DOHI Yoshikazu

1980 「婦義軍（唐後期・五代・宋初）時代」，榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』東京，大東出版社，pp. 233-296.

1988 「敦煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』東京，汲古書院，pp. 399-436.

ELIASBERG, Danielle

1979 "Les signatures en forme d'oiseau dans les manuscrits chinois de Touen-houang." In: M. Soymié (ed.), *Contributions aux Études de Touen-houang*, [I], Genève / Paris, pp. 29-44, +8 pls.

馮 培紅 FENG Pei-hong

1997 「晚唐五代宋初歸義軍武職軍將研究」，鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究』蘭州，蘭州大學出版社，pp. 94-178.

藤枝 晃 FUJIEDA Akira

1941-43 「沙州歸義軍節度使始末（一～四・完）」『東方學報（京都）』12 - 3, pp. 58-98; 12 - 4, pp. 42-75; 13 - 1, pp. 63-94; 13 - 2, pp. 46-98.

1964 「敦煌千仏洞の中興」『東方學報』35, pp. 9-139.

1973 「敦煌曆日譜」『東方學報』45, pp. 377-441.

1977 「敦煌オアシスと千仏洞」『敦煌・シルクロード』（毎日グラフ別冊），毎日新聞社，pp. 63-67.

HAMILTON, James

1955 *Les Ouïghours à l'époque des Cinq Dynasties d'après les documents chinois*. (Bibliothèque de l'Institut des Hautes Études Chinoises, X), Paris 1955. (Repr. : 2nd ed. with additions, pp. I-IX, Paris 1988.)

1977 "Le pays des Tchong-yun, Čungul, ou Cumuḍa au X^e siècle." *Journal Asiatique* 265, pp. 351-379, +1 map.

1986 *Manuscrits ouïgours du IX^e-X^e siècle de Touen-Houang*. 2 vols., Paris.

賀 世哲 HE Shi-zhe

1986 「從供養人題記看莫高窟部分洞窟的營建年代」，敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟供養人題記』北京，文物出版社，pp. 194-236.

1990 「試論曹仁貴即曹議金」『西北師大學報』1990 - 3, pp. 40-46. [未見]

池田 温 IKEDA On

2000 「李盛鐸舊藏敦煌歸義軍後期社會經濟文書簡介」『慶祝吳其昱先生八秩華誕敦煌

學特刊」(1999年6月), 臺北, 文津出版社, pp. 29-56.

金子 良太 KANEKO Ryōtai

1977 「Pelliot 2782 文書所見の Dyau Tceyi-sinā」『豊山學報』22, pp. 130-125 (逆頁).

菊池 英夫 KIKUCHI Hideo

1980 「唐代敦煌社会の外貌」『講座敦煌 3 敦煌の社会』東京, 大東出版社, pp. 91-147.

李 正宇 LI Zheng-yu

1991a 「曹仁貴名實論」『第二屆敦煌學國際研討會論文集』臺北, pp. 551-569. (Repr.: 李正宇『敦煌史地新論』臺北, 新文豐出版公司, 1996, pp. 307-336.) [原本未見ゆえ, 引用は復刻による.]

1991b 「曹仁貴歸奉後梁の一組新資料」『魏晉南北朝隋唐史資料——唐長孺教授八大壽紀念專輯』11, pp. 274-281.

Малявкин, А. Г.

1974 *Материалы по истории Уйгуров в IX-XII вв.* (История и культура Востока Азии, Vol. 2), Новосибирск.

森安 孝夫 MORIYASU Takao

1977 「ウイグルの西遷について」『東洋學報』59-1/2, pp. 105-130.

1980a 「ウイグルと敦煌」, 榎一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』東京, 大東出版社, pp. 297-338.

1980b 「イスラム化以前の中央アジア史研究の現況について」『史学雑誌』89-10, pp. 50-71.

1985 「ウイグル語文献」, 山口瑞鳳(編)『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』東京, 大東出版社, pp. 1-98, incl. 4 pls.

1987 「敦煌と西ウイグル王国——トウルファンからの書簡と贈り物を中心に——」『東方学』74, pp. 58-74.

中村 裕一 NAKAMURA Hiroichi

1991a 「唐代制勅研究」東京, 汲古書院.

1991b 「唐代官文書研究」京都, 中文出版社.

1992 「官文書」, 池田温(編)『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』東京, 大東出版社, pp. 533-584.

1996 「唐代公文書研究」東京, 汲古書院.

仁井田 陞 NIIDA Noboru

1937 「唐宋法律文書の研究」東京, 東方文化学院東京研究所. (Repr.: 東京, 東京大学出版会, 1983.)

1940 「唐代の古文書に見えたる官印」『書苑』4-9, pp. 21-28, incl. many figs.

1981 「補訂 中国法制史研究 土地法・取引法」東京, 東京大学出版会.

布目 潮風 NUNOME Chōfū

1962 「唐代符制考」『立命館文学』207, pp. 955-989.

PULLEYBLANK, Edwin G.

1954 "The Date of the Staël-Holstein Roll." *Asia Major*, New Series 4-1, pp. 90-97.

- 錢 伯泉 QIAN Bo-quan
1998 「于闐國使劉再昇的國籍及出使過程探微」『敦煌研究』1998 - 1, pp. 97-98.
- 榮 新江 RONG Xin-jiang (= JONG Sin-kiang)
1993a 「初期沙州歸義軍與唐中央朝廷之關係」香港大學亞洲研究中心『隋唐史論集』pp. 106-117.
1993b 「關於曹氏歸義軍首任節度使的几箇問題」『敦煌研究』1993 - 2, pp. 46-53.
1996 「歸義軍史研究 唐宋時代敦煌歷史考索」, (中國傳統文化研究叢書), 上海, 上海古籍出版社.
- 施 萍亭 SHI Ping-ting (= CHE P'ing-t'ing)
1983 「本所藏『酒帳』研究」『敦煌研究』創刊号, pp. 142-155.
1984 "Description générale des manuscrits conservés à Dunhuang." In: *Les peintures murales et les manuscrits de Dunhuang. Colloque franco-chinois organisé par la Fondation Singer-Polignac à Paris*, Paris, pp. 123-128.
- SPANIEN, Ariane & Yoshiro IMAEDA (eds.)
1979 *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tome II, Paris.
- 武内 紹人 TAKEUCHI Tsuguhito
1986 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」, 山口瑞鳳(編)『チベットの仏教と社会』東京, 春秋社, pp. 563-602, incl. 2 pls.
1990 "A Group of Old Tibetan Letters Written under Kuei-i-chün: A Preliminary Study for the Classification of Old Tibetan Letters." *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 44 - 1 / 2, pp. 175-190.
- 譚 蟬雪 TAN Chan-xue
1988 「曹元德曹元深卒年考」『敦煌研究』1988 - 1, pp. 52-57.
- TCH'EN Tso-long → CHEN Tsu-lung
- THILO, Thomas
1968 "Fragmente chinesischer Haushaltsregister aus Dunhuang in der Berliner Turfan-Sammlung." *Mitteilungen des Instituts für Orientforschung* 14 - 2, pp. 303-313, incl. 3 pls.
- URAY, Géza
1981 "L'emploi du tibétain dans les chancelleries des états du Kan-sou et de Khotan postérieurs à la domination tibétaine." *Journal Asiatique* 269 - 1 / 2, Numéro spécial *Actes du Colloque international (Paris, 2-4 octobre 1979): Manuscrits et inscriptions de Haute Asie du V^e au XI^e siècle*, pp. 81-90.
1988 "New Contributions to Tibetan Documents from the Post-Tibetan Tun-huang." In: H. Uebach & J. M. Panglung (eds.), *Tibetan Studies. Proceedings of the 4th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Schloss Hohenkammer - Munich 1985*, München, pp. 515-528.
- 万 庚育 WAN Geng-yu
1986 「珍貴的歷史資料——莫高窟供養人画像題記」, 敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京, 文物出版社, pp. 179-193.

謝 稚柳 XIE Zhi-liu

1955 『敦煌藝術叙録』上海，古典文学出版社。(Repr.: 上海，上海古籍出版社，1996)。

山口 瑞鳳 YAMAGUCHI Zuihō

1985 「吐蕃支配期以後の諸文書」，山口瑞鳳(編)『講座敦煌 6 敦煌胡語文獻』東京，大東出版社，pp. 511-521。

張 廣達 & 榮 新江 ZHANG Guang-da & RONG Xin-jiang

1984 "Les noms du Royaume de Khotan." In: M. Soyumié (ed.), *Contributions aux Études de Touen-houang*, III, Paris, pp. 23-46, +4 pls.

1993 「于闐史叢考」上海，上海書店。

1999 「十世紀于闐國的天壽年號及其相關問題」『歐亞學刊』1, pp. 181-192。

趙 和平 ZHAO He-ping

1997 『敦煌表狀箋啓書儀輯校』(敦煌文獻分類錄校叢刊)，南京，江蘇古籍出版社。

周 一良 ZHOU Yi-liang

1992 「唐代書儀の類型」，池田溫(編)『講座敦煌 5 敦煌漢文文獻』東京，大東出版社，pp. 693-709。

ЧУГУЕВСКИЙ, Л. И.

1983a *Китайские документы из Дуньхуана*, выпуск 1, (Памятники Письменности Востока, LVII-1), Москва. (中文譯：丘古耶夫斯基(著)，王克孝／王國勇(譯)『敦煌漢文文書』上海，上海古籍出版社)

1983b "Официальные и монастырские печати на фрагментах Дуньхуанского фонда ЛО ИВАН СССР." In: *Китайские документы из Дуньхуана*, выпуск 1, Москва, pp. 268-274. (和訳：Л. И. Чугуевский (著)，荒川正晴(訳注)「ソ連邦科学アカデミー東洋学研究所所蔵，敦煌写本における官印と寺印」『吐魯番出土文物研究会会報』98/99, 1994, pp. 1-14; 中文譯：丘古耶夫斯基(著)，魏迎春(譯)『俄藏敦煌漢文寫卷中の官印及寺院印章』『敦煌學輯刊』1999 - 1 (総35), pp. 142-148.)

【補注】 P. 2826 文書について：

本稿，pp. 58-59, fn. 72, & pp. 86-87 で私は P. 2826 文書の手紙に言及し，それはコータン王・李聖天から帰義軍節度使・曹元忠に宛てて出された手紙であると断定し，その年代についてもほぼ限定できる旨を述べた。さらにその手紙に押された朱印「通天萬壽之印」とコータンの年号「天壽」との関係を推測したが，これらと同じ考えは既にヴェッチ Hélène Vetch 女史によって展覧会カタログ中で発表されていた。ただし論証はほとんどない。Cf. J. Giès & M. Cohen (eds.), *Sérinde, Terre de Bouddha. Dix siècles d'art sur la Route de la Soie*. (Galeries nationales du Grand Palais, Paris, 24 octobre 1995 - 19 février 1996), Paris 1995, pp. 61-62.

Chronologie des sceaux officiels employés par les commissaires impériaux de l'Armée Revenue au Devoir (*Kouei-yi kiun* 歸義軍)

MORIYASU Takao

Depuis le milieu du 9^e siècle jusqu'au premier quart du 11^e siècle, il existait au couloir du Kan-sou 甘肅 en Chine un district militaire appelé le *Kouei-yi kiun* 歸義軍 ou "Armée Revenue au Devoir" qui était dirigé par des commissaires impériaux au commandement (*tsie-tou-che* 節度使) ou leurs représentants. Bien qu'elle dépendît nominalement de la Chine, alors affaiblie et détournée de l'Asie Centrale, l'Armée Revenue au Devoir constituait en fait un royaume indépendant, dont le siège était toujours Cha-tcheou 沙州 (= Touen-houang 敦煌). Passée la première période de sa création et de son expansion, ses frontières avaient tendance à se resserrer, depuis la fin du 9^e siècle, autour du noyau que constituaient les deux préfectures de Cha 沙 et de Koua 瓜.

On peut parfois trouver des empreintes en rouge ou en noir de divers sceaux apposés sur des manuscrits découverts dans une des grottes des Mille Buddhas de Touen-houang. En ce qui concerne les empreintes en rouge des sceaux officiels de forme carrée et en caractères chinois sigillaire *tchouan-chou* 篆書, ce sont Messieurs Wang Tchong-min 王重民, N. Niida 仁井田陞, et L. Giles qui ont essayé de les déchiffrer. Complétant ces études précédentes, Monsieur Chen Tsu-lung (= Tch'en Tso-long) 陳祚龍 a publié deux articles en français et un article en chinois: "Liste alphabétique des impressions de sceaux sur certains manuscrits retrouvés à Touen-houang et dans les régions avoisinantes." (*Mélanges publiés par l'Institut des Hautes*

Études Chinoises, Tome II, Paris 1960, pp. 5-14, +2 pls.); “Liste supplémentaire des impressions des sceaux officiels sous les T’ang et les Cinq Dynasties.” (*Journal Asiatique* 251 - 2, année 1963, pp. 257-263, +3 pls.; 「古代敦煌及其他地區流行之公私印章圖記文字錄」『敦煌學要籥』台北，新文豐出版公司，1983, pp. 319-347.

Dans ces travaux, on peut trouver quelques empreintes des sceaux employés par les commissaires impériaux de l’Armée Revenue au Devoir (= *Kouei-yi kiun tsie-tou-che* 歸義軍節度使) nommés par la Cour de Chine, mais qui étaient en réalité les rois du royaume de Touen-houang. Cependant, à l’exception de Niida, les savants qui ont déjà traité des sceaux de l’époque du *Kouei-yi kiun*, n’ont pas donné d’informations quant aux dimensions de chaque sceau. De plus, aucun d’entre eux n’a pensé à la possibilité de pouvoir classer ces sceaux dans l’ordre chronologique. À partir du moment où l’on sait la dimension et l’écriture de chaque inscription des sceaux déjà déchiffrés, on a la possibilité d’identifier des fragments des empreintes ou des empreintes peu lisibles par la comparaison. En outre, si l’on sait qu’il y a une grande correspondance entre la chronologie des commissaires impériaux de Touen-houang et l’emploi des sceaux officiels dans les manuscrits de Touen-houang, le déchiffrement des sceaux dont la lecture est peu sûre deviendra plus facile.

Partant de cette idée, quand j’étais à Paris comme boursier en 1978-1980, j’ai entrepris des recherches sur les empreintes en rouge existant dans les manuscrits provenant de Touen-houang. Indépendamment de mon travail, en 1983, Monsieur L. I. Tchougouévskij a publié son article concernant des manuscrits de Touen-houang conservés à St.-Petersbourg, puisque les savants précédents n’avaient traité que des manuscrits de Touen-houang conservés à Paris, Londres, ou Pékin: Л. И. Чугуевский, “Официальные и монастырские печати на фрагментах Дуньхуанского фонда ЛО ИВАН СССР.” *Китайские документы из Дуньхуана*, выпуск 1, (Памятники Письменности Востока, LVII-1), Москва 1983, pp. 268-274. Il a donné les dimensions de chaque sceau, bien qu’il n’avait aucune idée de leur chronologie. Après cela,

l'équipe de recherches de Monsieur Michel Soymié a commencé à publier successivement les trois volumes (vol. 3, 1983; vol. 4, 1991; vol. 5, 1995) du *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale* [ci-après abrégé en *Catalogue parisien*], dont le premier volume avait été publié en 1970 et le deuxième est encore inédit. Ce catalogue est extrêmement bien soigné et conçu. On y trouve des descriptions suffisamment détaillées sur les sceaux en rouge. Pourtant en ce qui concerne la plupart des dimensions et parfois la lecture des caractères, les résultats de mes recherches étaient différents de ceux du *Catalogue parisien*. J'ai donc entrepris de nouvelles investigations pendant mon dernier séjour à Paris entre décembre 1998 et janvier 1999. Ainsi j'ai pu confirmer ma lecture des sceaux et comme je l'explique ci-dessous, j'ai pu comprendre d'où provenaient les divergences des dimensions.

Quand j'ai mesuré la hauteur ou la largeur de l'encadrement d'une empreinte, j'ai pointé l'extérieur du cadre en négligeant le surplus bavé. Le principe de la mesure suivi par les éditeurs du vol. 1 du *Catalogue parisien* est le même que le mien. Mais les éditeurs des vols. 3 - 5 du *Catalogue parisien* ont pointé le milieu du trait d'encadrement. C'est peut-être parce qu'ils ne voulaient pas connaître l'encadrement d'une empreinte, mais l'encadrement du sceau lui-même. À part cela, on peut constater un autre problème. Certains manuscrits Pelliot portent une mousseline de soie fine et transparente collée sur la surface pour la restauration. Dans ces cas-là le papier peut parfois se rétrécir au cours de plusieurs années et cela aurait pu aussi faire rétrécir les empreintes des sceaux. Par exemple, parmi les manuscrits Pelliot tibétain recensés dans le catalogue dressé par Mademoiselle Lalou il y a un demi siècle (M. Lalou, *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang conservés à la Bibliothèque Nationale*, 3 vols., Paris 1939-1961), on trouve souvent des cas où la taille du papier est actuellement considérablement réduite. Ceci peut donc être une raison des écarts entre des mesures prises par moi-même il y a vingt ans et celles prises pendant mon dernier séjour à Paris

ou entre mes mesures et celles du *Catalogue parisien*. En tout cas, j'ai trouvé quelques erreurs concernant les dimensions des sceaux dans le *Catalogue parisien*, voir P. 3388 (Mil. 3), P. 3347 (Mil. 4 & Adm. 4), P. 3878 (Mil. 6)

À propos, c'est Monsieur A. Fujieda 藤枝晃 qui a indiqué pour la première fois que le *Kouei-yi kiun tsie-tou-che sin-tchou yin* 歸義軍節度使新鑄印 "Sceau nouvellement fondu du commissaire impérial de l'Armée Revenue au Devoir" a été accordé à Ts'ao Yuan-tchong 曹元忠 par la Cour des Tcheou Postérieurs en 955. La notice sur Cha-tcheou du *T'ai-p'ing houan-yu ki* 太平寰宇記, chapitre 153, (文海出版社版, 二, 153 - 2a, p. 352b) nous renseigne à ce sujet:

周顯德二(955)年, ^{原文其州}甘州可汗·沙州節度觀察使留後曹元忠, 各遣使進方物。此外, 瓜州團練使仍舊隸沙州, 以歸義軍節度觀察留後曹元忠為節度使, 以知瓜州軍事曹元恭為瓜州團練使, 仍各鑄印以賜之。皆旌來王之意也。

"En la 2^e année de l'ère de *hien-tō* (955) des Tcheou (Postérieurs), le qaghan de Kan-tcheou 甘州可汗 et Ts'ao Yuan-tchong 曹元忠, commissaire impérial provisoire au commandement et à la surveillance de Cha-tcheou, envoyèrent des messagers offrir des produits locaux (à la Cour). Par ailleurs, le commissaire aux milices locales de Koua-tcheou continuant comme par le passé à dépendre de Cha-tcheou, Ts'ao Yuan-tchong, commissaire impérial provisoire à la surveillance et au commandement de l'Armée Revenue au Devoir, fut nommé commissaire impérial au commandement [de l'Armée Revenue au Devoir], et Ts'ao Yuan-kong, préfet des affaires militaires de Koua-tcheou, fut nommé commissaire impérial aux milices locales de Koua-tcheou; à la suite de quoi, chacun d'eux reçut un (ou des) sceau(x) officiel(s) en métal, récompense de leur volonté de rendre hommage."

Une quarantaine d'années après, Madame Che P'ing-t'ing (= Shi Ping-ting) de

l'Institut de Touen-houang a remarqué de plus que le *Kouei-yi kiun tsie-tou-che sin-tchou yin* 歸義軍節度使新鑄印 était utilisé seulement après l'an 955 parallèlement avec l'autre sceau *Koua Cha teng tcheou kouan-tch'a-che sin-yin* 瓜沙等州觀察使新印 "Sceau nouveau du commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha et autres"; (voir 施萍亭「本所藏『酒帳』研究」『敦煌研究』創刊号, 1983, p. 146 = Shi Pingting, "Description générale des manuscrits conservés à Dun-huang." *Les peintures murales et les manuscrits de Dun-huang. Colloque franco-chinois organisé par la Fondation Singer-Polignac à Paris, les 21, 22 et 23 février 1983*, Paris 1984, pp. 123-125, pl. XIV.) C'était une excellente idée. Mais elle n'a pas remarqué qu'il y avait un emploi systématique pendant tout la période du *Kouei-yi kiun*, ni qu'on peut classer chronologiquement d'autres sceaux officiels de cette époque.

Depuis le milieu du 8^e siècle en Chine propre à l'époque des T'ang ou des Cinq Dynasties, les empereurs chinois ont nommé çà et là deux sortes de commissaires impériaux pour s'exercer dans une région *tao* 道 comprenant plusieurs préfectures. L'un est le commissaire impérial au commandement de l'armée, c.-à-d. *tsie-tou-che* 節度使, et l'autre est le commissaire impérial à la surveillance, c.-à-d. *kouan-tch'a* (*tch'ou-tche*) *che* 觀察(處置)使. En principe, le premier a le pouvoir dans le domaine militaire, et le dernier a le pouvoir dans le domaine administratif ou financier. Citons un passage de Ch. O. Hucker (*A Dictionary of Official Titles in Imperial China*, p. 144, No. 777), "*chieh-tu shih* 節度使 ... (2) T'ANG-Chin: Military Commissioner, ... Especially in consequence of the An Lu-shan rebellion beginning in 756, the number of Military Commissioners proliferated, and during much of the late T'ang period they were virtually autonomous regional governors. Theoretically, control over a Circuit (*tao* 道) came to be divided between a Military Commissioner and, for non-military affairs, a Surveillance Commissioner (*kuan-ch'a shih* 觀察使); but in many Circuits a warlord took both functions for himself, as Military and Surveillance Commissioner (*chieh-tu kuan-ch'a shih* 節度觀察使), ..." En principe, ces deux commissaires doivent être côte à côte, et

chacun doit employer un sceau officiel accordé par l'empereur. S'il n'y a pas eu les deux sceaux en même temps, personne n'a pu dominer une région complètement. On peut facilement supposer que ce système a été fait pour la sécurité de l'empereur. Néanmoins, on trouve souvent des cas où une seule personne a obtenu ces deux pouvoirs depuis le 8^e siècle jusqu'au 10^e siècle. D'habitude, un commissaire impérial au commandement de l'armée a cumulé le poste d'un commissaire impérial à la surveillance. Mais quand un commissaire impérial à la surveillance était à la tête d'une région, il a souvent cumulé le poste d'un commissaire impérial à la défense (*tou*) *fang-yu-che* (都) 防禦使, ou d'un commissaire impérial aux milices locales (*tou*) *t'ouan-lien-che* (都) 團練使. *Fang-yu-che* et *t'ouan-lien-che* sont un peu plus bas de rang que *tsie-tou-che*. En tout cas, il devait toujours avoir une paire de sceaux, dont l'un est pour les affaires militaires et l'autre pour les affaires administratives. Les commissaires impériaux au commandement du *Kouei-yi kiun* devaient être dans le même cas. En fait, ils ont été les rois indépendants dans cette région, mais ils ont voulu se faire nommer commissaires impériaux pour maintenir des liens avec la Cour de Chine.

Les données fondamentales obtenues par mes recherches sont présentées non seulement dans la "Liste des empreintes en rouge des sceaux officiels" attachée à la fin de cet article, mais aussi dans le quatrième chapitre lui-même. Dans la liste est donnée la note sur les cas de la première lecture faite par moi-même. Les conclusions fondées sur les réflexions tenant compte des perspectives expliquées ci-dessus sont présentées dans le "Tableau chronologique concernant des sceaux officiels employés par les commissaires impériaux de l'Armée Revenue au Devoir" et aussi dans le dépliant "Graphique des sceaux officiels de l'Armée Revenue au Devoir dans l'ordre chronologique".

Je tiens à remercier Madame Monique Cohen qui a bien voulu me faire obtenir les photographies des manuscrits du Fonds Pelliot chinois ou tibétain de la Bibliothèque Nationale de Paris, dont les empreintes des sceaux ont été reproduites ici. Mes

remerciements vont également à Monsieur James Hamilton, Madame M. Cohen, et Mademoiselle Keiko Omoto qui ont pris la peine de lire ce résumé et d'y apporter des corrections.

Tableau chronologique concernant des sceaux officiels employés par les commissaires impériaux de l'Armée Revenue au Devoir

Abréviation

Mil. = Sceau employé pour les affaires militaires

Adm. = Sceau employé pour les affaires administratives

Mil. & Adm. = Sceau employé pour les affaires militaires et administratives

Ind. = Sceau employé à l'époque du royaume indépendant

En 848, un personnage important de la préfecture de Cha 沙, Tchang Yi-tch'ao 張議潮, souleva la population contre le Tibet, chassa les Tibétains des régions de Cha et de Koua 瓜, et partit à la reconquête de tout le couloir du Kan-sou. En 848 ~ 850, il occupa les préfectures de Koua, de Sou 肅, de Kan 甘, et de Yi 伊. D'autre part, il envoya dix groupes de messagers à la Cour des T'ang pour solliciter sa nomination comme commissaire impérial.

Au deuxième (ou cinquième) mois de la cinquième année de l'ère de *ta-tchong* 大中 (851), Tchang Yi-tch'ao fut nommé commissaire impérial à la défense de la préfecture de Cha-tcheou [d'après *Tseu tche t'ong kien* 資治通鑑, chap. 249, Edition Tchong-houa chou-kiu, pp. 8044-45]. Je crois qu'à ce moment-là le "Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si" (**Mil. 1**) fut donné à Tchang Yi-tch'ao par l'empereur chinois. Je n'exclus pas qu'en même temps l'autre "Sceau du commissaire impérial à la surveillance de la région de Ho-si" (**Adm. 1 & 2**) lui fut donné.

● Période I = 851 ~ 888 A.D. (Tchang Yi-tch'ao 張議潮 ~ Tchang Houai-chen

張淮深)

Mil. 1 : *Ho-si tou fang-yu-che yin* 「河西都防禦使印」 “Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si”

Adm. 1 & 2 : *Ho-si tao kouan-tch'a-che yin* 「河西道觀察使印」 “Sceau du commissaire impérial à la surveillance de la région de Ho-si”

Mil. 2 ? : *Ho-si (tao) tsie-tou-che yin (?)* 「河西 (道) 節度使印 ? 」, sceau supposable mais pas encore découvert.

À l'onzième mois de la cinquième année de l'ère de *ta-tchong* (851), la Cour des T'ang fit établir un district militaire appelé le *Kouei-yi kiun* “Armée Revenue au Devoir” à Cha-tcheou. Tchang Yi-tch'ao fut nommé commissaire impérial au commandement de l'Armée Revenue au Devoir et aussi commissaire impérial à la surveillance des onze préfectures du Ho-si. Il dut lui être donné une paire de sceaux. J'en suis sûr que l'un était le “Sceau du commissaire impérial à la surveillance de la région de Ho-si” (Adm. 1 & 2). Je suppose que l'autre pouvait être le sceau *Ho-si (tao) tsie-tou-che yin* 河西 (道) 節度使印 “Sceau du commissaire impérial au commandement de la région de Ho-si” (Mil. 2 ?), dont aucune empreinte n'est encore découverte, et que Tchang Yi-tch'ao aurait pu donner le “Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si” (Mil. 1) à un personnage influent qui était au deuxième ou troisième rang dans le gouvernement du *Kouei-yi kiun*.

À ce propos, je voudrais indiquer une méprise dans la lecture d'un sceau du *Catalogue parisien*. Il y est dit que P. 3103 porte deux empreintes en rouge d'un sceau peu lisible, *Ho-si tsie / tou-che yin* 河西節度使印. Mais la lecture n'est pas exacte. Si elle était bonne, je serais très heureux parce que ma théorie sur l'existence parallèle d'une paire de sceaux officiels serait confirmée. Cependant, à mon grand regret elles sont en fait des empreintes d'un “Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha” 沙州節度使印 qui est parfois attesté. Nous devons encore attendre

la découverte d'une empreinte du sceau du commissaire impérial au commandement de la région de Ho-si.

En 861, le *Kouei-yi kiun* occupa la préfecture de Leang 涼. Alors, son territoire s'étendit tout le long du couloir du Kan-sou.

En 867, Tchang Yi-tch'ao alla résider à la capitale chinoise, Tch'ang-ngan 長安, où il mourut en 872. La direction du *Kouei-yi kiun* fut confiée à son neveu Tchang Houai-chen 張淮深, mais la Cour des T'ang n'osa pas lui donner l'investiture impériale pendant plus de vingt ans. Il est possible que Tchang Yi-tch'ao ait emporté le sceau supposable (Mil. 2), tandis que Tchang Houai-chen employait toujours le "Sceau du commissaire impérial à la surveillance de la région de Ho-si" (Adm. 1 & 2). Si c'était avant 872, Tchang Houai-chen aurait pu aussi employer le "Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si" (Mil. 1) pour faire une paire. Cependant, concernant les trois manuscrits portant le "Sceau du commissaire impérial à la défense du Ho-si", on ne peut rien préciser quant à celui de 885, P. 2629, mais les deux autres, P. 3863 et P. 2672 - 2, sont des cas du sceau utilisé ni par le commissaire impérial au commandement de l'armée ni son représentant, mais par une personne de moindre importance. Ils semblent avoir été émis bien après 872.

En 888, un envoyé impérial appelé Song Kouang-t'ing 宋光廷 arriva à Chatcheou, et il donna directement à Tchang Houai-chen un fanion d'investiture de commissaire impérial au commandement. Je crois qu'à ce moment-là il reçut une paire de sceaux: "Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha" (Mil. 3) et "Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha" (Adm. 3).

● Période II = 888 ~ 910 A.D. (dernières années de Tchang Houai-chen ~ Tchang Houai-ting 張淮鼎 ~ Souo Hiun 索勳 ~ Li Hong-yuan 李弘願 et ses frères ~ Tchang Tch'eng-fong 張承奉)

Mil. 3 : 「沙州節度使印」 *Cha-tcheou tsie-tou-che yin* = "Sceau du commissaire

impérial au commandement de la préfecture de Cha”

Adm. 3 : 「沙州觀察處置使之印」 *Cha-tcheou kouan-tch'a tch'ou-tche che tche yin* = “Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha”

En 890, Tchang Houai-chen fut assassiné, et Tchang Houai-ting 張淮鼎 lui succéda. Dans la même année mourut un personnage influent appelé Li Ming-tchen 李明振, dont l'épouse était la quatorzième fille de Tchang Yi-tch'ao. Il se situait au deuxième rang dans le gouvernement de Tchang Houai-chen.

En 892, Tchang Houai-ting mourut en demandant à Souo Hiun 索勳 d'assister son fils Tchang Tch'eng-fong. Mais Souo Hiun, un gendre de Tchang Yi-tch'ao, se donna le titre de commissaire impérial. La Cour des T'ang approuva cette succession.

En 894, Souo Hiun fut renversé par un coup d'État que l'épouse de Li Ming-tchen organisa avec ses fils. Ils firent Tchang Tch'eng-fong hériter de la succession, mais en fait Li Hong-yuan 李弘願 et ses frères tinrent les rênes du gouvernement.

En 896, Tchang Tch'eng-fong 張承奉 reprit le pouvoir réel.

En 900, Tchang Tch'eng-fong fut nommé commissaire impérial au commandement et aussi commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha, Yi, Si, et autres. Il y avait une longue période de rupture des relations diplomatiques entre le *Kouei-yi kiun* et la Chine propre à partir de 900 jusqu'à 918.

En 907, l'Empire des T'ang s'écroula finalement.

En 910, Tchang Tch'eng-fong se proclama “Fils du Ciel vêtu de blanc du Royaume des Monts d'Or des Han occidentaux”, apparemment dans l'intention de créer en Asie Centrale un nouvel État entièrement détaché de la Chine propre. Nous pouvons discerner son intention dans les deux sceaux nouveaux qu'il a ordonné de faire: *Touen-houang kouo t'ien-wang yin* 「燉煌國天王印」 “Sceau du roi du ciel du Royaume de Touen-houang” (**Ind. 1**) et *Kin-chan po-yi wang yin* 「金山白衣王印」 “Sceau du roi vêtu de blanc [du Royaume] des Monts d'Or [des Han occidentaux]” (**Ind. 2**). Les

dimensions de ces deux sceaux sont plus grandes que celles des sceaux employés non seulement par les commissaires impériaux au commandement du *Kouei-yi kiun* mais aussi par les commissaires impériaux à la surveillance de la région de Touen-houang. En même temps, nous devons faire remarquer que les inscriptions de ces deux sceaux sont un peu plus simples que celles des autres (voir *Touen-houang hiue ta ts'eu-tien*, Changhai 1998, p. 289).

● **Période III = 910 ~ 914 A.D.** (Tchang Tch'eng-fong 張承奉 comme *po-yi t'ien tseu* 白衣天子 “Fils du Ciel vêtu de blanc” du *Si Han Kin-chan kouo* 西漢金山国 “Royaume des Monts d’Or des Han occidentaux”)

Ind. 1 : *Touen-houang kouo t'ien-wang yin* 燉煌國天王印 “Sceau du roi du ciel du Royaume de Touen-houang”

Ind. 2 : *Kin-chan po-yi wang yin* 金山白衣王印 “Sceau du roi vêtu de blanc [du Royaume] des Monts d’Or [des Han occidentaux]”

En 914, Tchang Tch'eng-fong fut remplacé au pouvoir par Ts'ao Jen-koueï 曹仁貴 (= Ts'ao Yi-kin 曹議金), qui se donna le titre de commissaire impérial provisoire des soldats et des chevaux au commandement de l'Armée Revenue au Devoir. On peut voir son intention de dépendre au moins nominalement de la Cour de Chine dans le fait qu'il commença à employer de nouveau la même paire de sceaux que celle de la Période II, c.-à-d. Mil. 3 et Adm. 3. À cette époque-là, il n'y avait pas encore le sceau pour le commissaire impérial provisoire.

● **Période IV = 914 ~ 935 A.D.** (Ts'ao Yi-kin 曹議金)

Mil. 3 : “Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha” (nouvel emploi)

Adm. 3 : “Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha” (nouvel emploi)

En 924, Ts'ao Yi-kin 曹議金, le commissaire impérial provisoire au commandement, fut officiellement nommé commissaire impérial au commandement du

Kouei-yi kiun et aussi commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha et autres par l'empereur Tchouang-tsong 莊宗 des T'ang Postérieurs. Ts'ao Yi-kin reçut cette investiture impériale grâce à l'appui de Han Chou 韓洙, le commissaire impérial au commandement de Ling-wou 靈武.

En 935, Ts'ao Yi-kin mourut, et Ts'ao Yuan-tō lui succéda.

● Période V = 935 ~ 939 A.D. (Ts'ao Yuan-tō 曹元德)

Mil. 4 & Adm. 4 : *Kouei-yi kiun yin* 「歸義軍印」 “Sceau de l'Armée Revenue au Devoir”

On ne peut trouver l'emploi ni du “Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha” (Mil. 3) ni du “Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha” (Adm. 3) à la période de Ts'ao Yuan-tō. En revanche, les manuscrits portant le “Sceau de l'Armée Revenue au Devoir” datés sont tous de l'ère de Ts'ao Yuan-tō (935 ~ 939). On ne peut pas douter, à l'heure actuelle tout au moins, du fait que le “Sceau de l'Armée Revenue au Devoir” fut utilisé uniquement pendant l'ère de Ts'ao Yuan-tō.

En 939, Ts'ao Yuan-tō mourut, et Ts'ao Yuan-chen lui succéda.

● Période VI = 939 ~ 955 A.D. (Ts'ao Yuan-chen 曹元深 ~ la première période de Ts'ao Yuan-tchong 曹元忠)

Mil. 3 : “Sceau du commissaire impérial au commandement de la préfecture de Cha” (emploi pour la troisième fois)

Adm. 3 : “Sceau du commissaire impérial à la surveillance et au traitement de la préfecture de Cha” (emploi pour la troisième fois)

★ Seulement en 948 et aux années suivantes, emploi du **Mil. 5 & Adm. 5 :** *Kouei-yi kiun tsie-tou kouan-tch'a lieou-heou yin* 「歸義軍節度觀察留後印」 “Sceau du commissaire impérial provisoire au commandement et à la surveillance de l'Armée Revenue au Devoir”.

En 944, Ts'ao Yuan-chen mourut, et Ts'ao Yuan-tchong lui succéda.

En 946, Ts'ao Yuan-tchong fut officiellement nommé commissaire impérial provisoire de Cha-tcheou par la Cour des Tsin 晉 Postérieurs. Mais l'investiture impériale avec le "Sceau du commissaire impérial provisoire au commandement et à la surveillance de l'Armée Revenue au Devoir" (Mil. 5 & Adm. 5) n'arriva qu'en 948 à Cha-tcheou. Pendant quelques années après cela, il employa ce sceau.

Au plus tard en 952, Ts'ao Yuan-tchong commença à employer de nouveau la paire de sceaux Mil. 3 et Adm. 3.

En 955, Ts'ao Yuan-tchong fut officiellement nommé commissaire impérial au commandement du *Kouei-yi kiun* par la Cour des Tcheou Postérieurs. Il reçut une paire de sceaux officiels en métal: "Sceau nouvellement fondu du commissaire impérial au commandement de l'Armée Revenue au Devoir" (Mil. 6) et "Sceau nouveau du commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha et autres" (Adm. 6).

● Période VII = 955 ~ 989 A.D. (les deuxième et troisième périodes de Ts'ao Yuan-tchong 曹元忠 ~ Ts'ao Yen-kong 曹延恭 ~ la première semestre de Ts'ao Yen-lou 曹延祿)

Mil. 6 : *Kouei-yi kiun tsie-tou-che sin-tchou yin* 歸義軍節度使新鑄印 "Sceau nouvellement fondu du commissaire impérial au commandement de l'Armée Revenue au Devoir"

Adm. 6 : *Koua Cha teng tcheou kouan-tch'a-che sin-yin* 瓜沙等州觀察使新印 "Sceau nouveau du commissaire impérial à la surveillance des préfectures de Koua, Cha et autres"

★ Seulement en (976? ~) 978 (~ 979?), emploi de nouveau du "Sceau du commissaire impérial provisoire au commandement et à la surveillance de l'Armée Revenue au Devoir" (Mil. 5 & Adm. 5).

En 974, Ts'ao Yuan-tchong mourut, et Ts'ao Yen-kong lui succéda.

En 976 ou 977, Ts'ao Yuan-kong mourut, et Ts'ao Yen-lou lui succéda. Au

début, Ts'ao Yen-lou n'employa pas la même paire de sceaux que celle utilisée par ses prédécesseurs, mais l'ancien sceau du commissaire impérial provisoire jadis employé par Ts'ao Yuan-tchong.

En 979, Ts'ao Yen-lou commença à employer de nouveau la paire de sceaux Mil. 6 et Adm. 6.

● Période VIII = 990 ~ 1002 A.D. (la deuxième semestre de Ts'ao Yen-lou 曹延祿)

Mil. 7 : *Kouei-yi kiun tsie-tou-che tche yin* 「歸義軍節度使之印」 “Sceau du commissaire impérial au commandement de l'Armée Revenue au Devoir”

Adm. 7 ? : *Koua Cha tcheou kouan-tch'a-che tche yin* 「瓜沙州觀察使之印」
sceau supposable mais pas encore découvert.

Je n'ai pas trouvé la raison pour laquelle Ts'ao Yen-lou cessa entre 989 et 990 d'employer la paire de sceaux Mil. 6 et Adm. 6. Puisque le “Sceau du commissaire impérial au commandement de l'Armée Revenue au Devoir” (Mil. 7) est seulement pour les affaires militaires, on peut facilement supposer l'existence de l'autre sceau avec une inscription telle que *Koua Cha tcheou kouan-tch'a-che tche yin* 「瓜沙州觀察使之印」. Mais, en même temps, je ne nie pas la possibilité que le sceau Adm. 6 était alors encore utilisé.

En 1002, Ts'ao Yen-lou mourut, et Ts'ao Tsong-cheou 曹宗壽 lui succéda.

別表 朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト

Liste des empreintes

印文 (nom) 文書番号 (cote)	年月日 (date)	印寸 (dimension des sceaux: hauteur x largeur (cm))
Mil. 1 「河西都防禦使印」		
P. 2696	885, 中和五年	5.2 x 5.1; 5.3 x 5.1; 5.3 x 5.3; 5.5 x 5.4
P. 3863	(887 年と考証)	5.3 x 5.3
P. 2672 - 2	不明	5.3 x 5.3
Mil. 2 未発見 (inconnu)		
Adm. 1 & 2 「河西道觀察使印」		
P.T. 1081	ネズミ年 (森安説 856 年)	5.5 x 5.6 (縦方向に紙が収縮)
Mil. 3 「沙州節度使印」		
Дх. 1435	895, 乾寧二年十月十日	森安未確認; 5.6 x 5.7 (Чугуевский)
S. 1604 (1)	902, 尚書・張承奉	5.7 x 5.6; 5.7 x 5.8; 5.8 x 5.7
P. 4638 - v9	(李正字説により 916 年)	5.7 x 5.9
P. 4638 - v10	(李正字説により 916 年)	5.7 x 5.7
P. 2704 - 1	933, 長興四年十月	5.8 x 5.8
P. 2704 - 2	934, 長興伍年正月	5.8 x 5.7
P. 2704 - 3	934, 長興五年二月	5.7 x 5.8
P. 2704 - 4	934, 長興伍年五月	5.7 x 5.8
P. 3388	947, 開運四年三月	5.7 x 5.6
P. 4514 (6)-4	(947 年と考証)	5.6 x ?
S. 8516 A+B+C	952~953, 広順二~三年	5.6 x 5.7 (2 fois); 5.6 x 5.8; 5.7 x 5.7 (2 fois); 5.7 x 5.8 (3 fois); 5.8 x 5.7
Дх. 3015 + 3156	953	森安未確認; 5.6 x 5.7 (Чугуевский)
P. 3103	不明	5.8 x 5.7 (2 fois)
Дх. 2165	不明	森安未確認; 5.6 x 5.7 (Чугуевский)
Дх. 3412 + 3415	不明	森安未確認; 5.6 x 5.7 (Чугуевский)
羅振玉旧蔵	10 世紀前期	森安未確認
Adm. 3 「沙州觀察處置使之印」		
P. 3384 &c.	891, 大順二年正月	5.9 x 5.8; 5.9 x ? (2 fois)
P. 3239	914, 曹仁貴, 甲戌年十月	5.8 x 5.7 (8 fois); 5.8 x 5.6
P. 3805	925, 同光三年六月	5.8 ~ 5.9 x 5.8 (9 fois); 5.9 x 5.8
S. 4363	942, 天福七年七月	5.8~6.0 x 5.8~5.9 (9 fois)
P. 4046	942, 天福七年十一月	5.9 x 5.9
Mil. 4 & Adm. 4 「歸義軍印」		
P. 3556 - v2	936, 清泰三年正月	5.6 x 5.4
P. 3260	留後曹元德, 十二月三日	5.6 x ?
S. 4291	938, 清泰伍年二月	5.5 x 5.4 (3)
P. 3347	938, 天福三年十一月	5.4 x 5.3 (3 fois); 5.5 x 5.3 (5 fois)
P.T. 1124	(曹元德時代と考証)	5.5 x 5.5; 5.6 x 5.4; 5.6 x 5.5

en rouge des sceaux officiels

パリ目録	メ モ
未刊	森安新読
5.3 x 5.1	森安新読
未刊	森安新読
5.5 x 5.5	森安 1980
	Чугуевский
	Giles
5.6 x 5.7	蔣斧「沙州文録」
5.6 x 5.7	蔣斧「沙州文録」
未刊	Chen 1960
未刊	Chen 1960
未刊	Chen 1960
未刊	Chen 1960
5.8 x 5.5	Chen 1960 ; パリ目録の数値は誤り, 縦は彼らの方式でも 5.6 のはず
記載なし	パリ目録 (ただし元徳に誤る)
	榮新江 (5.6 x 5.5; 5.6 x 5.8 cm)
	Чугуевский
5.7 x 5.7	森安訂正, パリ目録では「河西節度使印」に誤る
	Чугуевский
	Чугуевский
	仁井田 1940
5.8 x 5.8	仁井田 1940 (仁井田 1937 では誤読), cf. Chen 1960, p. 6.
5.8 x 5.6	陳祚龍 1983
5.8 x 5.6	パリ目録
	森安新読
5.8 x 5.8	森安新読, 墨印
5.5 x 5.3	Chen 1963 ; 写真もあり
5.4 x ?	
	森安新読
6 x 5.3	王重民 ; パリ目録の数値は誤り
	ラルー目録

P. 3903	(曹元徳時代と考証)	5.5 x 5.4 (2 fois); 5.6 x 5.4; 5.4 x ? (2 fois); 5.5 x ? (2 fois); 5.6 x ?
Дх. 1352	(曹元徳時代と考証)	森安未確認; 5.5 x 5.2 (Чугуевский)
P. 4638 - v8	(曹元徳時代と考証)	5.5 x ?
(P. 3902 B ?)		

Mil. 5 & Adm. 5 「歸義軍節度觀察留後印」

S. 4398	948, 天福十四年五月	5.7 x 5.6
P. 3835 - v7	978, 戊寅年五月, 曹延祿の 鳥形署名	5.6 x 5.6 (2 fois)

Mil. 6 「歸義軍節度使新鑄印」

S. 2974	961, 建隆二年二月	5.9 x 5.8
P. 2155 - v2	962, 太傅・曹元忠	6 x 5.8 (2 fois)
P. 2629 + 敦 01	(施萍亭説により 964 年)	6 x 5.7 (2 fois); 6 x 5.8
S. 4632	968, 乾徳六年四月	5.9 x 5.7
P. 2484	968, 戊辰年	6 x 5.8 (3 fois); 6 x 5.9; 6.1 x 5.8; 6.1 x 5.9
S. 5571	968, 戊辰年, 曹元忠の鳥形 署名	計測不許可
S. 5590	968, 戊辰年, 曹元忠の鳥形 署名	6 x ?
S. 5973 (1)	974, 開寶七年正月	6 x 5.8
S. 5973 (2)	974, 開寶七年二月	6 x 5.7
S. 5973 (3)	975, 開寶八年正月	5.9 x 5.8
S. 5973 (4)	975, 開寶八年二月	6 x 5.8
P. 3878	979, 己卯年, 曹延祿の鳥形 署名	5.8 x 6; 5.9 x 5.7; 5.9 x 5.9; 6 x 5.6; 6 x 6; 6 x 5.8 (3 fois)
P. 4061 - 2	壬午 (982) 年以前	5.8 x 5.6
P. 2985 - 5	不明, 連接文書に開寶五 (972) 年と己卯 (979) 年あり	6 x ?

Adm. 6 「瓜沙等州觀察使新印」

P. 3379	958, 顯徳五年二月	5.7 x 5.7; 5.8 x 5.8; 5.7 x ?
P. 3975	959, 己未年八月	5.8 x 5.7
P. 2968	(974 年と考証)	5.8 x 5.7
P. 3576	989, 端拱二年三月	6 x 5.9

Mil. 7 「歸義軍節度使之印」

Ch/U 7525~7527	990, 端拱三年	森安未確認
S. 4453	991, 淳化二年十月	5.6 x 5.5; 5.7 x 5.5 (2 fois)
P. 2737	993, 癸巳年四月~九月	5.7 x 5.5; 5.7 x 5.6 (2 fois)
李盛鐸旧蔵	995, 乙未年十月	不明
S. 6998 B	995~996, 乙未~丙申年	5.6~5.7 x 5.6~5.7 (8 fois)
S. 6998 A	10 世紀第 4 四半世紀	5.7 x 5.5; 5.7 x 5.6
S. 1898	10 世紀	森安未確認

Adm. 7 未発見 (inconnu)

西漢金山国=燉煌国 (敦煌独立王国)

Ind. 1 「燉煌國天王印」

S. 1563	914, 甲戌年	6.4 x 6.5; 6.5 x 6.5 (2 fois)
---------	----------	-------------------------------

5.4 x 5.3	Chen 1963
	Чугуевский
5.5 x ?	森安新読, バリ目録では誤読, 朱印は本文と無関係
	Chen 1963 にもバリ目録にもあるが, 実見しても判読不能
	従来誤読を森安訂正
5.5 x 5.5	Eliasberg 1979
	Giles
6 x 5.7	那波利貞? (cf. 藤枝「帰義 (四・完)」 p. 80)
未刊	Chen 1960
	Giles
6 x 5.8	Chen 1960
	Giles
	Giles
	Giles
	Giles
	Giles
6 x 6.2	バリ目録; ただしバリ目録の数値は誤り
5.6 x 5.5	森安新読
未刊	森安新読
5.8 x 5.8	仁井田陞
5.8 x 5.8	王重民; バリ目録が 949 年とするのは誤植
未刊	Chen 1960
5.8 x 5.8	王重民; バリ目録方式では 5.8 x 5.7 のはず, Chen 1960 に写真
	Thilo 1968
	Giles
未刊	森安新読
	池田 (温) 2000
5.5 x 5.7	榮新江
5.5 x 5.7	榮新江
	「初稿 I」
	Giles

Ind. 2 「金山白衣王印」		
P. 4631 + 4632	西漢金山国 (910 ~ 914)	6.0 x 6.0 ~ 6.1 (17 fois)
Дх. 3174	西漢金山国 (910 ~ 914)	森安未確認; 6 x 6 (Чугуевский)
甘州ウイグル王国		
伊西□□四?鎮道?都□□之印		
P.T. 1082	(932 ~ 934 年と考証)	6.2 x 5.9; 6.2 x 5.8
コータン王国		
書詔新鑄之印		
P. 5538	970	5.8 x 5.6
大子闐漢天子勅印		
P. 2826	956 ~ 966, 李聖天から令公・曹元忠へ	7.0 x 7.0
通天萬歲之印		
P. 2826	956 ~ 966, 李聖天から令公・曹元忠へ	9.5 x 9.2
□□天皇后新鑄之印		
P. 4516	10 世紀, コータン皇后	5.7 x 5.7 (これは墨印だが, 朱も混じる)
樞密□印		
P. 3861	10 世紀?, コータン王国樞密院?	5.2 x 5.2
西ウイグル王国		
大福天迴鶻國中書門下額子迦思諸宰相之寶印		
Y 974 / K 7709	10 世紀, マニ教寺院経営令規文書	10 x 9.5 (11 fois) (ただしこれは平均値)
大福天迴鶻國中書門下額子□□諸宰相之寶印		
U 5525 + U 5717	10 ~ 11 世紀頃	10.7 ~ 11 x environ 10.6
□□□天特勅之印		
U 5980	10 ~ 11 世紀頃	6.1 x ?? (横は 3.5 cm 分のみ残存)
額子伽思諸宰相之印		
U 5990 v	10 ~ 11 世紀頃	縦横とも不完全
Ot. Ry. 1590	10 ~ 11 世紀頃	6 ~ 6.1 x ?? (横は 5.2 cm 分のみ残存)
額□□思諸宰相之印		
U 5983	10 ~ 11 世紀頃	5.8 x ?? (横は 5.1 cm 分のみ残存)
その他参考用		
肅州之印		
P.T. 1190	874 ~ 879, 乾符年間	5.3 x 5.2
P.T. 1189	森安説では10世紀後半	5.1 x 5.2 (2 fois) (縦方向に紙が収縮)
瓜州團練使印		
P. 4622	986, 雍熙三年十月	6.0 x 5.7
軍「資庫司之?印」		
P. 3878	979	5.9 x 5.7
壽昌縣印		
P. 3016 - v1 - 1		5 x 4.7

	蒋斧「沙州文録」；王重民・パリ目録では「金山白帝王印」 Чугуевский
6.1 x 5.7	森安再解説
5.5 x 5.7	Cheng Te-kun; 本文はコータン文；cf. Pulleyblank 1954, pp. 91-93.
未刊	王重民；Chen 1963 で訂正
未刊	王重民
5.7 x 5.5	森安新説；封筒の封印；『敦煌書法叢刊』15, p. 95 は参照の価値あり
5 x 6.4	森安新説；パリ目録の数値は誤り
	森安 1991, pp. 37, 127；本文はウイグル文（半楷書体）
	森安新説；不完全な 2 個を合成復元した数値；本文はウイグル文（半楷書体）
	森安新説；本文はウイグル文（半楷書体）
	森安新説；本文はウイグル文（半楷書体） 森安新説；本文はウイグル文（半楷書体）
	森安新説； 本文はウイグル文（半楷書体）
	ラルー目録で既読；本文は漢文で朱印あり，二次利用でチベット文 森安新説；本文はチベット語
5.9 x 5.7	Chen 1960
記載なし	森安新説
5 x 4.5	

右衛都知兵馬使之印		
P. 2985 - 2	972, 開寶五年十二月	5.6 x 5.1
P. 2804 - 1	973, 開寶六年三月	5.7 x 5
P. 2804 - 2	973, 開寶六年三月	5.6 x 5
沙州院之朱記		
P. 3547	878, (乾符五年四月と復元)	4.3 x 3.9 (2 fois), 4.4 x 3.9
河西都僧統印		
S. 1604 (2)	902, 天復二年四月	4.8 ~ 5 x 4.7 ~ 4.8 (3 fois)
P. 4638 - v3	937, 清泰四年十一月	4.8 x 4.7
S. 3798	987, 雍熙四年五月	4.8 x 4.7; 4.8 x 4.8; 4.9 x 4.8
瓜沙州大王印		
P. 2177		4.3 x 3.3; 4.4 x 3.3 (2 fois)
S. 5995		4.2 x 3.2; 4.3 x 3.2
P. 2413		4.4 x 3.3

文書索引・朱印対応表

文書番号 (cote)	名称 (nom)
Ch/U 7525~7527	Mil. 7
Дx. 1352	Mil. 4 & Adm. 4
Дx. 1435	Mil. 3
Дx. 2165	Mil. 3
Дx. 3015 + 3156	Mil. 3
Дx. 3174	Ind. 2
Дx. 3412 + 3415	Mil. 3
P. 2155 - v2	Mil. 6
P. 2484	Mil. 6
P. 2629 + 敦 01	Mil. 6
P. 2672 - 2	Mil. 1
P. 2696	Mil. 1
P. 2704 - 1	Mil. 3
P. 2704 - 2	Mil. 3
P. 2704 - 3	Mil. 3
P. 2704 - 4	Mil. 3
P. 2737	Mil. 7
P. 2968	Adm. 6
P. 2985 - 5	Mil. 6
P. 3103	Mil. 3
P. 3239	Adm. 3
P. 3260	Mil. 4 & Adm. 4

文書番号 (cote)	名称 (nom)
P. 3347	Mil. 4 & Adm. 4
P. 3379	Adm. 6
P. 3384 &c.	Adm. 3
P. 3388	Mil. 3
P. 3556 - v2	Mil. 4 & Adm. 4
P. 3576	Adm. 6
P. 3805	Adm. 3
P. 3835 - v7	Mil. 5 & Adm. 5
P. 3863	Mil. 1
P. 3878	Mil. 6
P. 3903	Mil. 4 & Adm. 4
P. 3975	Adm. 6
P. 4046	Adm. 3
P. 4061 - 2	Mil. 6
P. 4514 (6)-4	Mil. 3
P. 4631 + 4632	Ind. 2
P. 4638 - v10	Mil. 3
P. 4638 - v8	Mil. 4 & Adm. 4
P. 4638 - v9	Mil. 3
P.T. 1081	Adm. 1&2
P.T. 1124	Mil. 4 & Adm. 4
S. 1563	Ind. 1

未刊	印文は楷書体
未刊	印文は楷書体
未刊	印文は楷書体
4.2 x 3.8	印文は楷書体；年代考証は cf. 中村『唐代官文書研究』pp. 330-339.
4.8 x 4.7	バリ 目録が沙州都僧統印とするのは誤り
4.4 x 3.4	
4.3 x 3.3	

文書番号 (cote)	名称 (nom)
S. 1604 (1)	Mil. 3
S. 1898	Mil. 7
S. 2974	Mil. 6
S. 4291	Mil. 4 & Adm. 4
S. 4363	Adm. 3
S. 4398	Mil. 5 & Adm. 5
S. 4453	Mil. 7
S. 4632	Mil. 6
S. 5571	Mil. 6
S. 5590	Mil. 6
S. 5973 (1)	Mil. 6
S. 5973 (2)	Mil. 6
S. 5973 (3)	Mil. 6
S. 5973 (4)	Mil. 6
S. 6998 A	Mil. 7
S. 6998 B	Mil. 7
S. 8516 A+B+C	Mil. 3
未発見 (inconnu)	Mil. 2
未発見 (inconnu)	Adm. 7
羅振玉旧蔵	Mil. 3
李盛鐸旧蔵	Mil. 7

歸義軍朱印編年図表

